

第1日目（6月1日）

○議 長（小澤 実君） おはようございます。ただいまから令和2年6月南魚沼市議会定例会を開会いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、大平剛君から療養のため欠席、病院事業管理者から公務のため遅刻と早退の届けが出ておりますので報告いたします。

今6月定例会におきましては、市長、それから私はマスクを不着用で対応させていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。また、委員長報告、それから一般質問におきまして、登壇する際にはマスクを不着用でもいいというふうにしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

本日、雪国新聞、新潟日報社より写真撮影の願ひが出ておりますので、これを許可します。

[午前9時30分]

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号16番・中沢一博君及び議席番号18番・黒滝松男君の両名を指名いたします。

[「了承」と叫ぶ者あり]

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

○議 長 お諮りいたします。本定例会の会期は、本日6月1日から6月12日までの12日間としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日6月1日から6月12日までの12日間と決定いたしました。

○議 長 ここで、総務部長から発言を求められておりますので、これを許可します。  
総務部長。

○総務部長 おはようございます。貴重なお時間を頂戴いたしまして、4月の人事異動に伴います執行部の新部課長の紹介をさせていただきたいと思っております。

あわせまして、議案書に誤りがございましたので、そのおわびと訂正をさせていただきたいと思っております。

まず、新部課長の紹介であります、最初に部長級であります。

新たに部長職となった者、前職が学校教育課長で、会計管理者になりました山崎一也です。

○会計管理者 よろしくお願ひします。

○総務部長 前職が財政課長で、市民生活部長になりました平賀慎一郎です。

○市民生活部長 よろしくお願ひします。

○総務部長 前職が企画政策課長で、教育部長になりました片桐克巳です。

○教育部長 よろしくお願ひします。

○総務部長 前職は同じですが、部長級に格上げになりました議会事務局長 西澤良二です。

○議会事務局長 よろしくお願ひします。

○総務部長 部長職で異動をした者、前職は市民生活部長で、私、総務部長の石田であります。よろしくお願ひいたします。

続きまして、課長級であります。本日、議場に入場していない課長もおりますので、新職名と氏名のみを紹介させていただきます。

なお、消防職、医療職につきましては省略をさせていただきます。読み上げます。

新たに課長職となった者、秘書広報課長 宮崎一博、財政課長 岩井英之、税務課長 中澤満、廃棄物対策課長 大内義和、議会事務局次長 関井雅弘、農業委員会事務局長 古藤健一、市民病院事務部庶務課長 酒井正文。

課長職で異動をした者、塩沢市民センター長 荒川稔、企画政策課長 高橋悟、総務課長 南雲利和、保健課長 中島仁、都市計画課長 柴田和博、下水道課長 関伸一、学校教育課長 関浩二。

以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、既にお渡しいたしております議案書に誤りがございましたので、おわびと訂正をさせていただきますと思います。毎回で申しわけございませんけれども、よろしくお願ひ申し上げます。

丸正をお配りしております差しかえのお願いでありますけれども、まず第 12 号報告です。繰越明許費繰越計算書についてでございますが、4 ページの下から 5 段目、教育費につきまして、事業名の欄にあります「小学校非構造部材耐震事業費」とありますけれども、その「非構造」の「非」の字が誤っておりました。同じ間違いが 6 ページにもございましたので、第 12 号報告の議案書全体を差しかえさせていただきました。

続きまして、第 73 号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、1 ページの生年月日欄の元号の「昭和」の「昭」の字が一文字重複をしておりました。

続きまして、第 75 号議案、同じく農業委員会委員の任命であります。3 ページの経歴書の氏名欄の読み仮名に「いのうえ」の「の」の字が欠落をしておりまして、その下の経歴欄、「昭和 56 年 4 月に就農」とありますけれども、これが「平成 6 年 4 月」の誤りでありました。

第 81 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、3 ページの経歴書の経歴欄中ほどに、平成 16 年 6 月、「新潟県土地改良区事業団体連合会臨時職員採用」とありますけれども、この団体名が「新潟県土地改良事業団体連合会」の誤りでございました。

以上でございますけれども、いずれも単純なチェックミスでございます。まことに恥ずかしい限りでございます。さらに気を引き締めて精査してまいりますので、ご容赦いただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議 長 日程第 3、諸般の報告を行います。報告はお手元に配付のとおりといたし

ます。

○議 長 日程第4、市長所信表明及び行政報告を行います。

市長。

○市 長 おはようございます。傍聴の皆様も大変ありがとうございます。それでは、令和2年6月議会定例会の開会に当たりまして、まずは議員各位のご健勝をお喜び申し上げます。また、日ごろ市政にご尽力いただいておりますことに対しまして、深甚なる敬意を表しますとともに感謝を申し上げたいと思います。大変ありがとうございます。

まずは、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。新型コロナウイルスは、3月定例会の終了後、急速に全国で感染が拡大し、状況が一気に深刻化いたしました。この間の推移につきましては、報道などでご存じのことと思いますので詳細は省略をいたしますが、4月から5月にかけて目まぐるしく状況が変化をする中で、南魚沼市においては、4月7日に新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げ、それまでの警戒本部の状況からさらに体制を強化し、さまざまな課題に立ち向かってまいりました。全国の自治体がそうでありますように、南魚沼市も全く経験のない事態に直面したところであります。市民の皆様には不安感や焦燥感が募る場面も多々あったかと思いますが、市としては、国や県の動向にも合わせ、精一杯の努力を行ってきたところであります。

詳細な対応経過につきましては、各論のほうに掲載をしておりますが、大まかな点につきまして、この場で報告をさせていただきたいと思います。4月7日の緊急事態宣言以降、対象7都府県から転入された方、こういう方もいらっしゃるわけでありまして、14日間程度、できる限りほかの人との接触を避けるなど、自主的な行動制限を市から要請してまいりました。また、転入をされた児童そして生徒、こういう皆さんにつきましては、市内全ての保育園、認定こども園、小中学校、総合支援学校におきまして、転入後の2週間にわたり登園、または登校を見合わせていただくようお願いしました。

さらに、4月15日以降、真にやむを得ない事情で当市にいらっしゃる、対象7都府県から市内に転入、または帰省をしなければならない方々を対象として、家族とともに居住することに不安があるという場合に限り一時的な待機施設として、市内の旅館2つの施設を特別料金で利用できるようにさせていただきました。これには賛否両論、さまざまなご意見をいただいたところであります。しかしながら、利用された方も多く、平穩に待機期間を過ごされたということから、本当の意味で必要な支援であったと感じているところであります。

4月16日に緊急事態宣言が全国に拡大された以降は、まずは学校の臨時休業について検討しました。市内の小中学校、総合支援学校の休業の再開の動きについては後ほど詳しく述べますが、児童生徒への感染防止を何よりも最優先に考え、緊急ではありましたが、休業措置を決断したところでございます。

市独自の経済支援策についてであります。4月22日から庁内において最終的な協議を行い、先般の議会全員協議会で申し上げさせていただいたとおり、総額で第1弾としては3億円の支援を行う補正予算について、4月24日付で専決処分いたしました。国、県の支援策

の概要が明らかになった段階で、市として何をどこまでやるべきか、このことを真摯に検討し、国県の支援が届かない部分、及びこの事態の中で最も支援を必要としていると思われる部分に、思い切った支援策を講ずることとしたところであります。

1人当たり10万円を給付する国の特別定額給付金については、当初、新聞報道等が先行しまして、南魚沼市の対応が県内で最も遅いというようなお叱りを多数いただいたところであります。オンライン申請の方には早期の振り込みを行い、生活に窮しておられる方には可能な限り申請書の到達を早めて対応したところであります。それ以外のご家庭については5月20日までに申請書の発送作業が全て完了し、申請があり次第、順次振り込みを行っております。

現在のところ、約8割を超える受け付けをもう済ませておりまして、明日、ないし、あさっては8割を超える皆さんに給付が済む運びとなっております。大変この点ではお叱りを受けましたが、本市としては最大限の努力をさせていただいたと考えているところでございます。高齢者世帯など、郵便でのやりとりが困難な方、こういう方もいらっしゃいます。大体抽出をしています。この皆さんにつきましては、状況をきちんと見定めた上で、民生委員あるいは市職員の戸別訪問などによりまして、安全・確実に給付金をお届けする所存であります。思いとしては、早くということばかりがよく言われましたが、私どもは最後のお一人に至るまできちんと届けることこそが使命であると考えておるところであります。

市民への情報発信につきましては、目まぐるしく変化をする状況に対応し、機動的に情報発信を行う必要があるということから、紙ベースに頼らずインターネットを積極的に活用しております。これまで、節目節目で重要な情報を市長メッセージという形で市のウェブサイトに掲載し、更新をし、また、新潟県南魚沼地域振興局から発表のあった市内のPCR検査の結果につきましても、ウェブサイトやフェイスブック等で1日2回の発信を定期的に努めてまいりました。まだまだ足りないというご批判もあろうかと思えます。発信した情報に対する反響は大きく、まさにネット社会の成熟の上に、今回の諸施策が成立しているという思いを強くしたところであります。

しかしながら、高齢者の方など、インターネットの環境などに接する機会がない方、こういった皆さんに対しましては、やはり紙面による情報提供が不可欠であるとも考えております。市報の発行に合わせ、臨時に折り込みチラシを入れるなど、情報の偏りが生じないように配慮してまいりました。また同時に、インターネット環境のある方々には、お近くのお年寄り等でそういう方がいらっしゃったら、ぜひ、温かい視点で声かけをしていただく、または防犯の意識を高めていただくなど、呼びかけに努めてきたところでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響でさまざまな行事が中止または延期となっております。5月に予定しておりました東京都江戸川区との友好都市提携の締結式につきましては、4月に斉藤江戸川区長と協議をさせていただき、適切な時期を見極めた上で、改めて協定日を決めることとしました。今後、事態の状況を見ながら、協定の締結時期を検討してまいります。先週も斉藤区長とお話をさせていただきまして、これが少しでも前倒しできればという思い

で確認をさせていただいたところでございます。

これまで、多くの方からマスクや消毒用アルコールなどのご寄附を本当に多くいただきました。詳細は各論のほうに掲載しておりますが、この場を借りて市長職として改めて心から御礼を申し上げたいと考えております。

新型コロナウイルスとの闘いは、長期間にわたることが予想されます。しかし、市民が丸となって立ち向かうときには、必ず雲が晴れる時期が来ると信じています。今定例会に第2弾となる市独自の経済支援策につきまして、提案をさせていただいております。南魚沼市としても、あらん限りの力を振り絞ってまいりたいと考えておりますので、市民の皆様を初め、市議会議員の皆様からも、何とぞご協力、ご理解をお願い申し上げたいと考えております。

続きまして、3月議会定例会以降の経過などにつきましてご報告します。

第1に、保健・医療・福祉についてです。国民健康保険事業における令和2年度保険税率については、前年の所得額に基づき仮算定を行ったところ、税収見込みが当初予算額とほぼ同額の結果となったことから、現行税率を据え置くことといたしました。

保健関係については、新型コロナウイルス感染症に対し、市民の生命を最優先とした対策をとる一方で、生活や健康支援が必要となっている方への対応も並行して実施しています。

なお、健診事業については、感染予防のため、乳幼児健診や一部の訪問活動を除きまして、合同住民健診を6月末まで中止としています。再開は、今後の状況により判断したいと考えております。

子育て世代包括支援センターにつきましては、子ども家庭総合支援拠点との一体的な運営を検討しながら立ち上げに向けて準備を進めています。

医療関係については、3月1日に第1回の南魚沼市医療のまちづくり検討委員会を開催しました。その後、4月24日に第2回、5月27日に第3回を開催し、地域医療のあり方とそれに伴う医療のまちづくりについて協議を進めているところであります。多くの委員の皆さんが在京の方が多いため、テレワークで第2回、第3回は行っているところであります。

病院事業につきましては、ゆきぐに大和病院では、回復期を中心とした医療需要に対応するために、45床全ての病床を稼働できる人員体制を整えました。さらに、入院患者の在宅復帰を支援するため、病床構成を見直しまして、地域包括ケア病床を3床増やして24床に、一般病床を3床減らして21床に変更しました。新型コロナウイルス感染症対策では、入院患者への面会の制限、また慢性疾患などの定期的な受診をする外来の患者さん方に対しまして電話診療を勧めています。また、人間ドックにつきましては5月11日から、当初6月30日まで中止とするというふうの方針決定をしておりましたが、この間の状況が改まりまして、6月8日から再開をするということにさせていただいております。

市民病院では、新型コロナウイルス感染症対策として、面会制限、また医師も含めました全ての来院者に対して、正面玄関で検温を行っております。これはずっと続けています。受

診する方の体調などによっては、入り口に設置しております——ごらんの方も多いと思えます——テント内で看護師による問診、また、特別診察室を設置しております。ここでの診察を行っています。平成 29 年度から実施している、病院協の国道 17 号六日町バイパス補償関連工事につきましては令和 2 年 3 月に全て完了しました。また、需要が増加している CT、MRI の装置などによる画像の読影診断に対応するため、現在さいたま市に読影のためのオフィスを開設しまして、遠隔地での医師による画像診断を開始したところでございます。飛躍的に効果があらわれ始めております。

子育て支援関係につきましては、上田地区における統合保育園の名称を、平仮名になりますが、「うえだ保育園」と決定しまして、令和 3 年 4 月の開園に向けて、改修工事を発注しました。子育ての駅「ほのぼの」では、3 月から電話相談、予約相談以外の業務を休止しておりましたが、本日 6 月 1 日から人数制限を行いながらでございますが、平日のみの営業の再開とさせていただきます。

保育園・こども園の新型コロナウイルス感染症対策については、園児の保育園登園時の検温はもとよりであります。消毒、除菌の徹底を行っています。家庭保育協力者——要するに保育園にやらないで家庭で見たいという方、この協力者の皆さん対しては、保育料・副食費の登園日数の日割り計算による返却を 3 月から 5 月まで実施しています。国が実施をする子育て世帯への臨時特別給付金——これは児童 1 人当たり 1 万円の給付金、国が行うものです——については、公務員を除く対象児童約 6,300 人の保護者に対しまして、6 月 15 日に振り込みをする予定であります。市の独自支援策であります、児童扶養手当受給者等臨時特別給付金の児童扶養手当受給者への給付金は 5 月 19 日に、また、特別児童扶養手当受給者への給付金は 5 月 29 日に、それぞれ振り込みを行いました。終了しています。

家庭相談支援につきましては、在宅勤務や家庭保育の増加による児童虐待、または DV——配偶者等による暴力、これらの案件の増加を、こういう状況下にありますので大変心配しておりましたけれども、現在のところ当市においては目立った増加はなく、安堵しているところであります。

福祉関係につきましては、少雪や新型コロナウイルス感染症の影響によって、南魚沼市社会福祉協議会で実施している生活困窮相談の相談が増加しております。3 月下旬から受け付けを開始した緊急小口資金（特例貸付）については、4 月に入って相談件数が増加しています。生活保護の 3 月以降の相談・申請件数は、それぞれ以前の月平均と比べ、倍以上の件数になっております。これまで相談実績がなかった住宅確保給付金、これは以前からあった制度ですけれども、これについても相談件数が増えています。引き続き、南魚沼市社会福祉協議会と連携を強めながら、生活に困っている方への支援に全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

介護保険関係についてです。新型コロナウイルス感染症対策として、市内介護事業所では、利用者、従業者、そして来所者に対する検温の徹底のほか、サービス利用者及び家族の皆さんが、特定警戒都道府県の在住者と接触した場合には、最終接触日から 2 週間のサービス利

用の中止をお願いしている事業所もあります。また、入所施設については、来所者などの面会制限を実施して予防に努めています。一般介護予防事業における筋力づくり教室などの各種教室につきましては、予防の観点から中止しています。再開については、今後の状況を見きわめた上で検討しています。

事業所に対する支援としては、市が備蓄している——現在もしていますが、不織布マスクを、在庫が切迫している高齢者施設などの職員用として、第1弾は3月19日に94事業所。公私を問わずです。そして、これは計で1万700枚。不足感を訴えているという状況も出てきたことから、4月22日に3施設を加え97事業所へ計1万3,200枚を配布しました。

第1号被保険者に対する支援としては、新型コロナウイルス感染症の影響によって一定程度収入が下がった方などに対しまして、介護保険料の減免などが可能となるよう、この定例会に介護保険条例の一部改正を提出しましたので、どうかよろしくお願いをいたします。

次に、教育・文化についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、3月16日までとしていた南魚沼市立学校の臨時休業期間をまずは春休みまで延長をしました。

学校を再開した4月以降は、各学校の入学式の規模を縮小して挙行了しました。上田地区では、第一上田小学校、第二上田小学校を統合した上田小学校が開校し、4月9日に開校式・入学式を——これは兼ねております——挙行了しまして、18人の入学児童を迎えることができました。これにより、上田地区の統合関連事業は全て終了いたしました。地域の皆様の協力に心から感謝をするとともに、これから新たな小学校として輝かしい歴史が刻まれることを期待するところでございます。

4月の学校再開後、校内の徹底した消毒作業を初め、部活動の中止、また5限までの授業体制などの取り組みなどにより、安全・安心な教育環境の整備に努めてまいりました。4月16日に緊急事態宣言が全国に拡大され、新潟県知事から学校の休業が要請されたということから、全ての南魚沼市立学校について、4月25日から5月10日まで臨時休業をさせていただきました。この期間、図書館を含めた市内の文化施設及びスポーツ施設についても利用休止の措置をとり、新型コロナウイルス感染症の防止対策に努めてきたところであります。

その後であります、5月4日に緊急事態宣言が延長され、5月5日に新潟県知事より示された休業要請の施設から学校が除外されたことを受けまして、学校を5月11日から再開をいたしました。一方で、図書館を除く市内の文化施設及びスポーツ施設については、引き続き利用休止を延長し、「学びの保障」——学校を優先してまいりましたが、5月14日に新潟県を含む39県の緊急事態宣言が解除されたということから、5月21日以降、感染防止対策を講じた上で、一定の利用制限を行い、段階的に再開することとしました。今後も学校を初めとした公共施設の衛生環境の維持に努めるとともに、実施可能な教育活動から段階的に取り組んでまいりたいと考えております。

石打地区の小中学校統合協議会については、現在、協議会の委員選出を行っています。今後、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮しながら、委員による全体会を開催し、統合に向け

た具体的な協議に入りたいと考えております。

坂戸城跡整備事業については、完成しました南石垣の前に、坂戸城跡の概要や石垣の特徴、または復元の経緯などについて説明をした案内板を設置しました。今後も居館跡の造成方法の確認、居館跡並びに家臣屋敷跡の範囲確認を目的とした調査を継続するとともに、土地の公有化を進めてまいりたいと考えております。

次に、環境共生についてです。可燃ごみ処理施設については、稼働開始から既に15年が経過し、老朽化が進んでいます。これまで実施した点検、また、修繕を踏まえた整備計画の策定を行い、施設全体の延命化を図ってまいります。

新ごみ処理施設整備につきましては、新たな候補地の選定に向けて2市1町で協議検討を進め、一日も早く決められるよう、鋭意努力してまいります。この必要性和安全性、またエネルギー活用の有用性について、市民の皆さんからご理解を得られるように、説明会や先進施設の視察などを行ってまいりたいと考えております。

地盤沈下対策について申し上げます。令和元年——これは区切りが平成30年9月1日から令和元年9月1日までの水準測量の結果であります。地盤沈下量の最大沈下地点は、昨年と同じく六日町中学校付近、沈下量は昨年の1.0センチメートルより0.1センチメートル多い1.1センチメートルでありました。引き続き地盤沈下の状況を監視してまいりたいと考えています。

騒音規制地域及び振動規制地域については、都市計画用途地域の変更に伴い、4月1日から規制地域を変更しておりますので、よろしくお願ひします。

次に、都市基盤についてであります。国土調査事業については、辻又・後山地区で0.52平方キロメートルの現地調査を実施いたします。また、六日町駅西地区について、事業実施に向けて予備調査を計画しておりますので、よろしくお願ひします。

当市の道路事業について申し上げます。社会資本総合整備事業として道路改築、交通安全、消雪パイプフレッシュ、国庫補助道路事業として橋梁長寿命化修繕などの事業を予定しております。事業費では13億9,098万円、その中で国費では8億2,090万円、要望額に対し83%の予算配分がありました。早期発注に景気対策の面からも努めてまいりたいと考えております。

国の直轄道路事業について申し上げます。国道17号六日町バイパス・浦佐バイパスの令和3年の部分開通が発表されました。六日町バイパスは、余川地区の0.8キロメートルが令和3年の夏までに、浦佐バイパスについては、魚沼市の大浦から虫野までの1.0キロメートルが令和3年内に開通する予定となっております。国道253号八箇峠道路も含め、事業推進に引き続き協力してまいります。そのほか、国道17号六日町電線共同溝などの事業が引き続き予定されています。

砂防事業については、高棚川砂防堰堤群、また登川床固工群、丸ノ沢砂防堰堤群、及び登川流域砂防堰堤改築などの事業が予定されています。

新潟県事業について申し上げます。国道291号、県道塩沢停車場八竜新田線、及び県道欠



ノ上五日町線などの道路改築事業、また、十二沢川、及び伊田川などの河川改修事業が予定をされています。

交通事故については、今年1月から4月の市内発生件数は27件、前年同期との比較で2件の増、負傷者数は38人となっており、7人の減となっています。昨年に続き死亡事故の発生は現在のところございません。交通事故件数に占める割合が高い、高齢者のかかわる交通事故については、被害者となる場合のみならず、加害事故防止にも取り組んでまいります。高齢者の安全・安心を守るため、南魚沼警察署を初め、関係機関などと連携し、今後も取り組みを進めていきます。

住宅リフォーム事業について申し上げます。異常少雪対策として、前倒しをする形で3月9日から4月30日まで受け付けを行いました。予算額に達するまでに申し込みがあった分の合計448件、申請額で4,995万円に対しまして交付決定を行ったところでございます。

下水道事業については、社会資本整備総合交付金事業として、引き続き農業集落排水処理区の公共下水道への接続を予定しております。事業費で6億2,000万円、国費で3億1,000万円と、これは要望額どおりの予算配分となったところであります。防災・安全社会資本整備総合交付金事業では、交通安全対策と不明水対策のためのマンホール蓋の更新事業などに事業費で1億円、国費でこのうち5,000万円と、これも要望額どおりの予算配分がありました。また、令和元年度末の水洗化率が前年度から0.7ポイント増加しまして、現在91.4%となりました。更なる水洗化率の向上のために接続の推進に努めてまいります。

次に、産業振興についてであります。一般財団法人日本穀物検定協会が2月末に公表した米の食味ランキングにおいて、魚沼産コシヒカリは引き続き特A評価となりました。春から土づくりや適期作業に取り組んでいただき、猛暑や台風など、気象状況が大変悪い中でありましたが、高品質・良食味米を生産していただいた生産者の努力の成果だと考えています。これからも消費者の期待に応え続ける「日本一おいしい米づくり」に向け、食味確保につながる技術対策の徹底を図るよう、関係者が一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

令和2年度の作付見込み面積についてであります。4月末現在で約4,951ヘクタール、前年実績とほぼ同水準となっています。今後も区分集荷に基づく区分販売、安全・安心を客観的に担保する農業生産工程管理、いわゆるGAPの取り組みなどによりまして、南魚沼産米のブランド力の強化を推進してまいります。

農地中間管理機構を活用した農地集積について申し上げます。4月末現在で69件、51ヘクタールの申し込みとなっております。今後も担い手への集積・集約化を図り、生産性の向上に努めてまいります。

多面的機能支払交付金事業については、市内12地区の広域活動組織によりまして、農振農用地の約96%を対象に活動しています。7年目に入りました。各組織の活動も軌道に乗っておりまして、地域での期待も大きいことから、今後も活動をさらに充実させるよう、関係団体と協力しながら取り組んでまいります。

観光振興について申し上げます。記録的な少雪から続く、そして新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大のため、宿泊業、飲食業など観光業への影響が非常に懸念をされている状況です。3年目を迎えました地域再生計画に基づく各種観光施策に取り組んでいますが、冬季以降のイベントがほぼ全て中止となり、インバウンド観光の推進も大変停滞をする状況になりました。

商工業についても、経営に甚大な影響を受けている事業者が多いことが予想されたことから、市内経済への影響を把握するため、南魚沼市観光協会、また、市内商工会の皆さんと連携して、3月24日から4月15日にかけて市内事業者へ緊急アンケートを実施しました。アンケートに回答した192事業者の約90%は影響があると回答しておりまして、市内においても幅広い産業、業種において売り上げや業績が悪化していることが明らかになりました。さらにそれが進んでいると考えています。

このような状況を踏まえ、南魚沼市新型コロナウイルス感染症対策制度資金の創設や県セーフティネット融資等への信用保証料補給率の上乗せを実施し、市内事業者の資金繰りを緊急的に支援するとともに、南魚沼市事業継続給付金及び南魚沼市雇用維持給付金などの給付金により、市内事業者の事業継続への支援を進めています。この状況は長引くことが予想されているということから、今後も、必要な支援につきまして可能な限り迅速に取り組みたいと思います。市独自の給付金のほうには、申請が大変多くなってきました。これからも引き続き進めてまいります。

次に、行財政改革・市民参画についてです。今年度の機構改革を行った点を申し上げます。医療対策強化のため、保健課に医療対策係を設置しました。また、議会事務局に局次長を置きました。事務局の体制強化を図る改変を行ったところであります。今後も、効率的な行政運営を目指し業務体制の見直し、また事務事業の改善に取り組むとともに、アクションプランにより具体的な行政改革を進めてまいります。

第2次総合計画について申し上げます。前期基本計画の最終年度となるため、令和3年度からの後期基本計画の策定準備に入っています。南魚沼市の目指す将来像を定めた基本構想は継承しつつ、前期基本計画の見直しを踏まえた後期基本計画となるように進めています。まち・ひと・しごと創生総合戦略は、令和元年度までの計画期間でありましたが、計画期間を1年間延長し、総合計画と計画期間の整合性を図り、一体的な計画として策定作業を進めているところです。

魚沼地域定住自立圏については、引き続き、魚沼市及び湯沢町との協議を深め、圏域住民の安全・安心な暮らしの実現、そして定住人口の確保に向け、共生ビジョンに基づく連携事業を推進してまいります。

企業会計につきましては、3月31日をもって決算となりましたので、令和元年度の決算概要を少しだけご報告いたします。

水道事業会計については、収益的収支において、総収益18億2,525万円、総費用18億842万円で、差し引き1,682万円の純利益を見込んでいます。資本的収支においては、収入3億

5,960万円、支出16億7,016万円となり、13億1,056万円の不足が生じましたが、過年度損益勘定留保資金等で補填したところでございます。

病院事業会計について申し上げます。収益的収支において、総収益53億8,414万円、総費用で56億9,676万円となり、差し引き3億1,262万円の純損失を見込んでいます。資本的収支においては、収入6億1,597万円、支出では8億1,140万円となり、1億9,543万円の不足が生じましたが、当年度損益勘定留保資金等で補填したところであります。

下水道事業会計について申し上げます。収益的収支においては、総収益で33億2,145万円、総費用では32億2,129万円で、差し引き1億16万円の純利益を見込んでいます。資本的収支においては、収入27億5,009万円、支出では34億5,863万円となり、これについては7億854万円の不足が生じていますが、当年度損益勘定留保資金等で補填したところであります。

令和元年度一般会計補正予算（第10号）及び令和2年度一般会計補正予算（第1号）並びに一般会計補正予算（第2号）を専決処分いたしましたので報告申し上げます。

令和元年度一般会計補正予算（第10号）は3月30日に専決処分をいたしました。主な内容としては、歳出で見ますと、緊急対策として実施する学童保育対策事業の委託に要する経費及びふるさと納税返礼品の送付が、返礼品を送付する際の、翌年度にわたる分の委託料を減額し、定期便分として財政調整基金積立金に計上しました。

歳入においては、新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策の特例措置分として子ども・子育て支援交付金の増額のほか、基金利子及びふるさと納税寄附金の収入額確定による増額を計上しました。以上によりまして、歳入歳出総額に2,918万3,000円を追加し、総額を327億8,696万5,000円としたところであります。

令和2年度一般会計補正予算（第1号）は4月15日に専決処分といたしました。歳出では、異常少雪緊急対策制度資金の融資額確定により不足をする預託金の追加、及び新型コロナウイルス感染症対策の緊急的な措置としてウェブ会議等のシステム導入に要する経費、市内企業に対する影響の緩和を図る支援策として、市内各金融機関と協調して合計5億円の融資枠を設定し、その預託金と借りに係る信用保証料を計上しました。

歳入では、貸付金元利収入と前年度純繰越金の一部をもって調整させていただき、以上によりまして、歳入歳出総額にそれぞれ2億8,818万1,000円を追加して、総額を305億1,818万1,000円としました。

令和2年度一般会計補正予算（第2号）は4月24日に専決処分としました。準備に早期着手をする必要があることから、特別定額給付金事業に係る費用、及び新型コロナウイルス感染症による市内経済や市民生活への影響への対応のための支援策を計上したものであります。特別定額給付金——10万円の国のものです。基準日における給付対象者見込みから算出した額及び国から示された事務費を合わせて、歳入歳出それぞれ56億2,846万円を計上しました。このほか、市の独自支援策として事業継続給付金に2億4,720万円、雇用維持給付金に3,200万円、ひとり親世帯や障がいのあるお子さんのいる世帯を支援するための児童扶養手

当支給事業費 2,350 万円を計上しました。

歳入は、ふるさと応援基金繰入金をもって調整したところであります。以上により、歳入歳出総額にそれぞれ 59 億 3,116 万 5,000 円を追加し、総額を 364 億 4,934 万 6,000 円としたところでございます。

一般会計及び特別会計については、昨日 5 月 31 日をもって会計の閉鎖となりましたので、現在、決算整理の作業を進めているところであります。繰越金の発生が見込まれますが、残額等につきましては、額の決定を待って 9 月定例会の補正予算に計上させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

令和 2 年度一般会計補正予算(第 3 号)につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ 9 億 1,217 万 7,000 円を追加し、総額を 373 億 6,152 万 3,000 円としたいものであります。

本予算につきましては、新型コロナウイルス感染症にかかる市独自の経済支援策第 2 弾の実施に必要な費用のほか、国の制度に基づく対策費用、その他必要が生じた項目につきまして補正額を計上しています。補正第 1 号、第 2 号と本予算を合わせて執行することにより、地域経済への影響を食いとめるため、最大限、市民の皆さんに寄り添う対策を実施するものであります。

第 2 弾の独自経済支援策の内容としましては、会計年度任用職員の緊急雇用としての職員費に 5,230 万円、企業対策事業費では、市内企業における新規採用に対する補助に 1,500 万円、市内事業者への固定費補助に対して 3 億 3,000 万円、みんな住マイル改修補助事業の追加募集を行うため個人住宅リフォーム事業費に 2,000 万円、児童就学援助世帯への支援として、教育委員会一般経費に対して 450 万円、水道料金の 6 月分から 8 月分の 3 か月間の基本料金を 2 分の 1 とする費用として 8,100 万円ほどを見込みまして、予算規模を 5 億 450 万円とするものであります。水道料金に関する経費については、これは確定額をもって水道事業会計へ繰出金として支出をすることとなりますので、本予算では、この分を除いた 4 億 2,350 万円を計上したところでございます。

新型コロナウイルス感染症対策として、バス運行対策費において、通学バスの 3 密を回避する対策が必要であるという判断に至りまして、この過密する路線で増便を行うために必要な経費を、児童福祉費では、子育て世帯の生活を支援する取り組みの一つとして、児童手当を受給する世帯に対して支援を行う子育て世帯臨時特別給付金事業に 6,983 万円を、学校給食費では、臨時休業等に伴いまして納入業者が受けた学校給食用物資のキャンセルの発生に対する負担軽減を図るため、学校臨時休業対策費補助金として 1,015 万円を計上しました。

このほか、主な内容としては、歳出では、児童福祉費に、国の補助金を受けて学校法人里咲学園が行う、地域子育て支援拠点施設整備への補助金として、保育園等施設整備事業費に対して 1,419 万円を計上しました。道路橋りょう費につきましては、社会資本整備総合交付金の内示に合わせた減額、そして事業内容の調整による予算の組み替えを行うものであります。教育費では、国の補正予算として成立した G I G A スクール構想に係る学校内の LAN 設備の改修に必要な工事費として、小学校設備等整備事業費に対して 1 億 6,300 万円、中学

校設備等整備事業費に対して 6,300 万円、特別支援学校設備等整備事業費に 940 万円を追加しました。これにより各教室へのアクセスポイントの新規設置や校内の LAN 配線改修等を行ってまいります。

歳入では、子育て世帯臨時特別給付金事業にかかる経費として、児童福祉費国庫補助金に歳出と同額の 6,983 万円を計上しました。道路橋りょう費国庫補助金については、社会資本整備総合交付金の内示及び補助金への移行等により、合わせまして 7,373 万円を減額いたしました。また、小中特別支援学校の LAN 設備の改修にかかる財源として、教育費国庫補助金に合わせて 9,345 万円を計上したほか、市債に 7,110 万円を計上しました。また、前年度のふるさと納税返礼品——これは定期便分ではありますが、これに要する費用を財政調整基金から繰り入れて委託料に計上しました。

以上による歳入歳出の差額の調整で、経済支援策の財源として、ふるさと応援基金繰入金に 1 億 9,000 万円を計上し、なお不足をする額は前年度純繰越金に 3 億 6,989 万 4,000 円をもって調整し、計上したところでございます。

新型コロナウイルス感染症については、日常生活の各場面において 3 密を避けるなどの新しい生活様式の実践、これにより徐々に日常を取り戻していく一方で、経済活動も徐々に再開をしていかなければなりません。まずは命を、そう思って進めてきたところでございます。そして、これからは段階的な地域経済再開へとかじを切り、新たな一步を踏み出さなければならないと考えています。

「若者が帰ってこられる、住み続けられるふるさと 南魚沼」を実現するためにも、引き続き、ふるさと納税の活用、情報発信などを積極的に行いながら、移住・定住へとつながる取り組みも進めてまいります。

なお、書いてございませんが、ふるさと納税の本日現在の額は、件数においては 6,246 件、これは対前年比で 56% 増であります。増えております。そして寄附をいただきました大変ありがたいこの額は、1 億 9,530 万 6,000 円となっております、対前年同日比で 160%、昨年度に比べて 60% の伸びを示しているところでございます。大変ありがたく思っております。

市民の皆さんからはご理解とご協力をいただきまして、議員各位からも特段のご支援を引き続きいただきますようお願い申し上げ、6 月定例会の所信表明とさせていただきます。会期中、どうぞよろしく申し上げます。

○議 長 以上で市長所信表明及び行政報告を終わります。

○議 長 日程第 5、報告第 3 号 所掌（所管）事務に関する調査の報告について（継続調査）を行います。議会運営委員長・清塚武敏君の報告を求めます。

議会運営委員長。

○清塚議会運営委員長 おはようございます。本委員会に付託されました継続調査の事件について報告をさせていただきます。

調査の状況であります。期日、令和 2 年 5 月 22 日、委員の出席状況、7 名全員の出席であります。正副議長より出席をいただいております。

調査の内容であります。執行部より総務部長、総務課長の出席を求め、6月定例会の会期及び議事日程等の議会運営に関する調査を行いました。

調査事項1、令和2年6月南魚沼市議会定例会の運営について、(1)付議事件の概要について、(2)会期及び議事日程について、(3)一般質問の取り扱いについて、(4)人事案件の採決の方法について、2番目として、閉会中の議会運営委員会の開催について、3、その他では、新型コロナウイルス感染症に対する説明がありました。

以上で議会運営委員会の報告といたします。

○議長 長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長に対する質疑を終わります。

○議長 長 総務文教委員長・塩川裕紀君の報告を求めます。

総務文教委員長。

○塩川総務文教委員長 おはようございます。それでは、総務文教委員会の報告をさせていただきます。期日は令和2年4月20日、委員は7名全員出席であります。議長からも出席をいただきました。

調査内容につきましては、執行部より出席を求め調査を行いました。調査項目は1項目でございました。新型コロナウイルス感染防止のための休校措置についてです。配付資料に基づき要点のみご報告いたします。

教育部長より、3月3日からの休業措置による学校行事の対応状況、授業の取り扱い、給食の取り扱い、学童保育の受け入れ状況の説明を受けました。また、4月7日から学校を再開し、文部科学省から学校再開ガイドラインが示されており、各学校の対応状況の説明を受けました。

なお、質疑の内容につきましては資料に掲載されておりますのでよろしくお願いいたします。

以上で総務文教委員会の報告を終わります。

○議長 長 総務文教委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、総務文教委員長に対する質疑を終わります。

○議長 長 産業建設委員長・塩谷寿雄君の報告を求めます。

産業建設委員長。

○塩谷産業建設委員長 おはようございます。産業建設委員会の報告をいたします。期日は4月23日、出席委員は7名全員でございました。議長からも出席をいただいたところでご

ざいます。

調査内容は新型コロナウイルスに係る観光産業への影響ということであり、産業振興部長からは、2月26日に第1回新型コロナウイルス感染症の警戒本部を開催し、その後3回の警戒本部会議を重ねたあと、4月7日、国の指示により新型コロナウイルス感染症対策本部に格上げし、現在に至るということであり、産業、教育、福祉と、さまざまな課題に対して手を打っているが、決定打がないような状況だということでもございました。

資料4ページから11ページにつきまして、商工観光課長から説明があったところでございます。なお、塩原企業主幹より、企業の皆様の声についてということで、製造業には部品の発注受注がかなり減っているということであり、飲食業ではかなりお客さんが少なくなってきた、今後どうしようかと考えている。また、宿泊施設については、今、グリーンシーズンだが、冬の稼ぎがなかったため冬までどうしたらいいかという声があるということも申していただきました。

その後、質疑に入り、市内で市が行いました木の芽坂、坂戸城についての質疑がかなり多かったかと思っておりますし、窓口のスリム化、一本化ということも質問された議員もいました。資料にその点は載っているところでございます。その他、冬のシーズン等の資料がついてきますこと、後ろに市が行った新型コロナウイルス対策の資料がついているということです。

以上で報告を終わります。

○議長 長 産業建設委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、産業建設委員長に対する質疑を終わります。

○議長 長 社会厚生委員長・中沢一博君の報告を求めます。

社会厚生委員長。

○中沢社会厚生委員長 それでは、社会厚生委員会の報告をさせていただきます。期日は令和2年4月21日、開会いたしました。委員の出席は6名、1名療養のため欠席であります。議長からも出席いただきました。

調査事項は記載のとおり1件であります。当初、南魚沼市民病院における感染症対策についてを調査項目に挙げておりましたが、皆さんもご承知のとおり、医療現場では大変な状況になっているということも鑑みながら、現場を優先すべきという委員全員の同意を得た中で取り下げた次第でございます。

調査内容につきましては、執行部から主管の部長、課長、説明員より出席をいただきました。報告につきましては事前に資料を配付してありますので、簡潔にさせていただきたいと思っております。

1点であります。ごみ処理施設の今後の整備方針についてであります。現在の可燃ごみ処理施設は、平成16年4月から稼働している施設でございます。これまで16年経過しており

ます。毎年、この設備の点検及び定期修繕を行っていますけれども、年数の経過などにより、特に最近では主要設備の予期せぬ故障などが発生している実態であります。これについては皆さんもご承知のとおりであります。今後、新たなごみ処理施設が完成し、現在の施設が無事に役目を終えるまで、安全・安心にごみ処理を継続していく必要があります。そんな中で、今後、約10年間の安定稼働を目指して、国の指針に基づき整備計画を作成し、令和10年度までの稼働を想定した中で、延命を図る整備計画を策定したものであります。

全てを実施した場合、10年間で49億3,000万円で、1年間当たり平均で4億9,000万円との算出が出たわけであります。この計画は完成版ではありませんけれども、今後財務部局との財源的な協議も含めた中で、全庁的な調整がかかる中で進めていく段階という説明があったわけであります。そうした中、委員もこの数字にびっくりしたのが事実であります。そうした中で質疑に入りました。そうした中、毎年定期更新、また修繕に高額な経費がかかっているわけでありますが、この整備事業の判断、この計画について、この整備事業者の言いなりになってはいけいなのであるわけであります。そこで、どうチェックしていくのか等々の質疑に集中したわけであります。詳細につきましては配付資料をごらんいただきたいと思っております。

そして2番目というか、その他であります。その他の報告といたしまして、令和元年度地下水等の状況について報告がありました。

以上で調査報告を終わらせていただきます。

○議長 社会厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 ご苦労さまでしたが、ごみ処理施設の問題について、今の施設をどう維持していくかという部分の調査だったと思うのです。この指摘にもあるかと思えますけれども、15年の耐用年数を想像した中で、稼働7年後にもう次の施設をつくる段取りが始まったという状況であります。私はこの原因は何だと。普通、40年、45年使っているところはざらであります。そういうところの根本の問題を置き去りにしているのではないかというふうに感じたもので、今後の調査も含めて、やはりそこをきちんと認識していかないとならないのではないかというふうに思います。既に方式としてはもう溶融炉はやめたということになっているのですけれども、今後10年間も溶融炉を使い続けるということでもありますので、その辺を理解した上での調査をしていただきたい。

そしてもう一点が、やはり要するに焼却炉ですので、可燃ごみの減量の問題を委員会としては離さないでやっていただきたい。どういった形が理想なのかというところを私は常に調査項目としてやっていただければというふうに感じたもので、ただ、今の施設の延命策のみで委員会は終わったのかどうか、ひとつお聞きします。そして、今後の調査項目としては、そこを離さないでやっていただきたいと。

以上です。

○議長 社会厚生委員長。



○中沢社会厚生委員長 調査の部分に関しましては、前述の部分を加味しながら私どもはずっと継続審査をやっておりますので、その部分に関しては今後また委員の皆さんとともに、この6月議会の調査項目の部分の中にどう反映していくか、皆さんの中で協議していきたいと思っております。

また、減量問題に関しましては、今回はその部分に関しましては触れませんでした。以上であります。これに関しましても今後、私どもはずっとこの部分に関しましては継続調査もやってまいりました。減量の問題も・・・てまいりました。今後、具体的にそういう部分はやるものと、皆さんと同意の中で進めていきたい、そういうふうに思っております。

以上であります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、社会厚生委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 以上で所掌（所管）事務に関する調査の報告を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を10時55分といたします。

〔午前10時41分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午前10時55分〕

○議 長 お諮りいたします。本会期中の付議事件は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、また、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については、市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本会期中の付議事件は、委員会付託を省略し、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については、市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明といたします。

○議 長 日程第6、第3号報告 専決処分した事件の承認について（令和元年度南魚沼市一般会計補正予算（第10号））を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第3号報告 令和元年度南魚沼市一般会計補正予算（第10号）につきまして、専決処分といたしましたのでご説明を申し上げます。

補正予算第10号については、例年ですと、各種事業費の確定、補助金や交付金等の決定によって大きな差異が生じた項目について、歳入歳出予算を整理して、歳入超過分は財政調整基金に積み立てるなどの処理を行うところですが、財政調整基金の積み戻しは12月で完了しておりまして、3月以降、新型コロナウイルス感染症対策への経済支援で緊急に支出をする資金が必要であることから、残余の歳入金金を純繰越で残すことといたしました。した

がって、このたびの最終専決は必要最低限の内容にとどめております。

財政調整基金積立金など、基金から発生をする利子分をそれぞれの基金に積み立てたほか、ふるさと納税推進事業費において、翌年度にわたって返礼品を受け取られる方の分の返礼品等業務委託料を「定期便分」として当年度予算から減額して、一旦、財政調整基金へ1億9,000万円を積み立てて、年度を移行しました。また、市が活用できる果実分も確定し、1,020万円をふるさと応援基金積立金に計上しました。

また、新型コロナウイルス感染症により、小学校の休業措置が長期間に及んだことから、代替となる学童保育の受け入れ体制を強化するため、国の緊急対策として歳出の学童保育対策事業費に国庫補助金と同額の1,235万円を計上したところです。このほか、ふるさと納税寄附金の確定額を歳入に計上して、歳入歳出の差額は予備費をもって調整しました。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ2,918万3,000円を追加して、総額を327億8,696万5,000円として3月30日付で専決処分したものであります。

詳細につきましては総務部長に説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認を賜りますようお願いをするところでございます。よろしくお願いいたします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 第3号報告 令和元年度南魚沼市一般会計補正予算(第10号)につきまして、詳細をご説明申し上げます。一般会計補正予算(第10号)につきましては、市長の提案理由でも申し上げましたとおり、3月定例会での補正予算(第9号)におきまして確定できなかった収入や事業費等について、また、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策として実施をする事業について、令和元年度の最終補正として整理し、令和2年3月30日付で専決処分をさせていただいたものであります。地方自治法第179条第3項の規定により、承認をお願いするものであります。

それでは、補正内容につきまして、事項別明細書でご説明申し上げます。12、13ページ、2の歳入からご説明いたします。最初の表、13款2項国庫補助金、民生費国庫補助金は、説明欄、子ども・子育て支援交付金の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策の特例措置分により、1,235万円の増であります。

2番目の表、15款1項財産運用収入、利子及び配当金は、説明欄記載の基金の利子の確定額で、合わせて907万円の増。

最後の表、16款1項寄附金、ふるさと納税寄附金は、令和元年度の寄附総額の確定によりまして、既決予算額との差額775万円を増額といたしました。これは国際大学分も含んでおります。以上が歳入の補正内容であります。

続きまして、14、15ページ、3、歳出でございます。最初の表、2款総務費1項6目財産管理費、説明欄丸の基金費の1行目、2行目は確定した利子分の積み立てる分であります。3行目、ふるさと応援基金積立金は、令和元年度にご寄附をいただいた果実分が8億5,379万円に確定したということから、既決予算との差額1,020万円の増であります。4行目、財政調整基金積立金は、令和元年度分の寄附をいただいたうち、令和2年度に執行する返礼品

定期便分として、1億9,000万円の増。

その下、7目企画費、説明欄丸、ふるさと納税推進事業費では、それぞれの未執行分の経費の減額と、7行目にあります、ふるさと納税返礼品等業務委託料は、寄附総額から令和元年度未執行分の委託料の確定によりまして、1億9,020万円の減額となりました。

2番目の表、3款民生費、2項1目子育て支援費（児童福祉総務費）であります。説明欄丸、学童保育対策事業費は、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策として、小学校の臨時休業により開所する場合に必要な費用として、学童保育事業を実施するNPO法人と私立への委託料、合計1,235万円の増であります。

最後の表、14款予備費は、歳入歳出差額の調整で792万円の増であります。以上が歳出の内容であります。

戻っていただきまして、7ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費補正、追加であります。1段目、7款1項商工費の観光振興事業費、これは異常少雪対策の一つとして実施を計画しておりました観光誘客に向けたPR事業でありますけれども、新型コロナウイルスの影響を鑑み、収束を見据えた上で適切な時期に実施することが効果的であるという判断をいたしました。繰り越しの追加をお願いするものであります。

2段目、10款6項社会教育費の坂戸城跡整備事業費につきましても、新型コロナウイルスの影響によりまして、予定をしておりました石垣修理工事の材料の入荷のめどが立たなくなりまして工事を中断せざるを得ないということで、繰り越しの追加をお願いするものであります。

3ページに戻っていただきまして、ただいま説明をさせていただきました内容によりまして、第1条第1項のとおり、歳入歳出にそれぞれ2,918万3,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ327億8,696万5,000円とするものであります。以上で第3号報告、専決第16号の説明を終わります。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 15ページ、基金費とふるさと納税推進事業費のお金の移動でありますけれども、総務部長が説明したように、ふるさと応援基金積立金については果実分を積み立てると。これは基金を創設したときからそういう考え方であったわけでありましてけれども、一般的にいけば、これは目的の寄附でありますから、入ってきた金額を全てこの基金に積んで、その中から取り崩しを行って事業費に充てていくという考え方が令和元年度にも——当初ではそういう考えはなかったのだけれども、今回からはそれを改めてふるさと納税寄附が来た場合については全額を基金に積み立てて、そこからいろいろな事業費へと取り崩しをしていくと、そういう考え方をしなかったのはなぜなのかというのが1点目。

もう一点は、ふるさと納税推進事業費1億9,255万を減額して、それを財政調整基金に一旦、積み立てをして返礼品定期便分に充てるという考え方でありましてけれども、一般的にい

けば、ふるさと納税は目的寄附でありますから、これについては、これを財政調整基金に入れるということは私はおかしいのではないかと考えています。やはりふるさと応援基金の中から全てを支出していくという考え方をとらなければならないわけですから、財政調整基金というのは何にでも使えるという基金でありますから、ちょっと基金の積み立ての考え方としてどうなのかというところを2点、ちょっと伺います。

○議 長 財政課長。

○財政課長 今ほどの寺口議員からのご質問にお答えいたします。ふるさと納税寄附金の果実分につきまして基金に積み立てて——寺口議員の全額を基金に積み立ててというところに関してであります。基金創設した段階で果実分を積み立てて、そちらを充当するという形で運用しておりますので、今年度につきましてもそういう取り扱いとさせていただきます。

また、2つ目の質問、返礼品定期便分に係る部分について、財政調整基金が目的なのでそちらに入れるのは、というご質問に対してであります。あくまでも定期便につきましては、今年度支出する分の委託料を翌年度にわたって支出するということとあります。最初にお答えした果実分というところとは意味が違ってきますので、財政調整基金のところに別で定期便分と説明欄に書いてありますとおり、定期便分という形で一時的にそちらのほうに積み立てて、すぐに年度をまたいで取り崩すという方法を行っているところであります。

以上です。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 財政課長の言った説明については、ふるさと応援基金の設立時にそういう説明を受けたわけです。そのときから私はずっと言っているわけです。ふるさと納税というのは目的寄附ですから、目的寄附というのは全額を基金に積み立てて、その中から支出するものやっていくという、そういう手法をとるべきだとずっと言ってきたわけとあります。今、財政課長がそういう説明であるとすれば、執行部はそういう考えだとすれば、考え方の相違でありますから、これ以上質疑をしても無駄でありましようけれども、本来の目的寄附というのはそういうものだと私は思っていますので、これはやはり今後検討してやっていくべきだと思っておりますけれども、検討の余地というのは本当にあるのかどうか、もう一回だけお聞きしたい。

○議 長 副市長。

○副市長 いわゆる自治法上の目的寄附といいますか、指定寄附というものとは違うと。ふるさと納税については、こういうものに使ってください、というコースでありますから、そこをきちんと色分けして財政調整基金に入れておけば何ら問題がないというふうに思っています。

以上です。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 2点伺います。15ページの児童福祉費の学童保育対策事業費でございます

が、小学校を休業して、学童をこうした増強というか、補強していくと。その説明をきちんと議事録というか、公開の場で説明していただきたいのです。要するに、感染が起きたら大変ということで学校は休業している。学童なら安全なのかどうか。その辺の説明を聞かれても私はわかりませんので、ひとつ説明をお願いしたい。

もう一点は、財政調整基金についてであります。平成23年だったでしょうか、豪雨災害のときには財政調整基金を10億円近く使うことができたということで、非常に復興が速やかに、あるいは地元負担がなく済んだという経過がございます。特に新型コロナウイルス問題に関しては、私は災害だというふうに捉えるべきだと思うのですが、そういった中で財政調整基金、多分、20億円近くあると思うのですけれども、それをどういった形で——立てかえなり、何なりで使ってやろうではないかというような発想を持っているのかどうか。また、これから第2弾、第3弾と手当てをしていくに当たって、国からの補給はともかくとしても、市としてこれだけはやらなければならないというときに、そういった準備ができるというふうに捉えているかどうか、ひとつお聞きします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 1点目の小学校の休業にあわせた学童保育の件でのご質問でございますけれども、学童が安全ですという言い方は私どももしておりません。なので、学童を利用される方は極力利用しないでください。でも、どうしても家庭の事情で学童に預けざるを得ない方は、午前中からお引き受けをいたしますということで、学童の保護者の方々には周知をさせていただいて、そして学童の子供たちを受け入れたという状況でございます。

また、学童の3密防止、衛生対策、そういったものにつきましては、NPO法人、また市立の学校などに十分周知をさせていただいて、それに取り組みながら学童保育を進めてきたわけでございますので、決して学童ばかりが安全ですということを前面に押し出して学童保育をしたことではございません。ただし、安全面には十分留意し、学童保育を行ってきたということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2つ目のご質問にお答えしたいと思います。財政調整基金が20億円近くあるので、それを使うことは考えないのか、これからどうだろうかということでよろしいですね。使う必要があればいつでも使います、という気持ちでやっています。

今回は、2年前から取り組んだふるさと納税が大変ありがたい財源であると。常日ごろ言っていますが、まずはこれを先に優先して使い——国は後で決めてくるわけですから、今回もそうでした。私どもとしては、市長職は特にそう思っていますが、あした、きょう、災害も起こるかもしれないのです。そういうことも含めてやっています。なので、大変多くの方々から空になってもいいから使い切れと。そういう気持ちも当然あります。ありますが、このたびのことは事象が大き過ぎて——ありますが、市長としてそれは無責任なことになるかというふうに思います。なので、これは最終的には議会の皆さんと諮って決めていきますが、財政調整基金は危機のためにもあるのだということは常日ごろ思っております。

以上です。

○議 長 13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 後段については了解いたしました。

前段について、それなりの対応をとっているということで、学童は安全とは言えないけれども、そういった取り組みをして運営していると、こういうことであります。逆に返すと、小学校もそうすれば休業しなくて済むのかと、こういう話になってしまうのですけれども、その辺で、根拠を持った形で、何で休業が解除になったとか、そういう指針というのは常に持っておくべきではないかなというふうに私は感じたもので、安全でないけれども学童をやっているのだということではなくて、安全を鑑みてやっているということで、今後——小学校は今、解除されてきているわけでありますので、安全に配慮してやるのだと。ただ、その基準というものはこうなのだというあたりを、やはり示していくべきではないかというふう感じたものでお聞きしました。所見があったら伺っておきます。

○議 長 教育部長。

○教育部長 学童が安全ではないと申し上げたわけではなくて、学童だけが安全だというわけではありません。全てを怖がりながら進める中で、安全対策をして臨んだということでございます。来ていただくお子様——検温ですとか、そういったものも含め、安全対策を万全にしたということで取り組んできた結果だというふうに考えております。

○議 長 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 7 ページの繰越明許費補正についてちょっとお聞きしたいのですけれども、観光振興事業費が繰越明許になりまして、これは新型コロナウイルスの関係で事業ができなくなって、PR 事業だったのかなという思いですけれども。繰越明許にするのですから、特別な事業をするので、この事業はできなかったのが繰越明許にしましたということではないと繰越明許にはならないわけですけれども、来年度事業といいますか、今年度事業と同じような趣旨の観光振興事業であれば、繰越明許にすることなく今年度事業でやって、前年度事業なのはその年度でけりをつけるというのが本来のやり方だと思うのですが、この観光振興事業の繰越明許にした事業、特別な何かをやる事業があつて、それを繰越明許にしたのだと思うのです。その内容をちょっと教えていただきたい。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 異常少雪のところから始まっていた事業でありまして、市の観光交流大使である鈴木Q 太郎さんからPR 動画を作成した部分、その部分が今、公開できておりません。いずれ新型コロナウイルスが収束しましたらそこで次の観光戦略に出るということで、姉妹都市等も含めた中で動く予定になっておりましたので、具体的な話は固まっております。

以上です。

○議 長 6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 15 ページの学童保育対策事業費のところですが、人員の確保の点を伺いたいのですが、春休みは通常も当然春休みで、そのように人員を確保していたと思う

のですけれども、春休み前に臨時で休校になったわけです。急遽、学童の支援員を確保するのはとても大変だったと思うのです。夏休みとかそういったときにだけ来ていただく方を確保していて、そういう方が来ていただけたという話も聞いてはいるのですけれども、それ以外に学校が休校になったわけですから、学校のほうの介助員とか、そういった方もこの機会に学童のほうでもお手伝いをいただいて人員を確保して、だから金額がかかったというようなことなのか。ちょっと人員の確保の件について、今後もそういったことがまたあるかもしれませんので、一応聞かせていただきたいと思います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 ご質問にあったとおり、学校の介助員 17 人の方に 13 クラブのほうに入ってきていただいております。大変助かりました。これは 4 月もそういった形をとりたいたって、取り組んできたわけでございます。その人件費につきましては、通常の介助員の人件費のほうから支払われているというような状況でございます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第 3 号報告 専決処分した事件の承認について（令和元年度南魚沼市一般会計補正予算（第 10 号））は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 3 号報告は提出のとおり承認されました。

○議 長 日程第 7、第 4 号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市税条例の一部改正について）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、第 4 号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市税条例の一部改正について）ご説明申し上げます。令和 2 年度税制改正により、令和 2 年 3 月 27 日に地方税法等の一部が改正され、3 月 31 日に公布、4 月 1 日からの施行となったことから、南魚沼市税条例の一部改正について 3 月 31 日付で専決処分をいたしましたので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定に基づき、議会の承認を求めますのでございます。

改正の主な内容としましては、固定資産税において所有者不明土地等に係る課税上の課題への対応、また、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しなどが含まれております。

それでは、新旧対照表でご説明を申し上げます。9 ページから 10 ページのほうにかけまして、第 25 条の 3 の 2 及び第 25 条の 3 の 3 は、平成 31 年度の税制改正で、給与所得者あるいは公的年金等受給者の扶養親族等申告書に未婚のひとり親である、単身児童扶養者欄が設けられておりましたが、今回の法改正で全てのひとり親家庭に対して婚姻歴の有無や男女のひとり親の間の不公平を是正し、公平な税制を実現するという観点から見直しがなされ、ひとり親については未婚既婚を問わず、同一のひとり親控除が適用されることとなります。このため、単身児童扶養者の記載が不要になったことによる該当部分の削除と文言整理になります。この改正により、婚姻歴の有無による不公平、男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平を解消し、未婚のひとり親に対しても、同じひとり親控除として 30 万円の控除額が適用になり、あわせて女性の寡婦の要件に男性の寡夫と同様に所得制限が加えられることとなります。

10 ページの中ほどへいきまして、第 37 条第 2 項は、引用する租税特別措置法の項ずれによる修正です。第 41 条第 2 項は、11 ページにかけまして法改正に伴う文言整理です。

11 ページの第 41 条第 4 項は、固定資産の所有者が災害等の事由により所在不明であるときには、その使用者を所有者とみなして課税することができる規定ですが、この場合には、あらかじめ当該使用者に通知しなければならないとするものです。次に第 5 項として、調査を尽くしても所有者の所在が明らかとならない固定資産について、使用者がいる場合には、使用者を所有者とみなし、通知した上で課税することができる、という規定を追加するものです。続く第 41 条第 6 項から 13 ページの第 8 項までは、第 5 項の追加による項の繰り下げと引用する法律・規則の条項ずれの修正、及び文言整理になります。

13 ページから 14 ページにかけまして、第 49 条第 9 項から第 49 条の 2 第 3 項までは、引用する法律の項ずれによる修正です。

14 ページの新たに加える第 62 条の 3 は、相続登記が行われなかったために、所有者の特定に時間と労力を費やしてきた問題を改善するための改正で、法に規定する現所有者とは、登記上の所有者が既に死亡している場合に現に所有している者を指していますが、その現に所有している相続人等は、住所・氏名等の必要な事項を申告しなければならないという規定を追加するものです。第 63 条は、新たに加えられた前条の現所有者の申告について、他の申告制度と同様に届出義務違反に対して過料を科することとするものです。

続いて 15 ページにかけて、第 85 条に新たな第 2 項を加える改正、及び現第 2 項を第 3 項に繰り下げた改正は、たばこ税の課税免除に係る手続きについての改正で、第 1 項で引用している法第 469 条第 1 項第 1 号から第 4 号に掲げる課税免除の適用区分のうち、第 1 号または第 2 号、第 3 号または第 4 号の 2 つの場合に分け、それぞれ書類の取り扱いについて必要な手続きを規定したものです。第 87 条は、第 85 条に第 2 項を追加したことによる項ずれの修正。

16 ページにいまして、第 118 条第 6 項は、第 41 条に第 5 項を追加したことによる項ずれの修正です。16 ページ中ほどからの附則第 5 条及び第 6 条の 3 の 2 は、元号の修正です。



17 ページの附則第 7 条は、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する課税特例の適用期限を 3 年間延長するというものです。

附則第 9 条は、法改正に伴う文言整理です。附則第 9 条の 2 は、わがまち特例の規定で、平成 24 年度税制改正により、地方税法の特別措置として自治体が法律の定める範囲内で、地域の実情に応じた措置を条例で定めることができるというものであり、附則第 9 条の 2 では、対象資産の課税標準の特例割合を定めています。

第 2 項と、18 ページに移って第 15 項を適用期間が終了したことから削り、中ほどの第 10 項として新たに出力 5,000 キロワット以上の特定水力発電設備について、条例で定める割合を 4 分の 3 とする規定を追加するものです。その他、項の削除、追加による繰り上げと引用する法律の項ずれによる修正です。

19 ページ、附則第 9 条の 3 から 22 ページの第 14 条にかけましては、元号の修正と法改正に伴う文言整理となっております。

23 ページまでいきまして、附則第 16 条の 2 第 1 項及び第 2 項は、優良住宅地造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を令和 5 年度まで 3 年間延長する改正です。特例措置では税率を所得税で 5 %、個人住民税で 1 % 軽減するというものです。

23 ページの最下段から 24 ページにかけての附則第 20 条は、この条例改正で第 41 条第 5 項の規定を追加したことによる項ずれの修正です。24 ページの附則第 20 条第 2 項、附則第 21 条は元号の修正です。以上が改正内容となります。

7 ページのほうへ戻っていただき、改正条例の附則であります。第 1 条は、施行期日で、法の施行に合わせ令和 2 年 4 月 1 日から施行することとし、第 2 条は、市民税に係る経過措置の規定で、ひとり親に係る申告書に関する改正規定については令和 2 年度分から適用とすること、第 3 条は、固定資産税に係る経過措置の規定で、使用者に課税する場合の通知については令和 3 年度課税からの適用として、その他の規定は令和 2 年度分課税から適用とすること、第 4 条から第 7 条までは、これまでの改正条例の元号を整えるもの、となります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

20 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 第 3 条の固定資産税のところ質問したいのですが、市のほうも 5 月 1 日号で市報に折り込みで A 4 の紙を入れて、猶予ができますよと、来年の分はということで、今回の条例改正ですけれども、実際、これを出すには 6 枚の書類を書かなければいけない。税のことなので非常にいろいろな審査があるのですけれども、最後の 6 枚目には自分の資産や何かを全部書かなければいけないというような紙があります。見ただけでも、出さないようにしようかなと。本当に困っている人は、その文を見ただけでもそういう気持ちになるのかというふうに思っています、それをなるべく市役所からもっと、いつでも来てくださいますよと、やっている感ではなく、そういう人たちの気持ちになって発信して欲しい

いなというふうにはやはり思います。困っている人はその文だけで本当にそう思うので、そういうことを言葉で優しく言ってやるのが心ではないかとやはり思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 固定資産の猶予の関係だと思えます。やはり少しずつご相談が寄せられ始めているところであります。こういったものが、なかなかそれぞれの資産の全容ですとか、払えない事由というのは、税の制度として基本的にはある程度しっかりしたものをいただいた上でご相談させていただきたいというのが本旨でございますが、事態が事態でございますので、こちらのほうもなるべくお申し出に沿って対応ができるように、特にそういうところを配慮して進めてまいりたいと思えます。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 今、部長がおっしゃったとおりだと思います。もうちょっと窓口を広げていただいて、優しい言葉で——税なので、中身はよくわかっていますし、猶予するにはどうしたらいいか、ちゃんと見なければいけないこともわかっているのですけれども、もうちょっと来やすい環境というものをつくることを部内でも相談していただければというような思いで質問いたしますが、再度よろしくお願いします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 そうですね。やはり私どものほうも、相談の個々の内容をしっかり聞かないと対応はなかなかとりづらいますが、また職員のほうにも周知しまして、そういった来やすい環境、雰囲気をつくるように努力してまいりたいと思えます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第4号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市税条例の一部改正について）は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第4号報告は提出のとおり承認されました。

○議 長 日程第8、第5号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長　それでは、第5号報告　専決処分した事件の承認について（南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について）ご説明申し上げます。第4号報告と同じく令和2年3月27日に地方税法等の一部が改正され、3月31日に公布、4月1日からの施行となりました。南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について3月31日付で専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めるものでございます。

それでは、新旧対照表でご説明を申し上げます。4ページ、第3条第2項は、国民健康保険税の課税限度額を定める条項であります。基礎課税額、いわゆる医療分の課税限度額を61万円から63万円に引き上げるものであります。また、第4項で介護納付金課税限度額を16万円から17万円に引き上げ、これにより課税限度額の総額は、基礎分が63万円、後期高齢支援分は変更なく19万円、介護分が17万円、合わせて99万円となります。

第11条は、低所得者に対し、7割、5割、2割で国民健康保険税を軽減する制度を定める条項であります。軽減となる所得の基準を引き上げ、対象世帯の拡大を行うものです。

5ページの第2号は、5割軽減の規定で、軽減判定所得の算定方法について、世帯員の数に乗ずる額を5,000円引き上げて28万5,000円とする改正。第3号は、2割軽減の規定で、軽減判定所得の算定方法について、世帯員の数に乗ずる額を1万円引き上げて52万円とする改正です。以上が改正内容であります。

3ページに戻っていただき、本改正条例の附則です。第1項は、施行期日を令和2年4月1日とするものです。第2項は、経過措置を規定するもので、令和2年度分以降の国民健康保険税に適用する、とするものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議　　長　　質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議　　長　　討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議　　長　　お諮りいたします。第5号報告　専決処分した事件の承認について（南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について）は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第5号報告は提出のとおり承認されました。

○議　　長　　日程第9、第6号報告　専決処分した事件の承認について（南魚沼市国民

健康保険条例の一部改正について)を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

**○市民生活部長** それでは、第6号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼市国民健康保険条例の一部改正について)ご説明申し上げます。令和2年3月10日付で決定された国の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」におきまして、国民健康保険の任意給付である傷病手当金を支給した場合、国が特例的に特別調整交付金により財政支援を行うことが盛り込まれました。

国民健康保険制度では、さまざまな就業形態の被保険者が加入していることなどから、傷病手当金につきましては、保険者が、保険財政上余裕がある場合などに自主的に条例を制定して、その給付を行うことができるとされておりますが、全国の市町村国保におきましては傷病手当金を支給しているところはありません。

今般の新型コロナウイルス感染症対策につきまして、国内でのさらなる感染拡大をできる限り防止するために、労働者が感染した場合に休みやすい環境を整備することが重要であるとの観点から、国が保険者に傷病手当金の支給を促すとともに、緊急的、特例的な措置としてその費用について財政支援を行うことが決定されました。

これらを受けまして、南魚沼市国民健康保険被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金を速やかに支給することができるよう必要事項を定め、3月31日付で南魚沼市国民健康保険条例の改正を専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めるものであります。

新旧対照表でご説明申し上げます。6ページをごらんください。今回の改正は、国からの条例参考例をもとに附則を追加する形で定めております。

附則第9項は、傷病手当金の支給対象者と支給対象となる日数を定めております。給与等の支払いを受けている被保険者、いわゆる被用者が、新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または感染が疑われるときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日について、傷病手当金を支給します。

附則第10項は、傷病手当金の支給額を定めております。1日当たりの支給額は、直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で割った額の3分の2の額とします。ただし書きは、上限額を規定しており、現在の額は上限が3万887円とされております。

7ページの附則第11項は、支給期間について、支給開始から起算して1年6か月を超えないものとします。

附則第12項から第14項は傷病手当金と給与等の調整について定めております。第12項では、事業主から給与等の全部、または一部を受ける者に対しては、その期間は支給しません。ただし、その給与の額が、傷病手当金の額より少ないときはその差額を支給します。

第13項では、第12項において事業主が給与の全部または一部を支給すべきにかかわらず

支給しなかったときは、一旦市が傷病手当金を支給し、傷病手当金の額までは保障することとします。

第14項は、前項で市が支給——これは立てかえ払いした傷病手当金を、事業主から徴収するという定めです。以上が改正内容であります。

5ページに戻っていただき、改正条例の附則であります。この条例改正は公布の日から施行し、改正後の附則の規定は、傷病手当金の支給開始日が令和2年1月1日から規則で定める日までを適用期間とするものです。

なお、改正条例の公布日と同日付で、その規則で定める日を定める規則を公布し、令和2年9月30日までと定めておりますことをご報告いたします。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

**○議 長** 質疑を行います。

13番・岡村雅夫君。

**○岡村雅夫君** 今の説明を聞いていると、国民健康保険の加入者は自営業者とか、あるいは失業者とか、そういった方々がほとんどだと思うのですが、この給与関係の発生する方々というのはごくまれではないかというふうに思いますが。

それともう一つは、社会保険とかそういう形で——要するに事業主が自分の持ち分というか、負担分がないわけでありますので、どういったフローになるのか、その辺をひとつ説明いただけますか。

**○議 長** 市民生活部長。

**○市民生活部長** 済みません。ちょっと数字的なものを持ち合わせていないのですが、自営業者等がほとんどで、給与収入の方はまれではないかというご指摘ですが、パート等のような方で、企業のほうの社会保険に入っておられない方というのも相当数おられます。そうした方が主に給与収入として対象になるのではないかというふうに考えております。

済みません、2点目でございます。どういった流れでということかと思いますが、感染した場合、または疑われる場合ということで、医療機関を受診されることになると思います。医療機関からそういったことの証明をいただき、またはその後、事業主の方のほうから、必要な、休まなければならない日、あるいは就業を予定していた日、そういった資料をそれぞれからいただきまして、それらを突き合わせて対象として該当させていくと、そういう流れになろうかと思えます。

以上です。

**○議 長** 13番・岡村雅夫君。

**○岡村雅夫君** 従業員かどうかというのは判定がなかなか難しくなるのではないのでしょうか。実際、普通、事業主——5人以上でなければ社会保険には入れないという、それもわかっているつもりです。個人事業主で、では給料が発生している方というのは、通常は家族従業員とか、私の場合でいくと、1人従業員がいますが、これは建築国保に加入しているので

市が事務を司るという形に——保険者ですよ。国民健康保険だったら南魚沼市ですよ。対象人数もわからないで、どの程度の事務量が発生するかもわからないで、条例はこうなるということですが、悪い問題ではないです。傷病手当を私は批判しているわけではないのです。ただ、どういう流れになって、対象者というのはそんなにいるのかという感じがすけれども、どの程度に捉えているか、ひとつお聞きして、詳しいことはまた後で教えてください。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 感染した方、または疑われる方ということで、疑われる状況においても、医療機関の証明とかをいただくということは検査になっているというふうに認識しておりますので、対象者がどのくらいいるかと言いますと、今のところ市内ではほぼゼロに近い、あるいはゼロかというぐらいだと思います。これが市内で感染が広がってくるような状況であれば、そのときに対象者が発生してくるというふうに捉えております。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 では、もう一点。どうしてもそうすると、対象者がわからないと言いながら、ほとんどが自営業者なわけですので、自営業者であったなら——要するに給与が発生する方は、所得ですよ。それで保険料も決まってくるわけですから。そうしたときに、なぜ事業主が外れているかという理由はわかっていますか。わかったら教えてください。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 自営の方が外れているということではなくて、自営の形態でもそれぞれの会社の運営形態があるかと思いますが、給与でいただいている形もあろうかと思います。自営の方で給与という処理をして、国民健康保険に加入している方という方は多数おられますので、そういった方は給与の額と就業の予定日数、こういったものはそれぞれ算定されるものというふうに考えております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第6号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市国民健康保険条例の一部改正については、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第6号報告は提出のとおり承認されました。

○議 長 日程第 10、第 7 号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市介護保険条例の一部改正について）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、第 7 号報告 専決処分した南魚沼市介護保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。令和 2 年 3 月 30 日付で南魚沼市介護保険条例の一部改正を専決処分いたしましたので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定に基づき、議会の承認を求めます。

令和 2 年 3 月 30 日に介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が公布となったことを受けての条例改正で、令和 2 年 4 月 1 日からの施行が必要であることから、3 月 30 日付で専決処分といたしました。

それでは、新旧対照表でご説明申し上げますので、5 ページをお願いいたします。第 3 条の改正についてですが、低所得者の介護保険料の軽減強化については、消費税率 8 % への引き上げに伴い、平成 27 年 4 月から一部実施し、昨年 10 月の消費税率 10 % への引き上げに合わせ、さらなる軽減強化としまして、第 1 段階から第 3 段階まで軽減の拡大を行っております。

令和 2 年度につきましては、4 月からの消費税率 10 % 引き上げの通年度化に伴い、保険料軽減の完全実施を行うこととなり、そのため、第 2 項から第 4 項の改正が必要になったものであります。

第 2 項については、第 1 段階の保険料 2 万 8,500 円を 2 万 2,800 円とするものです。

第 3 項については、第 2 段階の保険料 4 万 7,600 円を 3 万 8,100 円とするものです。

第 4 項については、第 3 段階の保険料 5 万 5,200 円を 5 万 3,300 円とするものです。

4 ページに戻っていただき、最下段、本改正条例の附則です。第 1 項、施行期日は令和 2 年 4 月 1 日から施行とするものです。

第 2 項、経過措置を規定したもので、令和 2 年度の保険料から適用し、令和元年度以前の保険料は、従前の例によるものとしてあります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第7号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市介護保険条例の一部改正について）は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第7号報告は提出のとおり承認されました。

○議 長 日程第11、第8号報告 専決処分した事件の承認について（自動車損害事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 それでは、第8号報告 専決処分した事件の承認についてをご説明申し上げます。令和元年11月21日に、南魚沼市中地内その他市道中南田中線で発生しました、自動車損害事故について、損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第179条第1項に規定により専決処分を行いましたので、議会に報告をするものであります。

3ページの専決第18号、専決処分書をごらんください。1、事故の概要につきましては、令和元年11月21日の朝、市道中南田中線を相手方自動車が走行していた際に、破損し剥離しておりました消雪パイプ巻き立てコンクリートの塊がはね上がりまして、自動車の右後方タイヤ、それからサスペンション等を破損したものであります。

事故前日に消雪パイプの破損報告を受けまして、事故防止のために三角コーンを破損箇所に設置しておりましたが、事故当日の朝には三角コーンが破損箇所から20メートルほど離れた路肩に置いてある状況になっておりました。夜間に通行しました車両等の接触によりまして、三角コーンが動いてしまったものと思われまます。

2番の和解及び損害賠償の相手方は、市内在住の男性です。3、損害の額につきましては、100万3,540円になります。5、和解の要旨は、市が相手方に損害の額を支払うことで和解し、以後一切の債権債務関係がないことを確認するものです。

事故発生から和解まで約4か月余りの時間がかかっておりますけれども、相手方の車両が外国車でありまして、修理部品の調達がしづらいため修理に時間がかかることがわかりました。また、相手方が車両を修理するか買いかえるかで、ちょっと決めかねていたという状況で時間を要したものであります。

本件は、損害賠償の額が50万円以上でありますので、本来であれば議会の議決を要しますが、示談額が確定し早急に支払いをしたいことから、専決処分したものであります。

説明は以上になります。よろしくご審議の上、承認いただきますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 今後の対応としては、パイロンだとそうやって動く可能性があるということに気づいたと思うのですけれども、その点、ではどのような対応で——今後、おもし



を乗せていくのか、しっかり囲っていくのかというのは、どのような検討がなされて、今後はどういうふうになるかということがわかったら教えていただきたい。

○議 長 建設部長。

○建設部長 明らかに消雪パイプ等の剥離が発見された場合には、剥離した部分を撤去しまして、舗装材で埋めるなり、あるいは議員の言われたように、より動きづらいような安全対策をして、対応を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 今の議員もこの問題を時々質問しますし、私も時々しているのですけれども、100対ゼロ、100%対ゼロ%、これは状況によってはあると思うのですけれども、今回の場合、一応の手だてはした、それがなくなったということです。

一つにはそういうことであれば、そういうコーンぐらいでよかったのかという判断、それが一つあります。もう一つは、剥離しそうなものがぶつかって車に当たったというのは、スピードとか道路の状況によりますけれども、そういうところも加味して100対ゼロということになっているのか。最近どうも100対ゼロというのが多いので、いつも言っているのですけれども、安易にそういう形——これは保険から出るからいいやということになってもらってもまた困るわけなので、そこら辺が1点。

もう一点は、これも前に言ったのですけれども、道路はどんどん市道認定して、そして老朽化が進んでいる中で、こういうことというのは、今後ますます起こり得ることなのです。ということは、覚悟しておかなければならない。そういうものが出たときに、こういう対応でいいのか。当然、パトロール等もしていると思うのですけれども、そこら辺の、今後増え続ける市道、補修が必要になる、多くなる市道、そういう対応というのを計画的に進めているのか。そこら辺もあわせて2点お願いします。

○議 長 建設部長。

○建設部長 今回の事故につきましては、剥離していたという状況ですけれども、自動車に乗って運転していると、ちょっと剥離しているという状況が運転手の方は認識できなかったのではないかと思います。剥離したものが明らかに路面等へ転がっていれば、危ないという部分が認識できたのではないかと思います。そういった状況で、運転手の方がそうそうスピードを緩めずに通過してしまったために、こういった事故が起こってしまったのだというふうに考えております。

消雪パイプについては、市内全体で270キロメートルというような延長がありますので、それを常に職員がパトロールできるかという、なかなか不可能な部分があります。地元の行政区の役員さんでありますとか、そこを通行する通行者の方から通報をいただいた際には、早急な対応で事故の起きないようにしていきたいというふうに考えております。

この消雪パイプは昭和51年から供用しているものですので、今現在44年が経過しているものです。道路関係のインフラの老朽化という部分が、こういうところにも影響していると

いうふうに考えております。消雪パイプの機能が低下して水が出なくなったというような状況におきましては、計画的にリフレッシュ事業ということで更新をやっておりますけれども、散水状況がそれほど悪くない部分については、そういった事業を行っておりませんので、こういった剥離というような事例も、事故の可能性がどんどん高まってきているというふうに感じております。引き続き、消雪パイプも含め、道路施設の安全管理には細心の注意を払っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第8号報告 専決処分した事件の承認について（自動車損害事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて）は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第8号報告は提出のとおり承認されました。

○議 長 昼食のため休憩といたします。再開を13時15分といたします。

〔午後0時03分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後1時13分〕

○議 長 日程第12、第9号報告 専決処分した事件の承認について（令和2年度南魚沼市一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第9号報告 令和2年度南魚沼市一般会計補正予算（第1号）につきまして、専決処分といたしましたのでご説明を申し上げます。

令和2年度一般会計補正予算（第1号）については、令和2年南魚沼市異常少雪緊急経営支援資金の申し込み状況よりまして、不足する預託金1,675万円を計上したほか、新型コロナウイルス感染症対策として市内の各金融機関と協調して、合計5億円の緊急経営支援資金を設定し、市がその半額に当たる2億5,000万円を出資することとしました。あわせて、その借りに係る信用保証料を市が補給することとし、歳出の商工業振興費に、それらの必要経費として2億8,515万円を計上しました。また、人々の移動が極端に制限されたことに

より、ウェブ会議システムの導入が緊急に必要となったことから、それに要する経費として、303万円を電算対策事業費に計上しました。

歳入では、2つの預託金と同額を貸付金元金収入に計上したほか、信用保証料及びウェブ会議システムの導入経費、合わせて2,143万円の財源として前年度繰越金を充てたところがございます。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ2億8,818万1,000円を追加し、総額をそれぞれ305億1,818万1,000円として、4月15日付で専決処分したものであります。よろしくご審議をいただきまして、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

11番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 13ページの内部情報システム事業費の中で、ウェブ会議システムを導入されたということではありますが、この辺について、もう少し備品とかカメラとかそういうのまで購入されているのかとか、あとはセキュリティ面とかは非常に重要だと考えておりますが、その辺は安全なのかを説明願いたいと思います。

○議 長 財政課長。

○財政課長 補正予算（第1号）に掲げました内部情報システム事業費につきましては、大会議室、応接室に先行してアクセスポイントがありますので、それを活用するための設定ということで委託費のみになっております。

セキュリティに関しましても、現在のセキュリティの範囲の中でやっておりますので、そちらのほうの問題もありません。

以上です。

○議 長 11番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 今回、医療のまちづくり検討委員会等で実施されたように思っておりますが、このシステムにつきましては今後、例えば市長会等でウェブ会議等、そういうのも有効に利用できるのかというのが1点。

あとセキュリティは通常の中の範囲でやられているということではありますが、よそからの話の中では情報がだだ漏れになってしまうというようなお話もあります。その辺についても一度、答弁願います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 おっしゃるようないろいろな会議で、もう既に使い始めております。県内の市長と知事との懇談とかにも使われておまして、いろいろな場面でやはりこれからウェブ会議というのは使われていくのだろうと思います。非常に有効性の高い、もっとこれを広げているところなどいろいろな人が使えるようにということで、第2弾の拡充を今、図っているところであります。

セキュリティに関しましても、いろいろな報道を見ますと乗っ取られてしまったとかいろ

いろなことが出てきます。それらも加味した中で我々としては——このグレード以上でなければこの会議は出ませんという方もいらっしゃるのです、本当に。それぐらいのやはりセキュリティを高めた中で、詳しいことは私も専門家ではないのでわかりませんが、人々が安心して使っていただけるような、かなりグレードの高いセキュリティを入れてやっております。

以上です。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 内部情報システムのところですが、先般の医療のまちづくり検討委員会などでも恐らく利用なさったと思うのです。今、傍聴が制限をされておまして私はちょっと行っていないのですが、傍聴された方から、やはり途中でどうも音声がとまったり、何かうまくいかなかった場面が何回かあったというようなこともちょっとお聞きしたのですけれども、例えば、まだ導入したばかりで設定の問題とかがあるのか、それとも専用回線等のキャパシティーの問題なんかがもう潜在的にあるのか。その辺ちょっとどのような不具合といたしますか、今後、今の施設対応で問題がないのかどうか、ちょっとお聞かせをいただきたいと思っております。

○議 長 情報管理室長。

○情報管理室長 お答えいたします。医療のまちづくり検討委員会のときに、ちょっとトラブルしたのは、操作というかが初めてだったもので、操作方法にあまり慣れておりませんことと、あと初めてウェブ会議に参加される方が多数おりましたので、主に操作方法がわからなかったということになります。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第9号報告 専決処分した事件の承認について（令和2年度南魚沼市一般会計補正予算（第1号））は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第9号報告は提出のとおり承認されました。

○議 長 日程第13、第10号報告 専決処分した事件の承認について（令和2年度南魚沼市一般会計補正予算（第2号））を議題といたします。本件について提案理由の説明を

求めます。

市長。

**○市長** それでは、第 10 号報告 令和 2 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 2 号）につきまして、専決処分といたしましたのでご説明を申し上げます。

令和 2 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 2 号）につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る国の定額給付金事業、及び南魚沼市の独自支援策が主な内容であります。国が 1 人当たり 10 万円を給付する特別定額給付金事業については、給付見込額——基準日における給付対象者見込みから算出した額になります——及びその事務費、国から自治体の規模別に示された額、これらを合わせまして、歳入歳出にそれぞれ 56 億 2,846 万円を計上しました。

南魚沼市の独自支援策につきましては、4 月 27 日に開催されました議会全員協議会の場でもご説明いたしました。新型コロナウイルス感染症による市内経済、とりわけ小規模の皆さんの、国の支援が届きにくい方々に対する下支えの一助として、事業継続給付金に 2 億 4,720 万円、雇用維持給付金に 3,200 万円を計上しました。

また、ひとり親世帯や障がいのあるお子さんのいる世帯を支援するため、児童扶養手当、特別児童扶養手当に上乗せをする形で給付をすることとしまして、児童手当支給事業費に 2,350 万円を計上しました。市の独自支援策の総額では、3 億 270 万円となります。この財源は、ふるさと応援基金繰入金をもって充てることとし、同額を歳入に計上したところであります。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ 59 億 3,116 万 5,000 円を追加して、予算の総額をそれぞれ 364 億 4,934 万 6,000 円とするものであります。

いずれの事業も 1 日でも早く、市民の皆さんに給付する必要があることから、4 月 24 日付で専決処分とさせていただいたものです。

詳細につきましては総務部長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただきまして、ご承認をいただきますようお願いいたします。

**○議長** 総務部長。

**○総務部長** 第 10 号報告 令和 2 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 2 号）につきまして、詳細をご説明申し上げます。

それでは、事項別明細書でご説明申し上げます。10 ページ、11 ページをお開きください。2 の歳入であります。最初の表、14 款 2 項 2 目民生費国庫補助金は、特別定額給付金にかかる国庫補助金でありまして、1 行目、特別定額給付金事業事務費補助金は、国から自治体の規模別に示された額 4,676 万円の計上。2 行目、特別定額給付金事業事業費補助金は、基準日におきます給付対象者見込みから算出した概算額 55 億 8,170 万円の計上。いずれも 10 分の 10 補助であります。

2 番目の表、18 款 2 項 5 目ふるさと応援基金繰入金は、市の独自支援策の原資とするもので、3 億 270 万円の計上であります。以上が歳入であります。

続きまして、歳出、12、13 ページであります。最初の表、3 款民生費、1 項 1 目社会福祉

総務費、説明欄丸、特別定額給付金事業費は、1行目から15行目までが給付に要します事務経費の内訳であります。合計で、国から自治体の規模別に示された額4,676万円の計上。

一番最後の行、特別定額給付金は、基準日4月27日現在の住民基本台帳登録者数で算出した概算額で、55億8,170万円の計上であります。

2番目の表、3款民生費、2項2目児童措置費、説明欄丸、児童扶養手当支給事業費。ひとり親世帯や障がいのあるお子さんのいらっしゃる世帯を支援するための上乗せ給付でありまして、1行目、児童扶養手当受給者臨時特例給付金（新型コロナ関連）に1,994万円、2行目、特別児童扶養手当受給者世帯臨時特例給付金（新型コロナ関連）に356万円の計上であります。

最後の表、7款商工費、1項2目商工業振興費、説明欄丸、企業対策事業費1行目、南魚沼市事業継続給付金（新型コロナ関連）は、減収率20%以上50%未満の事業者に対して30万円を給付するもので、2億4,720万円。2行目、南魚沼市雇用維持給付金（新型コロナ関連）は、国の雇用調整助成金を受けた事業者に対しまして一律5万円を給付するもので、3,200万円の計上であります。以上が、歳出の内容であります。

3ページに戻っていただきまして、ただいま申し上げました内容によりまして、第1条第1項のとおり、歳入歳出にそれぞれ59億3,116万5,000円を追加しまして、予算総額を歳入歳出それぞれ364億4,934万6,000円とするものであります。

以上で、第10号報告、専決第2号の説明を終わります。以上です。

**○議 長** 質疑を行います。

16番・中沢一博君。

**○中沢一博君** 13ページの児童扶養手当支給事業費でお伺いさせていただきます。この部分に関しまして、当市においてはスピード感を持った中で早くこういう手を打っていただいたことは、私はすごく評価したいと思っているのです。

それと同時に今、気になるのが、国の第2次補正予算の中で閣議決定された部分があります。児童扶養手当世帯に対して5万円を給付する。そして第2子以降は3万円を加算するという閣議決定がされました。この部分について、当市としていち早くこういう手を打っていただいた。すごくいいことですけれども、それをプラスとして考えていいのか。それともどのような形で考えればいいのか。現場はちょっとその部分を——私は今後、出てくる部分があると思います。それに関して、今現在どのようなお考えであるか、お聞かせいただきたいと思っております。

**○議 長** 福祉保健部長。

**○福祉保健部長** ただいまの市の補正予算の対応で児童扶養手当の支給を決定して、市単独事業ということで進めているわけですので、今後、国のほうで国の制度としてこういったものを設定するということになれば、全く別の——対象者もまだ詳細なところ、どういったところまで見るのかということもわかりませんが、国の制度の基準に基づいて支給するように進めることになるかと思っております。

以上です。

○議 長 16 番・中沢一博君。

○中沢一博君 そうしますと、今までの市独自でした、プラスという形でこの部分は、国がした場合は考えていいということによろしいのでしょうか。そうしていただくと、すごく現場としてはほっとする部分も出てくるかと思えます。はい、ありがとうございました。

以上であります。

○議 長 5 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 13 ページの南魚沼市事業継続給付金は独自のもので、国の制度が 50% ということで非常にハードルが高くて喜ばれているわけですが、今、所信表明資料によりますと 46 件の申請があるということが出ていますが、その方々にはもう給付金は渡っているのかどうか。国が制度をつくってもなかなか——雇用調整助成金であっても持続化給付金であっても時間がかかって、本当に瀕死の状態のところには届かないという実態があるもので、その辺がどうなっているか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 事業継続給付金のほう、所信表明の後、また進展がありまして——進展というか、進捗状況であります。5 月 29 日現在で 105 件の申請がありまして、105 件給付決定がなされています。その中で、支払いが終わっていますのが 56 件、1,680 万円ということで、全て 30 万円の満額の給付になっております。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第 10 号報告 専決処分した事件の承認について（令和 2 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 2 号））は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 10 号報告は提出のとおり承認されました。

○議 長 日程第 14、第 11 号報告 継続費繰越計算書について（南魚沼市一般会計）を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 11 号報告 継続費繰越計算書についてご説明を申し上げます。

南魚沼市一般会計継続費の令和元年度の年割額の歳出予算額のうち、支出の終わらなかった残額につきまして、地方自治法施行令第 145 条第 1 項の規定によりまして、令和 2 年度に逡次繰越をいたしましたので、継続費繰越計算書を調製し、議会にご報告申し上げるものがあります。

3 ページをお開きください。別紙となっております。継続費繰越計算書であります。今回、令和 2 年度に逡次繰越をいたしました継続費は 1 事業で、繰越額は 167 万円であります。

内容は 8 款 2 項道路橋りょう費、樋渡東西線道路改良事業であります。平成 30 年度当初予算で、3 年間の継続費として議決をいただいたもので、令和元年度の予算現額は、予算計上の年割額 3 億 6,800 万円と、前年度からの逡次繰越額 1 億 8,782 万円の、合計 5 億 5,582 万円であります。そのうち 167 万円を翌年度への逡次繰越額とするものであります。

以上で、第 11 号報告 継続費繰越計算書についての説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で、第 11 号報告 継続費繰越計算書について（南魚沼市一般会計）を終わります。

○議 長 日程第 15、第 12 号報告 繰越明許費繰越計算書について（南魚沼市一般会計）を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 12 号報告 令和元年度南魚沼市一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明を申し上げます。令和元年度の繰越明許費につきましては、令和 2 年 3 月定例会におきます令和元年度南魚沼市一般会計補正予算（第 9 号）、それから先般議決いただきました最終専決補正予算の令和元年度南魚沼市一般会計補正予算（第 10 号）、これらでご承認いただいたものでございます。それぞれの事業において、令和 2 年度に繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、繰越計算書を調製し、ご報告申し上げるものであります。

別紙の 3 ページ、4 ページが繰越計算書であります。5 ページ、6 ページが報告資料でありまして、事業内容の説明となっております。繰り越し予定で補正予算計上したもの、年度途中で補助対象や採択となったもの、あるいは国の補正予算により計上となったものなどがあります。主に、繰越額、財源等の説明とさせていただきますと思います。

3 ページの表、左から款、項、事業名、次の金額は繰越予定額、次の翌年度繰越額が実際に繰り越しをした額でありまして、その右側はその財源内訳であります。

5 ページ、6 ページの資料とあわせてごらんいただきたいと思いますが、上からまいります。2 款総務費、内部情報システム事業費は、庁内用議会放送配信システム更新業務委託、



次のメディカルタウン関連整備事業費は、天王町排水路、これは水無川の排水路、排水樋門の設置工事であります。

その下、6款農林水産業費、土地改良事業費は、原柄沢地区基盤整備促進事業、次の県営事業負担金は、国の補正予算によります県営ため池等整備事業ほかの負担金であります。

その下、7款商工費、観光振興事業費は、異常少雪対策観光PR事業業務委託。

その下、8款土木費では、道路橋りょう費、道路橋りょう維持管理一般経費は、市道樺野沢西山線用地測量業務委託。道路橋りょう維持補修事業費は、5ページの説明欄にあります。3つの事業であります。異常少雪対応として、年度内で完了する小規模工事を発注したことにより、778万円の減となりました。次の交通安全交付金事業費も、年度内で完了する小規模工事を発注したことにより、56万円の減であります。次の消融雪施設維持管理事業費は、県の交付決定額確定等によりまして、460万円の減。次の街路新設改良事業費は、市道新沖上線改良事業であります。

めくっていただきまして4ページ、河川費、河川管理費は、深堀川護岸修繕工事、城ノ入川転倒堰河川占用水利権許可申請等業務委託。都市計画費、街路沿道整備事業費は、塩沢中央通り線土地区画整理事業基本計画策定に向けました、沿道整備街路事業調査委託業務であります。

次の流雪溝整備事業費は、流雪溝送水管布設工事及び流雪溝取水施設改修工事設計委託で、契約の結果、請け差が生じたことによりまして、300万円の減であります。次の銭淵公園管理費は、園路修繕工事であります。

その下、9款消防費、消防庁舎整備費は、大和分署の空調設備改修工事。

10款教育費、小学校費、小学校大規模改造事業費は、大崎小学校トイレ改修工事費で未収入特定財源、その他の3,450万円は、ふるさと応援基金であります。次の小学校非構造部材耐震事業費は、城内小学校体育館天井改修工事であります。社会教育費、坂戸城跡整備事業費は、石垣修理工事設計監理業務委託とその付帯工事。

11款災害復旧費、農林施設災害復旧費（単独）は、南魚沼土地改良区、大和郷土地改良区への災害復旧事業補助金。同じく農林施設災害復旧費（補助）は、関山大堰と古峰頭首工の災害復旧工事、林道湯ノ沢線災害復旧工事。次の公共土木施設災害復旧費は、欠之上赤倉線ほかの道路と、深堀川ほかの河川の災害復旧工事となっております。

令和元年度で繰越明許費とした事業件数は22事業であります。結果、4ページ最下段にありますとおり、繰越明許とした総額4億8,661万6,000円のうち、令和2年度に繰り越した額は、中ほどにあります翌年度繰越額の合計であります。4億6,660万6,000円です。財源内訳は、表の中ほどよりも右側に記載のとおりであります。

以上、第12号報告 繰越明許費繰越計算書の説明を終わります。以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で、第 12 号報告 繰越明許費繰越計算書について（南魚沼市一般会計）を終わります。

○議 長 日程第 16、第 13 号報告 事故繰越し繰越計算書について（南魚沼市一般会計）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 13 号報告 令和元年度南魚沼市一般会計事故繰越し繰越計算書についてご説明を申し上げます。令和元年度歳出予算の経費におきまして、支出負担行為をしたものの、避けがたい事故のために年度内に事業の完了ができなかったものにつきまして、地方自治法第 220 条第 3 項ただし書きに規定をします事故繰越しによりまして、予算の一部を令和 2 年度に繰り越しをさせていただくものであります。繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定によりまして、ご報告を申し上げるものであります。

別紙 3 ページが、事故繰越し繰越計算書であります。款、項、事業別に支出負担行為額、その内訳、それから支出負担行為予定額、翌年度繰越額、財源内訳、そして一番右の端の説明欄に避けがたい事故の事由を記載しております。

一番上、10 款教育費、1 項教育総務費、教育委員会一般経費は、大和中学校改築基本計画検討業務に関するものでありまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、請負業者の出張が困難になったと。現地調査及び打ち合わせを行うことができなくなったということで、繰り越しをせざるを得ないということになったわけであります。

2 段目、3 段目、これは同じ事業であります。2 段目は、平成 30 年度からの繰越明許費、3 段目は、令和元年度の予算であります。

同じく 10 款教育費、6 項社会教育費であります。南魚沼市郷土史編さん事業費で、「六日町史 民俗」におきまして、追加をされた内容の資料確認、現地確認、編集、校正に想定外の作業時間が必要となったということが理由であります。

支出負担行為額の総額は、表の一番下、合計欄 2,410 万 6,000 円で、令和 2 年度に繰り越しをした額は、支出未済額の計で 588 万 5,000 円であります。財源内訳では、既収入特定財源はなく、全額、一般財源となっております。

以上、第 13 号報告 事故繰越し繰越計算書についての説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 ちょっと確認させていただきたいのですけれども、教育費の関係です。3 月議会のときに、施政方針の中で郷土史編さん事業がおおむね終わったということで、その係を廃止するということだったのです。結局はここで作業時間が足りないというようなことになったのですけれども、そこら辺の仕事の配分というか、甘いのではないかと——額が少ないので、ほかのところで担当してやればそれで済むのだという考え方なのかもしれ

ませんけれども、そこら辺のいきさつをちょっと教えていただきたい。

○議 長 教育部長。

○教育部長 済みませんが、六日町史におきましては、原稿、そして原稿の確認、そして校正というところで時間がかかっておりまして、このような形となっております。できる限り効率的に大和近現代史も含めてですね、進めてきたつもりでございますけれども、いわゆる原稿ができて初めて校正、そして編集というような形に進んでいくわけでございますので、その課程において遅れが出ているという状況でございますので、よろしく願いいたします。

それで、この4月から社会教育課の中に文化振興係を文化振興班とさせていただいて、その中で業務を進めているところでございますので、業務的には問題はございません。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で、第13号報告 事故繰越し繰越計算書について(南魚沼市一般会計)を終わります。

○議 長 日程第17、第14号報告 予算繰越報告について(南魚沼市下水道事業会計)を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長 それでは、第14号報告 予算繰越報告についてご説明申し上げます。

令和元年度下水道事業会計予算に定めた建設改良に要する経費のうち、地方公営企業法第26条第1項の規定により、予算の繰り越しを行いましたので、同条第3項の規定により、ご報告するものでございます。

3ページの予算繰越計算書をごらんください。令和元年度下水道事業会計予算に定めた管渠建設改良費のうち、支払い義務の生じなかった汚水幹線管渠等布設工事等8件分、4億3,100万円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳及び繰り越し理由は記載のとおりとなっております。

4ページの資料をごらんください。繰越工事の概要ですが、社会資本整備総合交付金事業として、中之島、五十沢、城内地区の農集接続のための汚水幹線管渠等布設工事で、中之島地区につきましては、三郎丸地内の魚野川水管橋下部工工事等2件分、五十沢地区につきましては、二日町地内の汚水幹線管渠布設工事3件分、城内地区は、長森新田地内の汚水幹線管渠布設工事2件分を翌年度に繰り越したものでございます。

単独事業の汚水管渠等布設工事につきましては、大型食品工場の排水量の算定のため、電磁流量計設置工事を繰り越したものでございます。

説明は以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で、第 14 号報告 予算繰越報告について（南魚沼市下水道事業会計）を終わります。

○議 長 日程第 18、第 15 号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市税条例の一部改正について）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、第 15 号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市税条例の一部改正について）ご説明申し上げます。

去る 4 月 7 日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により、地方税においても新型コロナウイルス感染症が社会経済に与える影響が甚大なものであることに鑑み、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、その影響の緩和を図るため、緊急に必要な税制上の措置がとられることとなり、令和 2 年 4 月 30 日に地方税法等の一部が改正され、同日に公布、施行となりました。

市税に関する主な内容は、新型コロナウイルス感染症等の影響により、事業収入等が大幅に減少したことにより、市税の納付が困難になったと認められる場合、その納付を猶予することができる徴収猶予に関する規定、また、固定資産税については、同じく売上高が著しく減少した中小事業者等に対し、令和 3 年度課税において償却資産及び事業用家屋にかかる課税標準額に特例を設け、2 分の 1 またはゼロに減額する規定など、また、臨時的軽減措置が図られている軽自動車税の環境性能割について、その軽減期間を延長する規定などが設けられました。これらの内容を踏まえ、5 月 1 日付で南魚沼市税条例の改正を専決処分いたしましたので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定に基づき、議会の承認を求めるものでございます。

それでは、新旧対照表に基づいてご説明を申し上げます。5 ページをお願いいたします。附則の第 9 条は読みかえ規定となっておりますが、新たに定められた法附則第 61 条及び第 62 条を加える改正です。

法附則第 61 条は、中小企業等が所有する償却資産及び事業用家屋にかかる固定資産税を、令和 2 年 2 月から 10 月までの任意の 3 か月間の売上高が前年の同期間と比較して著しく減少した場合には、その減少率に応じて 30% から 50% 未満の減少をした場合には 2 分の 1 に、50% 以上減少した場合にはゼロにするというものです。

法附則第 62 条は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小企業に対して、生産性向上特別措置法の規定による認定先端設備等を導入した場合の課税標準額の特例で、適用対象に新たに事業用家屋と構築物を加える、とする規定となっております。

附則第 9 条の 2 第 15 項は、今ほど申し上げた生産性向上特別措置法に基づく課税標準額の

特例率を定め、計画に合致した固定資産の課税標準額を導入以降3年間ゼロとするものですが、そこに「第17項において同じ」と加え、第17項を新たに追加して、その特例措置の拡充として、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加え、課税標準額の特例率をゼロとするものです。

6ページの附則第14条の2は、軽自動車税の課税の特例の延長で、昨年の消費税率引き上げに伴う臨時的特別措置として、軽自動車を取得した場合に課税される環境性能割の税率を、平成31年の地方税法の改正で、令和2年9月30日までそれぞれ1%軽減することとされておりましたが、新型コロナウイルス感染症による経済停滞への影響緩和のため、令和3年3月31日まで半年間延長する法改正に伴う改正です。これにより、本来の税率が1%の車両に対しては、令和3年3月31日までは非課税、本来の税率が2%の車両に対しては、令和3年3月31日までは1%と軽減が延長されるものです。

追加する附則第22条は、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続においては、既存の規定で徴収猶予の申請書及び添付書類の訂正期間について条例で定めているものを、この新型コロナウイルス感染症の場合にも準用するという内容になっております。以上が改正内容であります。

4ページに戻っていただきまして、本改正条例の附則です。この改正条例は、公布の日から施行するとするものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 非常にいいことだと思っておりますけれども、条例が通った場合、こういった周知方法を考えておられるのか、ひとつお聞きします。申請する人ということになりますが、ちょっと計らいが必要ではないかなというふうに思いますが。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 何件かちょっと内容の異なるものがありますので、特に固定資産税についての条件は、令和3年の税についてですので、課税そのものが約1年先のことでありますので、内容的にはこれから周知方法などを検討してまいりたいというところになるかと思っております。

あと、軽自動車については取得の際に軽減されるというものですが、これは特に今のところ、市のほうからの周知というのは積極的には考えておりませんが、車を買う際のございますので、またそれは国のほうからとか、あとはそういったものをまた見ながら期間の延長ということですので、対応していくのではないかと考えております。

あとは、市税にかかわるものとやはり徴収猶予のところが残りますので、こちらについては今のところまだ積極的な周知を図っておりませんが、市のほうで出しましたチラシ等への掲載、それから市報への掲載などを通じまして、また周知が図られるようにしてまいりたいと考えております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第 15 号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市税条例の一部改正について）は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 15 号報告は提出のとおり承認されました。

○議 長 日程第 19、第 16 号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、第 16 号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について）ご説明申し上げます。

第 6 号報告と同様に、後期高齢者医療制度の任意給付である傷病手当金を支給した場合、国が特例的に特別調整交付金により財政支援を行うことを受け、新潟県後期高齢者医療広域連合におきまして、新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に関する条項を追加する改正が、4 月 30 日に行われました。この改正によりまして、南魚沼市後期高齢者医療に関する条例で規定している市において行う事務に、傷病手当金に関する条項を追加する改正を 5 月 1 日付で専決処分いたしましたので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定に基づき、議会の承認を求めるものでございます。

新旧対照表でご説明を申し上げます。4 ページをごらんください。第 2 条は、市において行う事務として各種申請書の受け付け等を列挙した条項ですが、その第 1 号の次に、第 2 号として「広域連合条例第 2 条の 2 の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付」を加え、以下を 1 号ずつ繰り下げます。

3 ページに戻っていただきまして、改正条例の附則であります。この改正条例は、公布の日から施行とするものであります。

なお、新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例及び規則によりまして、第 6 号報告の国民健康保険の傷病手当金と同様に、対象期間は、令和 2 年 1 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までに支給を開始したものと定められております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第 16 号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について）は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 16 号報告は提出のとおり承認されました。

○議 長 日程第 20、第 17 号報告 一般財団法人しゃくなげ湖畔開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてを議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長 それでは、第 17 号報告 一般財団法人しゃくなげ湖畔開発公社の経営状況を説明する書類の提出について説明を申し上げます。この報告につきましては、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき書類を提出するものでございます。

それでは、令和元年度一般財団法人しゃくなげ湖畔開発公社事業報告書をごらんください。4 ページ、第 1、実施事業概要でございます。自主開催のしゃくなげ湖まつりを初め、グルメライド、自転車ロードレースが開催され、J F A 全日本フリスビードッグ選手権も第 20 回を迎え、南魚沼市に定着しております。

観光センターの利用は前年とほぼ同じくらいの 3,500 人ほどとなりましたが、前年度は秋まで県道が落石の危険で閉鎖されていたこと、当年度は 6 月の山形県沖地震、夏の猛暑、台風 19 号などの影響を受けたことから、ともに一昨年までの利用人数には至っていない状況であります。

また、落石の影響で水源確保ができていない、しゃくなげ湖オートキャンプ場、十字峡登山センター売店などの営業の再開はできませんでした。

最下段、第 2、各事業報告です。I の公益目的支出事業は、平成 25 年 4 月の一般財団法人移行に伴い、旧法人から引き継いだ公益目的財産を県知事が認可した公益目的支出計画に基づき計画的に執行するもので、ダム周辺の美化活動や地域の活性化を図るためのイベントを行いました。具体的な内容は、5 ページ（1）の実施事業の表に記載してございます。

めくっていただきまして6ページ、③三国川ダム景観事業（しゃくなげ湖畔を楽しむ会主催）は、ダムを訪れる人々に楽しんでもらうため、プランターの花植えと設置を行い、ダム周辺の美化活動を行いました。

また、④しゃくなげ湖まつりは「森と湖に親しむ旬間」、7月21日から7月31日の期間でございますが、そこに合わせて7月28日に実施し、873人の来場がありました。これも台風の影響で前年に比べると半数以下の人数となっております。

次のJFA全日本フリスビードッグ選手権（南魚沼市長杯公式シリーズ選手権大会）は、2日間で約200人の参加で行われました。

次に、7ページ上段の⑥9月14日、15日には、南魚沼サイクルフェスタ2019の一環としてJBCF全日本実業団自転車競技連盟主催の2つのロードレースが開催され、1,100人の参加がありました。

⑦さらに10月6日に第6回南魚沼グルメライドが開催され、900人の参加がありました。

Ⅱ. 収益事業の1. 食堂・売店事業ですが、昨年に引き続き観光センターの食堂・売店の営業は経費節減のため閑散期は週5日の営業とし、十字峡登山センター売店は営業を休止しております。

めくっていただきまして8ページ、2. 指定管理事業として、しゃくなげ観光センター、わらびの運動公園、十字峡登山センターの各施設管理を行っております。登山センターは登山客のために2階宿泊場所は避難所、仮眠所として、そしてトイレは使用できるようになっております。いずれも施設・設備の老朽化に伴う計画的な修理が課題となっております。

次に9ページ、3. キャンプ場収益事業の（1）しゃくなげ湖オートキャンプ場は、事業概要でも説明しましたが、飲料水の確保ができないため営業再開ができていません。（2）わらびのオートキャンプ場・バンガロー・グラウンドは、ゴールデンウィークは稼働率がよかったものの、6月は山形沖地震、夏場は猛暑が続き、利用者数が減少しました。

次に4. 受託事業は、平成30年度までは市の委託によりサル被害防止パトロールを行っていましたが、昨年度より猟友会に委託先を変えたことにより受託はなしとなりました。

第3の法人運営については記載のとおり、理事会、評議員会を開催しております。

次に決算報告書です。13ページをごらんください。正味財産増減計算書の1の（1）経常収益の合計、線で囲った3段目の当年度1,429万円で、前年度比82.1%、309万円ほどの減額となっております。中ほどの（2）経常費用ですが、一般財団法人へ移行した平成25年度から食堂・売店、キャンプ場、指定管理事業などの事業費と、法人運営のための管理費に分けて、役員報酬や賃金など、それぞれの事業従事割合により案分して経理されております。

めくっていただきまして14ページの表の中ほど、経常費用計、線で囲まれた3段目になります。1,687万円となっております、前年度比89.0%で207万円ほどの減額となりました。

当期一般正味財産減少額は、264万円、いわゆる赤字であります。昨年度より102万円の増額となりました。結果、14ページの表、下から6行目の当期末の一般正味財産期末残高3,777万円となり、今後も経費の削減を進めながら収入の確保に向けた検討を行うこととしており



ます。

めくっていただきまして16ページが監査報告書の写しです。

続いて、令和2年度の事業計画及び収支予算書18ページをごらんください。令和2年度は、多様化する利用者のニーズに応え、すぐれたサービスの提供に努め、公社の経営改革に積極的に取り組み、長期的な安心・安全な事業運営を図ることなどを基本方針としております。

19ページ上段から20ページまでは公益目的支出事業でございます。(1)観光啓発事業としましては、活力ある地域づくり、地域観光の振興と発展のため、三国川ダム景観形成事業として花植え活動や、しゃくなげ湖まつり、フリスビードッグ選手権大会、南魚沼サイクルフェスタなどのイベントも継続して行うこととしております。

20ページ下段から21ページ、収益事業(1)食堂・売店事業につきましては、経費の削減に努めながらメニューの改善などを行ってまいります。

また、新型コロナウイルス感染症予防への対処を行いながらになると思われませんが、地元諸団体等の座敷での宴会の受け入れ、市内でのイベントに参加、出店し、収益増を図ります。

21ページ中段、(2)指定管理事業では、市民の健康と保養の増進、地域観光の振興と発展などのために、それぞれの施設の管理運営を適正に行うとともに、施設の老朽化に対応するため、必要な修理の検討と実行を行うこととしております。

めくっていただきまして22ページの(3)キャンプ場運営事業では、しゃくなげ湖オートキャンプ場の水源確保については、さまざまな経過を経た中で断念せざるを得ず、わらびの運動公園の施設の拡充を図る方向にシフト変更することとなりました。

下段、(4)受託事業はありません。

めくっていただきまして、24ページから25ページの令和2年度収支予算につきましては、収入、支出各1,648万円の予算で、前年度比38万円の増となっております。

以上で第17号報告の説明を終わります。

○議長 質疑を行います。

4番・吉田光利君。

○吉田光利君 9ページをお願いしたいのですが、9ページ上段のキャンプ場収益事業、しゃくなげ湖オートキャンプ場についてでございます。昨年同様、必要な水量が確保できず営業を休止したという形でありますけれども、毎年のように営業を休止したという内容になっていまして、今回の事業計画においても休止というふうに先ほど説明がありました。一時はかなり繁盛したという話を聞かせていただいています。

それで今、水が出ないという形も災害というような形の背景があるということも聞いているのですが、毎回、営業休止というのはいかがなものかというふうに思っています。あそこには立派な施設もありますし、いろいろな建物もあるということを理解しているのですが、荒れ果てた状態になってきています。決断が必要ではないかなと。だめならだめ、やるならやる、復活のビジョンが必要ではないかと思うのですが、その再生する復活のビジョンがあるのか、あるいは廃止の検討しているのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 先ほど令和2年度の事業計画のほうでも若干、述べましたが、水源確保については断念せざるを得ないということであります。これはさまざまな角度から——湖から引く、沢のほうから持ってくる、また地下水を掘る、今、邪魔になっている石を除去してまた水源を復活させるという、いろいろな方法を検討しましたが、事業を見ていただいたところから、まず無理であろうと。多額の予算がかかる。そこから実際に水を恒久的に引けるかという、その保障もないということですので、うちの考えとしましては、あそこに復活させることは断念せざるを得ないのかなというふうに思っております。

その中には当然、そこを更地に戻していく検討もしておりますし、その中でわらびの運動公園の施設の拡充、その部分をそちらにシフト変更したほうがいいのかというような、今、検討の途中でございます。

特にオートキャンプ場のほうにつきましては、三国川ダムのほうとも大分、協議を重ねてまいりました。その中で、やはり今ある電気をそのまま使わせていただけるかどうかという点、そこら辺も三国川ダムのほうではあまり好ましくないという返事も若干いただいております。そうすると、なかなかあそこまで私たちのほうで今度は電気を引くという、その事業費も距離が相当ありますので莫大な費用がかかるかと思えます。

ですので、さまざまな観点からいくと、方向としてはそこを断念して、その分を下のわらびのキャンプ場のほうを拡充整備するというのほうがいいのかなというふうには検討しておりますが、今は何せ検討段階でございますので、さまざまな角度から今後も若干協議は必要かと思えますが、今のところはそういう感じでございます。

以上です。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 今ほど部長のほうからお話がありましたけれども、方向づけをはっきりすれば、地元もまた担当の公社のほうも明確な動きに出られると思えますので、ぜひ、進めていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議 長 質疑を……。

15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 12ページ、13ページの決算関係です。12ページの貸借対照表の現金預金が3,588万円と前年度より285万円の減少でありますけれども、13ページのほうで指定管理収益が330万円、受取地方公共団体補助金が466万円、めくって14ページにいて経費等々を引いて257万円のマイナスが出たということですが、留保している現金預金約300万円近くを毎年、食いつぶしながらこの事業をやっているという、そういうような経営の方向が見えるわけでありませう。

今、同僚議員のほうから出ましたけれども、これを抜本的といいますか、要するに民間として本当にひとり立ちできるのかどうかということの判断をして、最終的にどうするべきか

ということを早めに決断しないと、このままずるずるいって現金預金がなくなったら、ではどうするのかという、そこまでいくのかという話になってしまうわけですが、そこら辺の見通しとして、とりあえずは現金預金を取り崩しながらやってみよう。その中でもどういう方向性を出すのかということになると、普通の感じでいけば 300 万円ですから、あと 11 年かそこらで食いきってしまうというような状況ですが、そこら辺を今後どうするかということの考え方を——要するに現金預金のほうを食いつぶしながら長くやってみよう、その間に考えましょうということであるのか。もっと早めに最終的な判断をするところまでいくのかということ、この決算を見てどうお考えになったのか、お聞きしたいなど。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 寺口議員の言うとおりに、この預金をちょっとずつ食いつぶしながらという表現がありましたが、私たちのほうとしては先ほど吉田議員にもお答えしました、オートキャンプ場がすごくお金を生む場所でありましたので、ここに設備投資をして復活できるのであれば、この預金も使った中で進めたいというふうに考えておりましたが、そこを断念せざるを得ないということでもあります。

しゃくなげ湖畔だけでなく五十沢キャンプ場等も含めた中の計画として、今後どういうふうにしてここが採算をとれていける場所になるか。やり方によってはいくらでも黒字になる可能性を秘めていますので、そこら辺も踏まえた中で、だらだらという言い方はおかしいですけど、ゆっくりと預金を食いつぶしながらいこうという考えは持っておりません。

以上です。

○議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 市内の第三セクターとかいろいろ考えた中でいきますと、これが民間としてひとり立ちできるのかどうかということ考えたときに、やはり指定管理料であったり補助金であったりということが、逆におんぶにだっこという部分もあったかなというふうに思うのです。そこを厳しくやっていった、見ていったときに、本当に民間としてひとり立ちできるというのであれば、その方向を早めに出すべきだというふうに思っています。

そんな中でも、こしひかり紙原紙とそれからこしひかり紙製品が 200 万円ほどまだ資産としてあるというふうになっています。コシヒカリ和紙が。これも導入のときには、相当いけるぞということでやってみたけれども、その後はさっぱりだという部分もあるので、こういったところの経営方針を出すときに、本当に申しわけないけれども、公社の方々だけの発案でいいのかというところがあるので、もっと外部の人たちを入れて経営的に考えると。そこまではやらないのかどうか。外部から監査なりでも入れるとかという形で、経営をさらに厳しくやっていくという考え方の人を中に入れるのかどうかということをもう一回伺います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 先ほど申したように、五十沢キャンプ場も含めた中の計画という中では、

やはりアウトドア企業とコンサルタント企業と、当然そこに入って検討といいますか、協議していただくような場所も考えております。今ある人材といいますか、地元の方たちでやっているところではやはり限界がございます。ちゃんとしたプロのご意見と、また経営も含めた中で今現在も協議はしております。

ただ、そのあとに今度は地元との協議もございますけれど、今の状況で黒字を生んでいないということになれば、やはり何らかの手法を考えていかなければいけないというふうには思っております。

以上です。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 先ほども話がありましたけれども、年間260万円という赤字が出ている。ことしの予算を見ますと、24、25ページですが、コロナ禍のもとで5月連休も終わりました。去年の報告では5月連休はよかったと。ことしは多分ほとんどゼロだと思いますが、そのもとで何でこういう予算書が出てくるのか、実態を本当に真剣に考えてつくったのかなというふうに思ってしまうのです。その辺をもうちょっと、今の実情を反映した予算書をつくるべきではないかなと私はこれを見て思いましたが、その点いかがですか。ちょっとおかしいのではないですか。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 今、6月1日で見ると、まさにそのとおりだと思います。ただ、この事業の令和2年の予算書をつくる時点では、当然1月ないし2月にしゃくなげ湖畔開発公社は作成しております。つくって、総会にかけた後に状況が変わったから変更するかというのは、またこの事業計画とはちょっと外れるのかなと。それはまた現状の把握になりますので、つくった時点では確かに異常少雪、新型コロナウイルスも若干見えていましたが、今のような深刻な状況ではございませんでしたので、そこら辺はちょっとご理解願いたいと思います。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 ということは、決算が終わらないで予算をつくっているということなわけですね。一般的には決算を出してその上で予算編成する、予算を組むというのが普通ではないかと思うのですが、その辺はいかがですか。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 決算が終わる前にといいいますか、予算も決算も同時ではございませんけれど、決算は決算でそこから編み出す部分と、事前に読める部分というので予算は当然組んでいるわけです。決算状況を見た中で反映はしますけれども、それが3月末で締めた場合にはそこで見るわけですので、特に先につくっているというふうな考えはないと思います。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で、第17号報告 一般財団法人しゃくなげ湖畔開発公社の経営状況を

説明する書類の提出についてを終わります。

○議長 長 日程第 21、第 49 号議案 令和 2 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長 長 それでは、第 49 号議案 令和 2 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 3 号）につきまして、提案理由を申し上げたいと思います。

主な内容としましては、市独自の経済支援策第 2 弾の実施に必要な費用のほか、国の制度に基づく対策費用、その他必要が生じた項目につきまして補正を行うものであります。5 月 25 日をもって、国は緊急事態宣言を解除しましたが、新型コロナウイルス感染症との闘いは、今後も続くものと覚悟しなければなりません。この間、かつてない大きな打撃を受けた市内経済及び市民生活に対しまして、迅速に、かつ着実な回復を図っていく必要があると考えております。

第 2 弾の独自支援策につきましては、市議会の皆さんから新型コロナウイルス感染症対策連絡会議を立ち上げていただきまして、議会としての要望事項を取りまとめていただきました。それを最大限に取り入れる形で、本補正予算を編成したところであります。まさに、市民に寄り添いながら、南魚沼市を挙げて取り組んだ独自支援策であるとも考えております。

第 2 弾の内容につきましては、5 月 20 日に記者発表させていただきましたが、改めてその内容についてご説明をいたします。新型コロナウイルス感染拡大に伴い、就職が困難になった方、解雇された方などに対しまして、正規就職への足がかりとなるよう、市の会計年度任用職員——市民の皆さん向けには臨時職員と言わないとわからないので、そういう表現をよくとっていますのでご承知おきください。会計年度任用職員として 30 人規模で緊急雇用する経費 5,230 万円を職員費に計上しました。

企業対策事業費では、市内企業が新規採用を行った場合、1 人当たり 30 万円を給付する南魚沼市雇用促進補助金に 1,500 万円。市内事業者皆さんへの固定費補助として、減収率 50%以上の事業者には 30 万円、50%未満の事業者の方々に 10 万円を給付する南魚沼市経営支援給付金に 3 億 3,000 万円。みんな住マイル改修補助事業の追加募集を行うという経費に 2,000 万円。要保護、準要保護の児童就学援助世帯に対しまして 1 万円を給付する経費として教育委員会一般経費に対して 450 万円。このほか水道料金を 6 月分から 8 月分までの 3 か月間、基本料金を 2 分の 1 に減額する費用として 8,100 万円ほどを見込んでいます。

以上によりまして、第 2 弾の独自支援策の予算規模は 5 億 450 万円となります。

繰り返して申しわけありませんが、水道料金の減額については、確定額をもって水道事業会計へ繰出金として支出することとしていますので、本予算では、この分を除いた 4 億 2,350 万円を計上しています。これも繰り返しになって申しわけございませんが、この財源としまして、ふるさと応援基金から 1 億 9,000 万円、残りを前年度純繰越金から充当することとします。たび重ね、きょうは何度も同じ説明をして申しわけありませんが、必要がありますので大変申しわけありません。ご勘弁ください。

このほかの新型コロナウイルス関連の経費として、通学バスの過密化を解消するため、バス運行対策費では、4路線で増便を行う必要が出ました。バスが混んでいます。これは非常に多くの父兄からもまた大変声がずっと上がっていました。ちょっと遅れています。本当に遅れ過ぎているのですけれども、我々としては新型コロナウイルスの問題は長く対応しなければいけないということから、これに踏み切らせていただきたいと思います。バスの増便を行います。

児童福祉費では、子育て世帯の生活を支援する取り組みの一つとして、国が行う子育て世帯臨時特別給付金事業に6,983万円、学校給食費では、臨時休業に伴い学校給食用物資の納入業者が受けたキャンセル分の負担軽減として、学校臨時休業対策費補助金に1,015万円を計上しました。

新型コロナウイルス対策以外の内容としましては、児童福祉費では、国の補助金を受けて学校法人里咲学園が行います、地域子育て支援拠点施設整備への補助金として、保育園等施設整備事業費に1,419万円を計上しました。

教育費では、国の補正予算として成立しましたGIGAスクール構想に基づく、学校内のLAN設備の改修に必要な工事費として、小学校、中学校、特別支援学校、合わせて2億3,540万円を計上しました。

歳入では、子育て世帯臨時特別給付金事業、及びGIGAスクール構想関連経費に係る国庫補助金を計上したほか、社会資本整備総合交付金の内示などに合わせて、道路橋りょう費国庫補助金を7,373万円減額しました。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ9億1,217万7,000円を追加し、総額を373億6,152万3,000円としたいものであります。

詳細につきましては、総務部長から説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただきまして、ご決定をいただきますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 第49号議案につきましてご説明申し上げます。最初に、歳入歳出予算の補正内容につきまして、事項別明細書でご説明申し上げます。

10ページ、11ページ、歳入からお願いいたします。最初の表、14款1項国庫負担金、1段目、1目民生費国庫負担金、説明欄の生活困窮者自立相談支援事業費等負担金であります。これは住居確保給付金に対します負担金で、国の4分の3補助で486万円の増。

2番目の表、14款2項国庫補助金であります。1段目、1目総務費国庫補助金、1節の説明欄、地方創生推進交付金は、雪の聖地南魚沼ブランド推進事業の自転車活用によります地域活性化事業に取り組むための補助金、2分の1補助で150万円の増。

2段目、2目民生費国庫補助金、1節説明欄の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金は、生活保護システム改修委託料の増加に対応する補助金。2節説明欄1行目、子ども・子育て支援交付金は、別の補助事業に振りかえて実施することになりましたので、133万円の減。

2行目、3行目、子育て世帯臨時特別給付金事業補助金は、子育て世帯の生活を支援する取り組みの一つとして、児童手当受給者に子供1人に対して1万円を給付するものであります。10分の10補助、事業費と事務費を合わせて7,207万円の皆増であります。4行目、次世代育成支援対策施設整備交付金は、学校法人里咲学園が行う事業に対します補助金946万円の皆増。

3段目、4目土木費国庫補助金、1節道路橋りょう費国庫補助金は、説明欄に記載のとおり、社会資本整備総合交付金から、3行目の道路メンテナンス事業補助金に移行したことのほか、特に機械除雪と除雪機械整備分が大きく減となりましたために、内示によりまして事業ごとの増減はありますけれども、合計で7,373万円の減であります。3節説明欄、社会資本整備費総合交付金は、アスベスト除去等に対します補助金で50万円の皆増。

4段目、5目教育費国庫補助金、説明欄、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金は、いずれもGIGAスクール構想にかかわります補助金でありまして2分の1補助です。1節が小学校費6,631万円、2節が中学校費2,166万円、3節が特別支援学校費546万円の皆増であります。

最後の表、15款2項県補助金、1段目、1目総務費県補助金の1節総務管理費県補助金は、県の制度改正によりますもので、説明欄の1行目、U・Iターン促進住宅支援モデル事業県補助金……

[何事か叫ぶ者あり]

○議長 長 これが終わったら……（「説明が終わったら」と叫ぶ者あり）休憩したいと思えます。

[「では、一生懸命説明します」と叫ぶ者あり]

○総務部長 1行目、U・Iターン促進住宅支援モデル事業県補助金は、188万円の減。2行目、移住者受入体制支援モデル事業県補助金は、369万円の減。3行目、U・Iターン実現トータルサポート事業補助金は、上記からの移行によりまして、300万円の皆増となっております。

2段目、2目民生費県補助金、1節説明欄、介護基盤整備事業費補助金は、医療法人社団萌気会が行います、小規模多機能型居宅介護事業所開設に関します補助金でありまして、503万円の皆増。2節説明欄、新潟県地域子ども・子育て支援交付金は、別の補助事業で実施をすることになりましたので、133万円の減。

12、13 ページをお願いいたします。最初の表、4目農林水産業費県補助金、2節説明欄、森林整備地域活動支援県交付金は、民間の事業主体が策定します経営計画に係る境界確認作業に要した経費に対する交付金で、63万円の皆増。

2番目の表、15款3項委託金、2段目、5目教育費委託金、2節説明欄、人権教育研究推進事業県委託金は、文部科学省から新潟県が受託しました人権教育研究推進事業を北辰小学校が実施するということになりまして、その事業費27万円の皆増。

3番目の表、17款寄附金、1項1目一般寄附金は、説明欄記載の方々から合計90万円のご

寄附をいただいたというものでございます。

4番目の表、18款2項基金繰入金、1段目、1目財政調整基金繰入金、1節説明欄の財政調整基金繰入金（返礼品定期便分）は、令和元年度ふるさと納税返礼品の定期便分で、経費として1億9,000万円の繰り入れであります。

2段目、5目ふるさと応援基金繰入金、1節説明欄、ふるさと応援基金繰入金は、市の独自経済支援策の財源でありまして、同じ金額ですけれども、こちらも1億9,000万円の繰り入れであります。

最後の表、19款繰越金は、今回の補正予算におけます財源の不足分としまして、前年度純繰越金3億6,989万円を増額ということでございます。

14、15ページをお願いいたします。最初の表、20款5項2目雑入、1節の説明欄、長寿社会づくりソフト事業費交付金は、一般財団法人地域活性化センターの地域イベント助成事業に上田地区の第一・第二上田小学校統合記念上田ふれあい祭りが採択をされたことによりまして、100万円の計上。

2節説明欄、臨時休業対策費補助金は、国の新型コロナウイルス感染症に関します緊急対応策として新設された事業でありまして、臨時休業に伴い納入業者が受けた学校給食用物資のキャンセルの発生に対する経費の補助金、4分の3補助で、761万円の皆増。学校給食会連合の事業になります。

最後の表、21款1項市債、1段目、5目土木債は、社会資本整備総合交付金の内示に伴います補正で、合わせて3,280万円の減であります。

2段目、7目教育債は、小中特別支援学校のLAN設備の改修にかかります財源として、合わせて7,110万円の増。

3段目、10目災害復旧債は、令和元年7月の梅雨前線豪雨、令和元年10月台風19号の過年災として、530万円の皆増であります。以上が、歳入の補正内容であります。

めくっていただきまして16、17ページ、歳出であります。最初の表、2款1項総務管理費、1段目、1目一般管理費、説明欄丸、職員費は、市の新型コロナウイルス独自経済支援策第2弾の会計年度任用職員30人規模の緊急雇用に要します経費でありまして、5,239万円の増。

2段目、3目電算対策事業費、説明欄丸、電算情報管理一般経費、ネットワーク構築業務委託料は、先行整備をした大会議室、応接室のほか、本庁舎の会議室、これは9つの会議室で、ウェブ会議を開催できる環境を整備する経費として、691万円の増。

3段目、7目企画費、説明欄最初の丸、地域コミュニティ活性化事業費、地域イベント助成事業交付金は、一般財団法人地域活性化センターの地域イベント助成事業の採択によりまして、100万円の増。第一・第二上田小学校統合記念上田ふれあい祭りの分です。

2番目の丸、移住・定住促進事業費、移住・定住促進支援事業補助金は、県の制度改正によりまして補助額が大きく減少したことから、実施する事業内容・規模の見直しを行いまして、473万円の減となっております。

3番目の丸、ふるさと納税推進事業費、ふるさと納税返礼等業務委託料は、令和元年度に



ご寄附をいただいた方で、返礼品の送付が今年度となる方に対する経費として、1億9,000万円の計上。

4段目、9目バス運行対策費、説明欄丸、通学バス等運行事業費は、通学バスの委託料でありまして、新型コロナウイルス対策として、過密状況が指摘されていたコースの中学校通学バスを、6月から7月の間、増便をするというものであります。大和地域に3路線330万円、六日町地域が1路線で150万円の増となっております。

2番目の表、2款5項統計調査費、1目統計調査総務費、説明欄丸の各種統計調査費は、統計調査員の報酬額等の単価の通知に基づきまして増となっております。

最後の表、3款1項社会福祉費、3目老人福祉費、めくっていただきまして18、19ページ最初の表、説明欄最初の丸、介護保険対策費（特別会計繰出金）であります。1行目、地域支援事業費7万円は、介護支援専門員の増に伴います経費であります。2行目、事務費は、介護報酬改定等に伴いますシステム改修費で11万円の増。

2番目の丸、介護基盤整備等事業費、介護基盤整備事業費補助金であります。歳入で説明したとおり、市内の事業者、萌気会さんの介護施設を整備する際にソフト事業に対して交付される補助金でありまして、歳入と同額の503万円の計上。

2番目の表、3款2項児童福祉費、2段目、2目児童措置費であります。説明欄丸、子育て世帯臨時特別給付金事業費は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、児童手当受給者に1万円の上乗せの給付を行う経費、7,193万円の計上。

3段目、3目児童福祉施設費、説明欄最初の丸、保育園等施設整備事業費、1行目、空調設備設置工事費は、めぐみ野こども園におきまして、新型コロナウイルス感染防止対策として密集、密接を避けるために、3歳以上児の保育を年齢ごとに部屋を分けて3部屋で対応するというようにしたわけですが、遊戯室も活用せざるを得ないということから、そこにエアコンを新設する必要があるということで、130万円の計上であります。

2行目、次世代育成支援対策施設整備費補助金は、学校法人里咲学園が整備をします子育て支援ルーム、この整備に対します補助金で1,419万円の皆増。2番目の丸、私立認定こども園事業費、子ども・子育て支援交付金は、ただいま説明しました補助事業によりまして振りかえて実施することになりましたので、400万円の減となっております。

最後の表、3款3項生活保護費、1目生活保護総務費、説明欄丸、生活保護一般経費、システム改修業務委託料は、制度改正——これは日常生活支援住居施設の施行に対応したものでありますけれども、システム改修委託料で66万円の増。

めくっていただきまして20、21ページ、最初の表、3款3項生活保護費、3目生活困窮者支援費、説明欄丸、生活困窮者支援費であります。住居確保給付金は、家賃相当額を家主さんに支給するもので、これまでほとんど申請がなかったのですけれども、新型コロナウイルス対策として支給要件が大幅に緩和されたということもありまして、件数が増加しているということでもあります。648万円の増であります。

2番目の表、4款2項環境衛生費、1目環境衛生費の説明欄丸、地盤沈下対策事業費、観

測機器等設置工事費であります。これは南魚沼警察署の新庁舎が移転をする予定になっております土地に設置しておりました水準点、これを移設しなければならないということで、その工事費 89 万円の計上であります。

3 番目の表、6 款 2 項林業費、2 目林業振興費、説明欄最初の丸、森林整備加速化・林業再生事業費、森林整備地域活動支援交付金は、事業主体が策定します森林経営計画に伴い発生する境界の明確化、所有者情報の正確な把握等に要した経費に充当する交付金事業で、84 万円の計上。

2 番目の丸、民有林保育事業費、民有林保育事業補助金は、ただいま説明しました交付事業に組み替えて実施をするということになりましたので、21 万円の減。

最後の表、7 款 1 項商工費、2 目商工業振興費、説明欄丸、企業対策事業費は、新型コロナウイルス関連独自支援策第 2 弾の事業であります。1 行目、南魚沼市経営支援給付金（新型コロナウイルス関連）は、市内の事業者に対しまして、家賃・光熱水費・リース料など、固定費を補助するもので、3 億 3,000 万円の計上。2 行目、南魚沼市雇用促進補助金（新型コロナウイルス関連）は、市内に本社・営業所等を有する事業者に対しまして、本年度の就職が困難となった新卒者など、新規に職員を採用した場合、採用者 1 人について 30 万円を補助するというもので、1,500 万円の計上。

めくっていただきまして 22、23 ページ。最初の表、8 款 2 項道路橋りょう費、1 段目、2 目道路橋りょう維持管理費、説明欄丸、道路橋りょう維持補修事業費、1 行目、調査設計業務委託料は、道路施設長寿命化事業として実施します大崎地区細越隧道の予備設計費でありまして、300 万円の計上。2 行目、道路橋りょう修繕工事費は、社会資本整備総合交付金の内示が減額となったことに伴います事業費の調整で 300 万円の減。

2 段目、3 目道路橋りょう除雪事業費は、いずれも社会資本整備総合交付金の内示が減額となったことに伴います事業費の調整で、説明欄最初の丸、消融雪施設維持管理事業費は 2,570 万円の減、2 つ目、消融雪施設新設改良事業費は 400 万円の減、除雪機械整備事業費は 4,061 万円の減となっております。

3 段目、4 目道路橋りょう新設改良費につきましても、社会資本整備総合交付金の内示が減額になったことに伴います事業費の調整で 700 万円の減。

2 番目の表、8 款 3 項河川費、1 目河川総務費、説明欄丸、河川補助・負担金事業、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業負担金は、新潟県が実施します市野江甲地区の急傾斜地崩壊対策事業、令和 2 年度事業分の負担金で 75 万円の計上。

最後の表、8 款土木費、5 項住宅費、住環境整備事業費、説明欄丸の個人住宅リフォーム事業費、「みんな住マイル」改修補助金は、新型コロナウイルス関連独自支援策第 2 弾の事業でありまして、春と同じ条件で追加募集を行うもので、2,000 万円の増額。

2 つ目の丸、民間建築物アスベスト除去等支援事業費、アスベスト除去等補助金は、市内の廃業したホテルのボイラー室に露出して施工されておりました、アスベスト除去工事に対しまして補助金 100 万円の計上であります。

めくっていただきまして24、25ページ。最初の表、10款1項教育総務費、1目教育委員会費、説明欄最初の丸、教育委員会一般経費、要保護・準要保護児童生徒家庭学習支援給付金は、新型コロナウイルス関連独自支援策の第2弾の事業であります。4月から5月の休業期間中等において、家庭で負担した子供たちの給食費に相当する額としまして、1人1万円を支給するというものです。450万円の計上。

2つ目の丸、特別支援教育事業費は、小学校と特別支援学校に配置している介助員の配置がえによるものでありまして、めくっていただきまして26、27ページの最初の表、10款4項特別支援学校費、2目の特別支援学校運営費、最初の丸、特別支援学校管理一般経費との組み替え、157万円であります。

24、25ページに戻っていただきまして、最初の表、3つ目の丸、人権教育研究推進事業費、歳入でも説明申し上げましたけれども、新潟県が受託しました人権教育研究推進事業の一つとして北辰小学校が研究指定校として実施をするということになりました。その各種経費27万円の計上であります。

2番目の表、10款2項小学校費、1段目、2目小学校教育運営費、説明欄丸、小学校授業運営費は、新型コロナウイルス関連独自支援策第2弾によります会計年度任用職員の採用一職員の採用だけではちょっと足りないということで、図書整理の仕事をする上で必要な消耗品費に100万円の計上であります。

2段目、3目小学校整備費、説明欄丸、小学校施設等整備事業費、施設改修工事費は、国が推し進めておりますGIGAスクール構想に係ります経費で、各教室のアクセスポイントの新規設置あるいは校内のLAN設備の改修に必要な工事費で1億6,300万円を計上。

3番目の表、10款3項中学校費につきましても、今ほど説明した小学校費と同じ内容でありまして、1段目の説明欄、中学校授業運営費、消耗品費100万円、同じ理由です。2段目、中学校施設等整備事業費、6,300万円の計上。

めくっていただきまして26、27ページ。最初の表、10款4項特別支援学校費、3目特別支援学校整備費につきましても、今ほどと同じ内容でありまして、説明欄の丸、特別支援学校施設等整備事業費、施設改修工事費に940万円の計上であります。

2番目の表、10款7項保健体育費、1段目、1目保健体育総務費、説明欄丸、保健体育一般経費であります。各種業務委託料は、雪の聖地南魚沼ブランド推進事業の一つとしまして、自転車活用によります地域活性化事業「RIDE ON南魚沼プロジェクト」の基盤形成にかかわります各種業務の委託料で300万円の計上であります。

2段目、3目学校給食費、説明欄丸、学校給食一般経費、学校臨時休業対策費補助金は、歳入でも説明を申し上げました、国の新型コロナウイルス感染症に関します緊急対応策として新設をされました事業で、臨時休業に伴いまして納入業者が受けた学校給食用物資のキャンセルの発生に対します経費への補助、1,015万円の計上であります。

最後の表、11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目公共土木施設災害復旧費であります。説明欄丸、土木施設災害復旧費（単独）は、令和元年7月の梅雨前線豪雨、もう

一つは令和元年10月の台風19号の過年災として復旧する工事費で、1行目、道路災害復旧工事費は、2か所で90万円、2行目、河川災害復旧工事費は、9か所で480万円の計上であります。以上が、歳出の補正内容であります。

なお、新年度、4月1日以降の予備費の充用は、5月末までで9件、1,051万円でありました。主な内容は、新型コロナウイルス感染症対策関連で718万円。これはマスク購入ですとか非接触型体温測定器の購入等。もう一つは魚沼荘におきまして、大浴室のガラスが自然の熱によって割れたという事件がありまして、緊急的な修繕として214万円を支出しております。

戻っていただきまして、6ページをお願いいたします。第2表、地方債補正であります。歳入の説明で申し上げましたように、起債の目的の欄で4つの起債、地方道路交付金事業債、公共災害関連事業債、学校教育施設等整備事業債、災害復旧債の4つでありますけれども、限度額を合計で4,360万円増額しまして、合計で22億7,490万円としたいものでございます。

以上で、第49号議案の説明を終わります。

○議 長 会議の途中ですが休憩といたします。再開を3時15分といたします。  
〔午後2時53分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。  
〔午後3時14分〕

○議 長 第49号議案に対する質疑を行います。

6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 17ページ、1点だけ伺います。通学バス等運行事業費、3密を避けるために増便するということが上がっているのですが、今回、一斉休校によってスクールバスを委託している事業者も休校していた分、減っていると思うのです。日割りで計算するので減るということを聞いていたのですが、増便で480万円上がっている分は減った分と比べてみて、きっちりでなくていいのですけれども、どのぐらいになるのかを伺います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 契約につきましては、債務負担行為をいただいて30%割引で契約している路線とそうではない路線と、いろいろなケースがございます。さまざまな契約の中でここにつきましては、最終的には精算することになるのですけれども、増便につきましてはバスを1台プラスするということがございますので、それはまた別契約ということになりまして、それが今回の加算分ということになっております。また、八海中学校のほうにつきましては、路線バスを利用している路線でございますので、ここにプラス増便をするということで、そこにつきましても増額ということになっております。

以上でございます。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 21ページになります。南魚沼市雇用促進補助金ですけれども、1,500万円。

5月15日のときに、議会の新型コロナウイルス感染症対策連絡会議がありました。ここで、これはちょっとおかしいのではないかということと言わせていただいたのですけれども、その後どういうふうに執行部で検討されて、これが予算としてなったのか。

当然、事業主からすると余力のあるところですし、人材が欲しいというところが雇用するわけなので、これをやったからといって雇用につながるのかなというのは、私としてはちょっと疑問だと思います。守るのであれば、卒業生の子供たちがこの難によって就職ができない可能性があるのであれば、そっちのほうに補助を出すべきではないかなというふうに思ったのですけれども、その経緯がわかったら教えていただきたいと思います。5月15日にその話をしたので、どれぐらいでこのことが決定したのか。執行部の中で検討していただいた上で、いつぐらいに決定したのか教えていただきたいと思います。

例えばこの春、去年の春でもいいのですけれども、この地域で子供たちがどれぐらい就職しているのか。この補助金を出すのは50人を見ているというような、1,500万円なのでそうだと思うのですけれども、その辺がどういうふうな期待値をもって出しているか、教えていただきたいと思います。

また、27ページですけれども、学校給食の中のキャンセルの補助金が1,015万円ですか、出ています。ちょっと規約や契約がわからないのですけれども、その契約によって何日分ぐらいの部分の給食なのか。またそのもの——例えばキャンセル料をこの分、金額で出しているわけなので、その実物のものというものは、ではどうしたのかという部分がどうなったかを教えていただきたいと思います。

また、今、新型コロナウイルスなので、沖縄では「なんくるないさ」などという言葉がありますけれども、南魚沼市も「あちこたね」といういい言葉がありますので、あちこたねキャンペーンでもして、誘客等に安心だよということを目指していただければと思いますが、その点お聞かせいただきたいと思います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 それでは、1点目の雇用促進補助金、議会とお話したときには確かに塩谷議員からそういうお話も聞いております。ただ、目的とする制度とそこであると違うので、それよりはこちらがいいだろうという議員の意見ももつともありますが、私たちが今回、雇用促進事業で新卒者を新採用していただける会社——これは余力のある会社では意味がないというふうに塩谷議員はおっしゃいますけれども、余力のある会社であるからこそ受けていただけると。30万円を支給することによって新卒者を1人採用していただけるということになると、やはり会社自体に余力がないとなかなか可能性が低いのかなというふうに思っております。それによって新卒者をそこで採用していただけるということであれば、非常に市としましては効果的な補助金であるというふうには考えております。

あと、新卒者がどのぐらいかという数字は、課長のほうから答えます。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 令和2年1月末時点のデータになりますけれども、新卒者、新規の卒業

者の推計については、高校生について113名中、私どもの南魚沼市管内のほうに約66名程度いるだろうと。それから大学生になりますけれども、こちらにつきましてはハローワークの管内になりますが108人ほどになりますので、やはりこれも60%ほどということを見ると、100人程度になるのではないかという形で考えています。

以上です。

○議 長 教育部長。

○教育部長 学校給食一般経費に盛られています、学校臨時休業対策費補助金でございますけれども、内訳といたしまして、よく主食と言われる部分——お米ですとかパンですとか麺、あと牛乳——これらにつきましては、加工費につきまして補償するというので、これがこの金額のうちの257万円程度でございます。

また、納入業者の方が実際、納入できずに廃棄した食材の部分につきまして、残りの740万円でございます。ただし、この740万円には冷凍食品、それらも含まれておりまして、これは後回しにしよう、あとで使おうということで保管していただいている部分も全てここに含まれています。そして、4月以降に使おうと思っていた矢先、また学校が休業になりましたので、また5月11日以降に使おうということで、何段階かに分けて保管がきくものはなるべく使おうということで行っておりまして、この金額というものは、それを全て廃棄せざるを得なかったら幾らになったのかということで出した金額でございます。なので、この休業が終わって5月11日以降、冷凍食品を消化していきまして、最終的には精査した金額で実績が出るというような運びになっております。まだ、実績については出ておりません。

以上でございます。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 済みません、答弁漏れがありました。どういうプロセスで決定したかという点。5月15日にお話した後、南魚沼市雇用促進補助金の概要案が決定したのが5月26日であります。当然、会議の中、議会のほうの声も含めて検討した中で、こういう形となりました。塩谷議員のおっしゃる点も当然、この中で検討はいたしましたが、今回の制度にはちょっとここは内容的にそぐわないので、個人ではなく企業に支払いをするという形の制度となっております。

以上です。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 私も自分だけの判断ではあれだと思って、いろいろな企業の社長とかにもいろいろ聞きました。やはり余力があるところ、人材が欲しいところしか——30万円をやるからといって、人を雇うお金にはならないのではないかと。それを応援する分には応援金にはなるかもしれませんが、やはりそうやってあふれた子供たち、何のためということになると企業よりも多分就職難になる子供たちのために今後、思ったほうがいいのかなというふうに思います。そういうのであればもっと違うやり方のほうがいいのではないかなと思ったわけです。

今後、第3弾とかありますので、どういう形で応援していくかということは必要だとは思  
うのです。その中でやはり、今も臨時でこれから雇用がなくなった人を雇うわけですが  
も、本当に企業よりも子供たちを守るという意味であれば、そっちのほうがいいのではな  
かったのかなというふうに思います。本当にいろいろな社長に聞いても、それでは何か意味  
ないよねというふうに言った人がほぼ——ほぼというか 100%でした。何人かの企業の方に聞  
きましたけれども、やはりそういうような——結構、市民との乖離が施策の中であるわけ  
ですし、このお金というものも結局は市民のお金なわけです。市のお金ということは市民のお  
金なわけでありますから、やはり有効に使っていただきたい。

国やハローワークも、今言ったような補助金のやり方の制度はあるけれども、そこに乗っ  
かるのではなく、市独自でやはり市民を守るという施策のほうをやるべきだったのではない  
かなと思います。その辺、答弁があればお願いしたいと思います。

2つ目は了解しました。やはりものが余って何か捨てなければ、廃棄しなければいけない  
というものがあるのであれば、やはり市民等でも苦しい人がいるので、それが急には無理な  
のかもしれませんが、無駄にならないような、廃棄しなくてもいいようなやり方があ  
るのであれば、どれぐらいからというのが、いきなりあしたから休校にはならないわけな  
ので、何かしら、うまい手だてというか、いろいろなワークを使ってやっていただければな  
というふうに思います。その点、もしまたこういうふうになったときには、どういうふうな告  
知をしている担当課と話し合っていて、こういうふうにできればいいというほうが  
あれば、非常にいいシステムになるのかなというふうに思います。その点いかがでしょ  
うか。

○議 長 市長。

○市 長 ありがとうございます。これは意見が分かれると思います。そして、社長  
の皆さん、私のところにもいろいろな方がいらっしゃいます。いろいろな分野の方がいます  
ので、その方々に話をすると、いいことをしたなと言われる方も多いです。100%という言  
い方はちょっとどうかと思います……（何事か叫ぶ者あり）だから、私が聞くとそういうふ  
うに見えます。なので、これは相分かれるところもある。

しかし、今回、雇用促進補助金は普通の——いわゆる県で神奈川県はやったというのを聞  
いたことはありますが、全国であまり事例がないのだと思います。雇用まで及んだところは。  
でも、私どものところは地方創生、ずっと子供たちに帰ってきてもらいたいということも言  
っていて、そういう中で今回の第2弾のところでも打つ緊急雇用についても、やはり一番思っ  
たのは議員と同じところを触れているというか、東京で雇いどめ、そして内定取り消しがあ  
るという声もいっぱい聞いている。

そういう中で、ぜひ、ここのふるさとにまずは帰ってきて、立て直しをここでやって、そ  
してできれば市が臨時で雇用しますけれども、これを働くこと——もちろん働いてもらわ  
なければ困るのですけれども、できれば皆さんには就職の相談や就職の試験があるといっ  
たときは、それを何としても最優先してもらって、我々もそれを勧めて、そしてここから足が

りにもう一度、外に出かけるもこれもよし。しかし、できればこの地域の中に入れてもらいたい。

こういったことを我々として、姿勢として持っていれば——この間もある社長さんが来て、こういうことをやるけれども、もう本当に徹々たるもので雇用の足しにもなりませんという話をしたら、いやそういうことで考えるという人も出るのではないだろうか。そこに期待をするところですし、3か年はやりたいと言っていることで、これは議場の皆さんにも、来年度予算にも、そしてその次の予算にも諮ることになるかもしれませんが、市の方針として3か年これをやりたいのだということ。これは否決されればそれまでですけれども、しかしそういうことはセットでやはり考えていただき、広い意味で、いろいろなもので、それでも少しでも採用にということになっただろうかと。

先ほど部長が答弁しましたが、こういうときに大変な人は採用しないのが普通だと思います。しかし、採用できるところにこそ採用してもらって、子供たちがやはりここに1人でも2人でも残っていくということが大事ではないか。有効求人倍率をずっと見ています。そして高校の就職の状況等も聞かせてもらったりもしました。大変な状況がこれからまさに生まれてくるという中においては、先ほど言った雇用の一つの臨時雇用の問題、そしてもう一つは新規採用に期待するもの。これは、私はセットでものを考えるべきではないかというふうに思っていますので、この点はぜひとも理解をいただきたいと思います。

そして、これがもしもだめであれば、もう一度そこで立ちどまって考えて、新しい仕組みなり施策を皆さんとともにまた考えていくところも必要ではないかと思います。決して悪いばかりではないと私は思うことで考えまして、最終的には市長メッセージの発表をする直前まで悩みに悩み抜いて、議会の皆さんからもそういうご指摘があったことは十分考えて、しかしながら、やろうと思ってやったことですので、その発表の責は全部私にありますので、これについてはご理解をください。

決して悪いことをやろうと思っていることではなくて、これをセットにして考えていただき、少しでも子供たちをここで採用していただける方向が、そういう芽が出てくればというふうに思っていますので、これはよろしくお願ひしたいと思っています。

○議 長 教育部長。

○教育部長 食品ロスの関係のお話ですけれども、5月10日まで私どもの学校は休業したわけですが、11日以降どうなるのかなというのは非常に、間際まで判断に迷ったところでございます。

その中で11日以降の給食——もしここで休業が続いてロスが出た場合の対応というものも考えておりました。社会福祉協議会さんなどにお声がけをさせていただいて、もし生鮮品などが出た場合は引き取っていただいて、例えばお弁当業者さんなどに供給していただくことで、例えばお弁当になる。または学童をやっているのであれば学童に配っていただくか、そういった仕組みづくりができないかということを相談させていただきました。

結局、これは給食の業者さんが廃棄するのではなくて、廃棄するのだったら市のほうに納



品してもらおうということです。納品していただいたものを、そうやって有効活用するというような仕組みづくりを考えておりましたが、幸い 11 日から学校が開業しましたので、その辺のところは回避されたということですが、仕組みづくりは整えてあったということでご理解いただければと思います。

○議 長 20 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 市長、わかりました。先ほど課長から昨年ですか、高校生、大学生の市内の就職を聞きました。ぜひ、それと並ぶぐらい企業が雇ってくれば、非常にありがたいことだと思っています。これは 50 人分の予算なので、先ほど聞くと 6 割というよりは 60 人以上ということが、高校生で 60 人以上、大学生というか地方から来たのを入れると、またそのぐらいということで、百何十人になるのかなと思います。予算をオーバーした分は、ぜひ、またどうするか検討はしていただけるように、これをやるのであれば、逆にしっかりそういうところも見据えた中でやってほしいなというふうに思いますが、答弁願います。

○議 長 市長。

○市 長 ちょっと頭の中がまとまらなくてあれですけども、増えた場合には増やすことも考えろということですよ。そうしたいと思いますが、ただ、企業の数とかもあるし、どのぐらいになるのか、ちょっと想像がつかないところもあるのですけれども、1 社あたり 3 人までの対応、超えるほどになってもらいたいというところもありますが、ぜひ、よろしく願います。

ちなみに言うと、臨時雇用のほうも 30 人枠ですけども、これが本当にバロメーターにもなるのではないかというふうに思っています。本当にお困りで、今、窓口に来ている方にはもうこのことを紹介し始めているわけです。私は少なくとも給付金で日本中が大騒ぎしました。もっと落ち着いてからいろいろな自分の思いは語りたいたいと思っていますが、私はただお金を大変だからもらえる、当然ですけども、もっといいのは働いてもらうべきだというふうに思っていて、私はそれこそが本当の姿ではないかなと——多分、思いはあると思うのです、皆さんが。なので、ここに本当に小口の資金を借りに来る方についても、本当に働くことができる方については、きょう決まれば、そういうことも今、制度としてありますのでという話もぜひ、していこうという話をしています。

もしもこれが 30 人枠を超えた場合には、仕事はつくればいくらでもありますから。ここをしのぐのは、そういうことを増やそうという、今、塩谷さんが言った、新規の採用も含めて合わせ技でここをしのいでいくことというのは、非常に大きいのではないかなというふうに考えているところです。これらもそういうことが起きてきましたら、ぜひ、皆さんにも相談をさせていただき、進めてまいりたいと考えております。

○議 長 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 点か 3 点、願います。まず、17 ページ、今ほど市長からお話がありました臨時職員の件です。仕事をつくれればいくらでもあるというような発言もちょっとあつ

たのですけれども、補正で予算を組んで実際にはこれから動くのでしょうかけれども、臨時職員の30人分、どのような仕事で、そしてまたスケジュール的にはどういうふうな予定で採用するという制度設計と申しますか、そこら辺ができていますのかというのを1点お伺いしたいというふうに思います。

もう一点が25ページ、LAN整備の関係です。GIGAスクールの関連もありましてということですが、とりあえずLAN整備ということ。そしてまた県のほうでは多分、タブレットが今年度中ぐらいには1人1台というようなことで配布になると思うのですけれども、その先にはことしのコロナ禍の中でのオンライン授業と申しますか、そういうところも念頭にはあると思うのです。これらみんなセットで考えなければならないと思うのですけれども、問題は教育関係の先生の対応です。そういう施設は進めるけれども、人材的にどうなのかという、そこもあわせて——予算に出ていないので聞きづらいのですけれども、あわせて進めているのかというところを1点。

そして、ここはちょっと先ほどのものとダブってしまうのですけれども、学校臨時休業対策費補助金ということで、よくよくなければ、社会福祉協議会のほうと相談して処分の仕方を考えつつあったということです。これは私の一般質問の題材の中でダブるので後に回してもいいのですけれども、もう既にフードドライブと申しますか、そういうのも実際に動いているので、そういうところを想定に入れば非常に効果的に配給——まだ配給するとは決まっていないのでしょうかけれども、廃棄しないで生活困窮世帯のほうに回るようなところはある程度はできていると思うのです。そういうのを考えながら進めたのかというところだけ、もう一度ちょっと確認をさせていただきたい。

○議長 総務部長。

○総務部長 会計年度任用職員の仕事としまして考えておりますのは、学校関係が主であります。いわゆる学校の中の補助員、事務補助としても活用していただきたいと思っておりますし、あるいは校務員さんの補助。今、学校の周り、手を入れなければならない、ペンキ塗りですとかいろいろな作業がありますけれども、やろうと思ってなかなか手が回らなかった部分について、この際やれるところを一生懸命やっていただきたいということで、そちらに振り向けるものが、学校関係で大体30人ぐらいになります。

そのほか、税務関係でも入力の手伝いですとか……（何事か叫ぶ者あり）図書館の関係の業務もございます。そういった形で仕事はたくさん実はあるのです。もっと必要だということも言われておりますけれども、とりあえず30人規模ということで、30人をちょっと超えるのではないかという予測をしております。

それから日程でありますけれども、今のところ募集の開始を予算成立後、6月8日月曜日からハローワークで出したいと。終了予定を、締め切りを22日ぐらいまで引っ張ろうかというふうに思っております。市報でお知らせをするのが6月15日号の市報の折り込みになりますので、それを見ていただいて、まだ間に合うという段階まで引っ張りたいということです。面接等を行いまして、7月1日からの採用を考えております。

以上です。

○議 長 教育部長。

○教育部長 2点目のアクセスポイントとLAN整備の関係で、これは最終的にはオンライン授業ですとか、そういったものにつながるのではないか。そのとき大事になってくるのは先生への対応だというようなご質問でございましたけれども、確かにおっしゃるとおりでございまして、今後オンライン授業の重要性というものは非常に増してくるということで考えております。

その中で、国もこれまでの計画を前倒してオンライン授業への取り組みというような中で、先生への対応といたしましては、GIGAスクールサポーターの配置ということで、学びの保障のGIGAスクール構想の中のメニューに加えているところでございます。1人1台端末、そして家庭学習のための通信機器の整備、そして、このGIGAスクールサポーターの3つがセットで、これから国は自治体への配置を促すというような仕組みづくりになってくると思いますので、その中で十分、先生への対応を考えてまいりたいというふうに思っております。

3点目のフードドライブでございますけれども、フードドライブにつきましては、なかなか生鮮品の取り扱いが難しいというところでございまして、今回、廃棄せざるを得ないものは主に生鮮品ということで、社会福祉協議会さんともお話をさせていただいた中では、すぐに供給できる仕組みを何らかつくっていかねばいけないというような中で、新しい仕組みづくりが必要だなというふうに共通の認識を持っているところでございます。今後またそういったフードロスの関係がございましたら、もっとよく打ち合わせをさせていただきながら仕組みづくりをつくってまいりたいと思っております。

○議 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 フードロスの関係と申しますか、最後の面はまた一般質問もありますのでそちらのほうにちょっと譲りたいというふうに思いますが、最初のところです。臨時職員採用の件ですが、幾つかこんなのもあるというのを挙げていただきましたけれども、6月8日からハローワークに募集をかけるようになりますと、何をやるから募集をするというのを、今時点できちんとやはり決まっていなくて募集もかけられない。何かちょっと頼りないかなという気がします。まず6月8日まで日がありますので、この辺はきちんと本当に必要性、仕事なんて多分いくらかもあるのでしょうかけれども、せつかくですから、その本人のためにも、市のためにも、職場のためにもいいような、そういう形にして制度を設計していただきたいというふうに思います。この点ひとつお聞きしたいというふうに思います。

もう一点、GIGAスクールと申しますか、LAN整備の関係ですけれども、考え方はわかりました。ただ、教育部長、これからオンライン授業も重要性が増してくるだろうというようなご答弁でしたけれども、そこを見通して今、県がタブレットを1人1台配置、そのために前段としてLAN整備、その先にこういう場合の対応のためのオンライン授業、そういうことが前提でこの事業をするのではないのですか。そういう可能性もあるからというよう

なことなのかというところ。大いにその先のほうまでやはりやるのであれば構想を持って、そしてきちんとそこら辺の対応も考えながら進めなければ、私はいかなんというふうに思うのですけれども、その辺の考え方をもう一度、確認させていただきたい。

○議 長 総務部長。

○総務部長 6月15日の折り込みの市報の原稿というのはもう上がっておりまして、その内容についてちょっと細かく申し上げたいと思います。会計年度任用職員の職務でありますけれども、学校事務の補助員としまして、学校におけます教職員の事務作業補助、学校内での軽作業、校内の消毒作業とか清掃作業等であります。これに13人程度。学校校務員の補助としまして、学校施設の軽微な修繕、除草、片づけ、校内消毒作業等で11人程度。それから学校図書整理、学校司書の指示によりまして小中学校図書館の図書の整理、分類作業等で6人程度。一般事務としまして税務課の一般事務、国民健康保険税減免申請に対します受け付け、書類確認整理、データ入力等で1人。それから保健課のほうで住民健診事業にかかります事務、健診補助、事務作業等で2人を見込んでおります。全部で33人の募集をかける予定で今、進んでおります。

以上です。

○議 長 教育部長。

○教育部長 2つ目の質問のオンライン授業の話ですけれども、今回の補正予算のアクセスポイントとLAN配線、これに加えて1人1台パソコン、あと家庭の通信機器の整備の支援、あと先ほど申し上げたGIGAスクールサポーター、これにつきましては全部セットで市が行うものでございますので、もちろん佐藤議員のおっしゃるとおり、その先のことを見据えて行っているつもりでございます。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 2点お伺いいたします。1点目、21ページであります。生活困窮者支援費という部分で、住居確保給付金であります。ちょっとその前に市長の今の言葉の中で、給付金というのは、本来ならばお金をもらって、それでやるのが給付金というのはどうかというのが、言った言葉について、ちょっと私は……（何事か叫ぶ者あり）であればいいのです。私はちょっとその部分が、今回の給付金の考え方が全然違うということです。それはわかっていると思うので、ちょっと私が聞き手の粗相だったもので、もしそれであれば、それで結構でございます。

そうした中で、住居確保給付金の件でお伺いさせていただきます。今まで制度があったにもかかわらず、実際になかなか利用がなかったという部分です。離職とか廃業によって仕事を失った人という、今までのそういう規約の中で、私も正直言って勉強不足でこの制度は知りませんでした。そうした中でこの4月20日でしょうか、拡大した中で、同程度の状況になった場合は、申請を今度ではできると。失業しなくても同程度の状況になったら申請が可能になるというふうになったと、それで増えたというふうに認識しているわけですけれども、この同程度というものは、どのように受け側としては受け取っていいのかということ、まず

1点お聞かせいただきたいと思っています。

2点目であります。必要な人に支援が行き届くようにやらなければいけないわけでありす。今回の部分は家主のほうに支給されるわけでありすけれども、これは周知徹底という部分があるわけでありすけれども、これは家主のほうから申告をするのでしょうか、それとも借り手のほうが申告をするのでしょうか。その部分を1点お伺いさせていただきたいと思います。

あと2点目であります。23ページの個人住宅リフォーム事業費の部分、本当にまた思い切っってこういうことをしていただいたということは、多分、同業者の皆さんは本当にありがたいと思っています。なかなか現実にどれほど増えるかというのも、正直言っっていっばい増えてもらいたいというのが実情でありますけれども、春のときと同じ条件でということでございましたけれども、春のときで同程度というのが、一番私どもがしたのは期間の問題がやはりありました。今回はその分が全然、説明されていませんけれども、この申請期間とどのように春の部分を見ました中で今、思っっておられるのか、お聞かせいただきたいと思っっています。

○議 長 市長。

○市 長 最初のところだけお答えします。言い手の粗相もあったかもしれませんが、私の真意は多くの方はわかっていただけると思っのですけれども、10万円の給付金ことを、そのことを言っっているのではなくて——しかし、私の思っです。人としてやはり仕事をして、対価としてお金を得ることが一番いいはずす、本来。憲法にも書いてあるではないですか。この地域は生活保護率が県下でも一番低いのです——低いではないですか、釈迦に説法すけれども。そういう中で相談窓口に来る方がこれだけ増えている。今の状況は大変な状況である。

しかし、生活保護の本当にこれは権利として当然使ってもらふべきものすけれども、そこにこの地域の人というのはなかなかそこを、自分でそこにならないように自分で頑張りたいという気持ちもあふれている人も多いのです、正直なところ。なので、仕事がちゃんとそこでありすよという話ができると、どれほど安心してもらえるのではないのでしょうか。なので、私は10万円の給付金がとか、多分、中沢さんがそうではなければいいはずだかということ言っったその議論のとおり、私はそれはそれで評価もします。決っしてそこを悪いとか言っっているのではないのです。

しかし、一方で働いて対価を得るためのこういう臨時の雇用というのを、先ほど言葉が足りなかつたかもしれませんが、全国ではほとんどの自治体で私は聞いたことがないのですけれども、でも、我々はそこにやっていこうということ思っ、今、取り組もうとしています。私はそれが本当の意味で、心も含めて支えになるというのは、そういうこともあるのではないかと私は思っっているのです、言い手の粗相でいいです。聞こえた側は、私がそういう偏見を持っているように聞こえたのかもしれませんが、そういう気持ちは全くありませんので、これだけは理解していただきたいと思っいます。そんなことを思って市長は務めておりません

ので、よろしくお願ひします。

○議 長 建設部長。

○建設部長 個人住宅リフォーム事業費の関係でございますけれども、申請の期間ということでご質問をいただきましたが、特に今回の第2弾の募集については期間を定めておりません。予算の範囲内で順次、受け付けるということで考えております。

これから募集ということになりますと、秋に向かつての工事になろうかと思ひますので、春から夏にかけての工事よりはやはり件数的には落ちてくるのではないかなという予想もありますし、そんな中で特に期間を定めずに、予算の範囲内で対応していきたいというように考えております。

以上です。

○議 長 福祉課長。

○福祉課長 1点目のご質問についてお答え申し上げます。今回の住居確保給付金に關しまして、今までやはり支給要件が厳しかったという部分がありまして、なかなか申請につながらなかったといった状況がありました。それが今回の新型コロナウイルス対策の一環として、要件がかなり緩和されておりますので、ご説明申し上げます。

まず、65歳未満だった年齢制限が撤廃されたということです。それから求職活動要件という部分がかかなり厳しく設定されていたものが一部、緩和されたというものがございます。それから、離職、廃業から2年以内であることが条件だったものでありましたが、これについてもやむを得ない休業、減収でも対象になったところがございます。また、ハローワークでの求職登録が仮登録でもよろしくなったというものが挙げられます。また、フリーランスの方も対象にすることが明確化されたといった、次々とした要件が緩和されたことありまして、現在、相談件数も17件、実際の支給対象のほうも6件ということで、非常に増えてきているといった状況となっております。

次の借り手の申告かどうかということでございますが、基本的には借りている方が申告する形となっております。

以上です。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 市長には、私の聞き手の粗相もあつたと思ひますので、了解いたしました。ありがとうございます。

個人住宅リフォーム事業費の部分でありますけれども、了解いたしました。それで大分、今の話を聞いて、本当にそういう面ではよかつたなという形で、本当に切実。まず、住居というのが我々の一番の基本でありますので、そういう部分でこうなつたというのは、私はすごくありがたいと思ひています。

そうした中で、もう一点ちょっとお聞かせいただきたいのは、今回は住居確保給付金といっても地域によつてもう定められているというふう聞いております。例えばこういう資産だとか、そういう収入によつてかなりあるというふうにも聞いているわけですが、今

現在、17件申請があるという部分がありましたけれども、そうした中、実際に私どもの地域はどのぐらいの支給をしておられるのか。やはり本当にこれから——あってもらっては困るのですけれども、そういう状況になったときにどうしたらいいのだろうか。

またもう一つ、例えば今回の市長所信表明の中でもその部分が出ておりました。私が見ても、ちょっと私が本当にこれこそ認識不足であったかと思うのですけれども、社会福祉協議会でやっているかと思ったら、そうではなくて市がやっているのです。ここの文章を見ると、私は社会福祉協議会かなと思ったらそうではないのです。この相談窓口という部分も、きちんとこれからは徹底していかないと、やはり多くの本当に必要としている人ができないのではないかというふうに感じるわけです。そうならないとは思いますが、もう一度、今現実の部分をお聞かせいただければ、ありがたいと思っています。

○議 長 福祉課長。

○福祉課長 まず最初の点につきましてですが、いわゆるどの程度、当市が対象になるかというところでございます。世帯人数が1人の場合、基準額が7.8万円とその家賃額の上限が3.2万円——いわゆる収入基準額が11万円未満の方が対象になると。それぞれ人数が増えるごとに基準額が上がりまして、加算がされていくといった状況となっております。

その次の申請窓口の件でございますが、確かに他市のほうでは、この住居確保給付金について社会福祉協議会がやっているところもございますが、今、当市では市の厚生福祉系のほうでやっております。今後また社会福祉協議会のほうと協議が済んで、そういった窓口が一本化できるようであればまた進めてまいりたいと思っておりますが、今現在だとちょっとそれができませんので、まずは当面の申請をきちんと受け付けて、困った方々に対して支給していきたいというふう考えております。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 4点ほどお願いします。17ページのネットワーク構築業務委託料691万円に関してです。ウェブ会議用のアクセスポイントを本庁舎の会議室9つに設置をするということでありましてけれども、先行して設備しましたウェブ会議用のセット、インターネット用のカメラつきのものとマイクとセットで10台。これはいじらないということであると、これを持ち回りして会議をするのでしようけれども、テレワークでテレビ会議となると、外部との会議ということに使うわけですけれども、そうすると9つの会議室に設置をするということでもいいのかと。そうではなくて会議室を減らして、やはりその機器10台をもう少し増やしていくという、そういう方向で考えなかったのかということをお聞かせ願いたい。

それから、19ページの介護基盤整備事業費補助金、萌気会さんの503万円ですけれども、小規模多機能型のほうのソフト事業に対する支援ということでありましてけれども、小規模多機能型のほうのソフト事業という、どういうことに対する支援なのかと、お聞かせ願いたい。

それから、21ページの地盤沈下対策事業費の観測機器等設置工事費。南魚沼警察署が新庁舎に移転して、それに合わせてでありますけれども、用地の確保はできましたけれども、ま

だ丁張り等も一切していないという中で、今年度に工事が始まるということでやるのかということと、もう一点は新しい庁舎として用地確保をした部分が、実は地盤沈下でいくと最大に沈下をするという非常に軟弱地盤であるというところでありましたので、観測機器についてはどの程度まで——要するに深井戸のほうまでずっと掘るようなものでやるのか、あるいは浅井戸ということで現状に近いようなものでやるのかというところを、ちょっとお聞かせ願いたいなど。

それから、27 ページの保健体育一般経費、R I D E O N南魚沼 300 万円でありますけれども、R I D E O N南魚沼というイベントと申しますか、事業ですかね。そういうのをやるに当たっていろいろなところを整備するという方向でありました。今年度はグルメライドも中止というふうになりましたけれども、R I D E O N南魚沼というのは、そういう3密と申しますか、過密ということ avoided 中で実施できるような事業として、どこをどのように整備をしようとしているのか、ちょっとお聞かせ願いたい。

○議 長 総務部長。

○総務部長 ウェブ会議用のアクセスポイントの設置でありますけれども、これはどう考えていくか、寺口議員のおっしゃるように、ある1か所に集中してそこでもってできればいいじゃないかと。あるいはそれがいっぱい、いろいろな人がそこに並んでできるようになったほうが——要は台数を増やしたほうがいいのではないかという考えもありますけれども、大概是我々、出席する側は1人。ただ、会議が複数にわたって同時に行われる可能性もあるわけありますので、いろいろな場所でそれができるというほうが、我々にとっては有益であろうと思います。一遍に10台を使って全員が参加をするという会議というのはあまり考えられない。いろいろな会議室でもってここでもできますよ、ここでもできますよという形で拡大していったほうが、市役所だけではない可能性もあります。持ってきて使ってもらおうという方法もあるかもわかりません。

第2弾の中で、例えばグローバルITパークを民間の方に使っていただいていたのではどうかというお話もさせていただきました。それらがもしテレビ会議等で必要があれば、庁舎でもっていろいろなところでできますよということも、我々PRしてもいいと思うのです。いろいろな使い方ができるのであれば、そういう可能性のある場所を多くつくるべきだと。我々はそういう判断で増やしたところでもあります。

以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 19 ページの介護基盤整備等事業費の関係でございます。こちらにつきましては萌気会さんのほうで6床の方の整備を考えているということで、開設準備経費分となっております。これは施設の整備分ではなくて備品的なものですとか、そういったものを整備する経費になります。6床分ということで、1人当たり83万9,000円の補助単価となっております。なお、10分の10の補助率となっております。

以上です。



○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 3点目の地盤沈下に関する水準点の移設についてです。場所は六日町バイパスの小栗山交差点の付近に南魚沼警察署が移転する関係で、今そこに設置がありますが、県の職員住宅の敷地内に今現在あるものがあります。警察のほうがそこに移転する関係で、その職員住宅をことし取り壊すという予定になっておりますので、それを取り壊すに当たって移設を願いたいという申し出がありまして、私どものほうでそれをその敷地から付近にどこかという形をとらせてもらいます。水準点で高さを図るものですので、井戸のような形の形式のものではなくて、コンクリートの柵のようなものになろうかと思えます。

以上です。

○議 長 教育部長。

○教育部長 R I D E O N南魚沼についてご説明申し上げます。寺口議員からは整備をする金額というお話がございましたけれども、今回の補正予算の300万円につきましては、計画策定をしたいという予算でございまして、これは地域再生計画の中に基づく事業として雪の聖地南魚沼、この中で予算を確保していただいたものでございます。

R I D E O N南魚沼につきましては国がつくった法律、自転車活用推進法に基づいて、全国組織でできた「自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会」に私どもは加盟したわけでございます。そして今後、寺口議員のおっしゃった整備をしていくためには、市の自転車活用推進計画というものの策定が必要になってきます。この策定を今回の事業費で行いたい。

また、計画ばかりではなくて、例えばまちの健康づくりであったり、健康ポイントであったり、生涯スポーツであったり、その中で自転車がどういう位置づけを果たすのかという全体構想ですよ。そういったものをこの300万円の中でつくってまいりたい。そして、今、保育園などにストライダーを貸していて、予約状況も非常にいいわけですが、そういった子供のときからの自転車への親しみ、こういったものを南魚沼市でどのように作り上げていくのかというものを、例えばウェブページで紹介するなり、そういったことを構築して、これからの事業展開に結びつけていきたい。そのための300万円の補正でございます。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3つ目の南魚沼警察署のほうですか、水準点を移動しなければならないということで、庁舎自体の建設ということについてはまだ——今回の水準点の移動には関係ないのだけれども、新庁舎の建設ということについてはまだ明示がないということですね。わかりました。

最後のR I D E O N南魚沼でありますけれども、やろうとしていることは非常にいいことでもあるのだけれども、新型コロナウイルス感染症が沈静化するということは相当先であるという、恐らく薬であったりワクチンであったり開発できなければ、ほぼ無理だと。その中でもやろうとしていることが、もしもグルメリイド的なものであるとするならば、この計画を立てて実際に整備していくについても、そこら辺も含めて整備計画をつくらなければな

らないということなのだけれども、そこら辺も当然頭に入った委託をするのだということで考えていいのか。

○議 長 教育部長。

○教育部長 よく新しい生活様式と言われますけれども、この 300 万円とは別に、今年度は既に当初予算でいただいておりますけれども、サイクルラックと看板の設置をしたいということで考えていたところでございます。

ただ、今回のこのような状況になりましたので、どのようなものがどこまでできるのかという状況をよく見極めた上で事業を進めてまいりたい。なので、ハード、ソフト含めて、そういう新しい生活様式を踏まえた中で進めてまいりたいと思います。

○議 長 21 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 2 点になります。まず 23 ページの個人住宅リフォーム事業費、非常にいいなという思いがあるのですが、住宅リフォーム事業で今回、新型コロナウイルス対策でやっていくということですが、やはり納税証明を出せというのが非常におっくうだとか、業者さんに頼んだりとか、それで 1 回役所に来たりしなければいけない。私、納税証明を出せというのは非常にいいことだと思うのです。納税意識を出すことで。一方で、市の補助金をもらうときにはこれをやりながら、ただ、同時に市で今回いろいろな新型コロナウイルス対策の補助金を出しているわけです——例えば 5 万円とか 10 万円とか 30 万円。そちらのほうでは納税証明を出せとは言っていないわけです。それはやはりスピードが大事だから、それを出せとは言っていないのかもしれないけれども、やはりやるのだったら一貫して、とるのだったらとる、とらないのだったらとらない。

例えば湯沢町でいえば、一番最初は納税証明を出せと言っていたけれども、途中からは町で申請しますよということで、その担当課に委任状を出すという形にしたわけです。そういうふうなのをしたりして、一貫性を持って納税の意識を高めて、補助金をもらうのだったらちゃんと納税していなければだめよというふうなのを、ちゃんと市全体で話をしているのかと、今回のリフォームはどういうふうにするのかという点をお聞きしたいのと。

ちょっと 21 ページというか、トータルで言って済みませんが、雇用について非常にすごい気にしているわけですが、雇用調整助成金、ハローワークとかに今どのくらい出ているのかと聞いても、新潟県内の件数しか言わないわけです。やはり新潟県内の南魚沼管内でどのくらい出ているのかという、こういう数字というのは、県が言わなくても市のほうでお願い——これからの糧になるわけですね。どのくらい出ているのかというのは、市のほうでデータになっていくわけです。例えばリーマンショックよりも多いと言っているわけですが、では、今回コロナショックがこれだけあった。では次、またほかのがあったときのいい目安になるわけですから、いっそのこともう市町村ごとに出してくれやというお願いをしていくべきではないのかなと。こういうのが戦略的なちょっと市の発展になるのかなと。ここだけではちょっとだめですが、そういうふうな声を上げていくのは大事ではないかなと思うのですが、以上 2 点お願いします。

○議 長 都市計画課長。

○都市計画課長 納税証明を省略した場合ですけれども、その場合、担当課の方で申請リストを作成して税務課に照会をかける必要がございます。その際に、世帯員全員の証明が必要でありまして、短い期間に大変多くの申請があるために照会の数が非常に多くなります。そのことによって、例えば春募集の場合ですと 460 件を超える申請がございました。この場合、証明書を提出していただいたことによりまして、大変スムーズな審査と交付決定をすることができました。ですので、早い審査と早い交付決定を行うためには、納税証明の提出というものに対しまして、ぜひ、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 納税証明が必要なところと、必要ではないところがあるということがあります。商工観光課のほうでやっている給付金、これに関しては納税証明を求めておりません。当然、今回のところでは税の猶予も絡んできますので、そこでは給付金の性質としまして、そこでは納税証明はもらっておりませんが、補助金に関しましては納税証明は添付書類に入っております。当然、補助金というのは、その後の報告義務がございますので、そこら辺は制度の違いでとっているものととらないものがあるというふうにご理解いただきたいと思えます。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 今、言われた雇用調整助成金ですとか、例えば国、県の情報の共有ということになると思うのですけれども、実際にうちの担当のほうから持続化給付金、それから雇用調整助成金もハローワークになります。一応、その件数等の開示というのは問い合わせをしたことがございます。ただ、やはりなかなか難しいというところがありまして、実際、今ハローワークについては、魚沼市それから湯沢町、私どものほうでも連絡協議会等ございますので、またその際に要望等をしていってみたいと思えます。

以上です。

○議 長 21 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 産業振興部長の話は話でわかりましたし、都市計画課長の話もわかるのですけれども、市全体で方針を出してちゃんとやっているのだなというのはわかったのですが、1 点ちょっと都市計画課長に聞きたいのが、世帯全員のリストを出すというふうなあれだったわけですけれども、では、ちょっと私がわからないのは、みんな住マイル改修補助金を出すときは、申請者の納税証明だけではなくて、世帯全員のリストを出させているのですか。ちょっと私そこが、整合性が合わないのではないのかなと。

○議 長 都市計画課長。

○都市計画課長 その世帯主と、あと所得のある方につきましては、皆さんの納税証明をいただいております。

○議 長 21 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 非常にわかりました。そういう点でスピードが——もらったほうがいいというのであれば、それはそれでわかるのですけれども、湯沢町は湯沢町で、例えば都市計画課に委任しますよということを出してもらって、それでやっているわけです。新型コロナウイルス対策でやるのだったらそういうのも一つかもしれないですし、やはりどうやれば市民も楽ができるかという、納税証明を出すことで300円だか400円だか取られるわけですよ。それが別に狙いではないのだろうけれども、いかに簡単に手続きを済ますかというのも市民サービスの一貫なので、近隣にも事例があったわけですから、絶対比較されますよ。そういう点は考えていくべきではないのかなという思いがあります。

あと、持続化給付金に関しては、市、町で言ったってだめな点もあるわけですよ。なので、大きな流れをつくっていくのも大事だと思うので、県の担当者会議とかでも頑張ってもらえればと思います。

以上です。

○議 長 質疑を終わることに……。

13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 17ページの会計年度任用職員についてちょっと確かめをさせていただきます。期間が割合と少ない。要するに22日に締め切りという先ほどの話であります。まだまだこれからリストラ等があるのではないかなというふうに私は捉えています。そうした中で、この採用基準です。私は殺到すると思っているのです。そうした中で選考方法——先着順なのかとか、いろいろ考えておられると思うのですけれども、殺到した場合はどういった方法をとるのか。さっき言ったように、いくらでも仕事があるというような形なのか、もう一回ひとつお聞きしておきます。

それから、23ページの今ほどの「みんな住マイル」改修補助金であります。これについては新しい制度ということで50万円以上の仕事というふうに限定しております。これを今までの感覚でしている業者さんの方々が、例えば畳屋さんとか、建具屋さんとか、そういった方々は、そういった仕事に50万円以上というのはなかなか該当しないということで、非常に対象——要するに最初から取り組まないという状況が生まれています。そうした中で、この2,000万円という額の中でそういった50万円——今までのように10万円以上というような形を考えなかったのか、ひとつそこをお聞きしておきます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 殺到するかどうかやってみないとわからないところであります。殺到した場合、我々は望んでいるところでありますけれども、選考基準という明確なものを打ち立てているわけではありませんが、理由ですね——雇いどめにあったとか、就職ができなかったとか、内定を取り消されたとかという、そういう明確な理由があれば優先していきたいと思えますし、作業内容が学校の中でありましたり、学校の近辺であります。体力的な問題、あるいは事務仕事ができるのかといったもの、これは経歴書あるいは面接等で決めていくこととなりますけれども、そういった形で適材適所で我々も選考していきたいというふう

に思っております。

以上です。

○議 長 都市計画課長。

○都市計画課長 過去のリフォーム工事を見てみますと、1件の工事費の額がやはり100万円ぐらいになっておりまして、50万円以上の工事が全体の6割を占めていたところがございます。したがって、50万円につきましては、それほどハードルの高いものではないと考えております。また、春に行った募集と要件を変えるということになりますと、また不公平感といいますか、そういうのも生じてきますので、変えないでやっていこうと考えております。

以上です。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 前段ですが、適材適所とか、いろいろな要件とかありますけれども、仕事の内容はいくらでもあるということであるので、ペンキ屋ができる人はペンキ屋だかもわからないし、するけれども、適材適所であるならば、まず採用が前面にある。そして、職種はそこからその後で選ぶというような配慮が必要ではないかなというふうに考えますが、殺到しないという中で、あるいはそれにおさめる中でそういった選考方法をしようとしているのか、ひとつお聞きします。

もう一点が、平均が50万円以上だとか、100万円だとかという問題とは別に、より広範な方々に利用していただくということになると、別に10万円に下げても50万円以上というラインをつくらなければいいわけでありまして。それが公平に欠けるというのは、同じ方法でやらせていただくということですから、新型コロナウイルスの問題、騒動に関して追加はこういうふうにしますよという形にしたほうが、私はよかったのではないかなというふうに考えています。平均がどうだとかこうだとか、そういう問題ではない。本当にやらなければならない仕事を決断する一つの材料として、提供したらどうかというのが私の意見であります。

今の答弁は前課長からも重々聞かせてもらっているわけでありまして、そういった検討をすべきではないかと。現に我々も申し入れはしているわけでありまして、もう少しかゆいところに手が届くような行政を望むものであります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第49号議案 令和2年度南魚沼市一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 49 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 22、第 50 号議案 令和 2 年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第 50 号議案 令和 2 年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、介護報酬改定等に伴うシステムの改修、及び介護支援専門員の増員に伴うものです。

歳出では、介護報酬改定等に伴うシステム改修業務委託による運営費、介護支援専門員の増員による人件費として介護予防ケアマネジメント事業費をそれぞれ増額するものです。

歳入では、歳出で増額となりました介護予防ケアマネジメント事業費に対する財源として、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金をそれぞれルールに基づく負担割合によって増額するものであります。

以上によりまして、歳入歳出予算に、それぞれ 83 万 1,000 円を追加し、総額を 67 億 4,983 万 1,000 円としたいものであります。

詳細につきましては、福祉保健部長に説明させますので、よろしくご審議をいただきまして、決定をいただきますようお願いをいたします。

以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、議案書の 8 ページ、事項別明細書をお願いいたします。今ほど市長のほうからも説明がありましたけれども、支出に対してルール分に基づく国の補助金、支払基金交付金、県補助金、一般会計繰入金が歳入として入ってくるものでございます。

一番上の表、9 ページの説明欄のほうをお願いしたいと思います。こちらにつきましては歳出の 56 万 2,000 円に対します 25%分、14 万円の計上でございます。

下の行、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業補助金、こちらにつきましては 26 万 8,000 円の支出につきまして、87.5%の対象率に対して 3 分の 2 の補助金が入りまして 15 万 6,000 円となっております。

支払基金交付金につきましてもルール分に基づきまして事業費 56 万 2,000 円の 27%、県支出金につきましては、56 万 2,000 円に対しまして 12.5%、8 款繰入金につきましては、56 万 2,000 円につきまして 12.5%の計上でございます。

次に歳出を見ていただきたいと思います。12、13 ページをお願いいたします。総務管理費、一般管理費でございます。運営費にシステム改修業務委託料 26 万 9,000 円の計上でございます。こちらにつきましては当初でも見込んでおりましたけれども、額が確定したことによりまして補正したものでございます。

2 番目の表、介護予防ケアマネジメント事業費、こちらにつきましては市長の説明にありましたが、ケアマネージャーが 1 名増になったことによりまして、人件費を精査した中での

56万2,000円の計上となっております。

説明は以上になります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第50号議案 令和2年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第50号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第23、第51号議案 南魚沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第51号議案 南魚沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてをご説明申し上げます。本議案は人事院規則の特殊勤務手当の一部改正に伴いまして、対応する市の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正したいというものでございます。

3ページ、新旧対照表をごらんください。主たる改正部分は、第3条に第3号を加えるというものであります。家畜伝染病の蔓延を防止するために行う作業で、市長が定めるものに従事した場合、日額500円を支給するという内容であります。

第3条本文は、第3号を追加したことによります号ずれの修正、第2号は、第3号で使います、家畜伝染病という文言の定義規定の追加であります。

現在、この「市長が定めるもの」といいますのは、人事院規則第12条第1項第4号に規定しております、豚熱——豚コレラですね——この蔓延を防止するために行います野生イノシシの死体の運搬、もしくは埋却、または野生イノシシの捕獲現場の消毒作業であります。この作業は市町村の要請によりまして農林水産省の職員が行うものでありますが、イノシシ捕獲サポート業務において行われるものでありまして、当市の職員が同様の業務を行った場合に手当を支給する対象となるものであります。

手当の額につきましては、当市のその他の防疫等作業手当と同額の500円としております。

1ページに戻っていただきまして、本改正条例の附則であります。公布の日から施行したいというものでございます。

以上、第 51 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 51 号議案 南魚沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 51 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 24、第 52 号議案 南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、第 52 号議案 南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

国民健康保険においては、特別な理由がある被保険者に対し、法の規定に基づき市はその判断により国民健康保険税の減免を行うことができるとされているところですが、今般、令和 2 年 4 月 7 日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により一定程度の収入が下がった方々等に対して、国民健康保険税等の保険料の減免等を行うこととされました。これに対応するため、市の国民健康保険税条例にその規定を設ける改正を行うものです。

これによりまして、要件に該当する世帯の国民健康保険税は 2 割から全額減免まで、段階的に減免されることとなり、また、この対応により減収となった市に対しては、その全額が国の特別調整交付金等で措置されることとなっております。

それでは、新旧対照表でご説明を申し上げます。3 ページをごらんください。第 14 条は、国民健康保険税の減免に関する規定であり、現行の第 1 項では、所得の激減により生活が困難になった方を減免対象としておりますが、その規定を第 1 号とし、第 2 号に新たに、特別な事情のある方の記述を加えます。

その具体的内容として、附則第 21 項を加え、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに納期限を迎える国民健康保険税を対象に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入



が減少した世帯に係るものについては、これを減免すると規定するものです。

4 ページのほうに移りまして、また、その細かな基準等については、国の通知等を踏まえ、別途定めることといたします。

なお、その主な要件といたしましては、世帯の生計を主として維持している方が新型コロナウイルス感染症により死亡または重篤な傷病を負った世帯については、全額の減免。同じく主たる生計維持者の事業収入等が、前年に比べ 30%以上減少した場合で、前年の合計所得金額が 1,000 万円以下であり、その減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計が 400 万円以下である場合には、前年の所得区分に応じて段階的に 2 割から全額の減免をするなどとなっております。

附則第 22 項では、前項で 2 月 1 日からの国民健康保険税がさかのぼって対象となることから、本則の第 14 条第 2 項で減免の申請期間を納期限前 7 日までと定めているものを、市長が別に定める日として、既に納期限が到来しているものも含め、柔軟に対応できるようにするための規定を設けるものです。以上が改正内容であります。

2 ページのほうに戻っていただき、本改正条例の附則です。この条例は、公布の日から施行し、減免対象期間である令和 2 年 2 月 1 日から適用させる、とするものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 52 号議案 南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 52 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 25、第 53 号議案 南魚沼市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、第 53 号議案 南魚沼市介護保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等により、介護保険の第 1 号被保険者の保険料減免を行うための改正です。

介護保険においては、特別な理由がある被保険者に対し、介護保険法第 142 条の規定に基づき、市町村はその判断により介護保険料の減免を行うことができるとされております。

令和 2 年 4 月 7 日の閣議決定の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行うとされたことに基づき改正を行うものです。

それでは、新旧対照表でご説明申し上げます。議案書の 3 ページをごらんください。今回の新型コロナウイルス感染症対策に係るものとしまして、時限的な規定は本則ではなく、附則で定めるのが一般的のため減免規定としまして、附則第 19 項、第 20 項を新たに加えた改正でございます。

附則第 19 項では、減免措置を行う場合の減免要件とその対象となる保険料を定める規定。本項各号の要件を満たせば、保険料の減免を規定した第 10 条第 1 項の規定による減免の要件を満たすものとして、同条同項の規定により減免を行えることとしております。

対象保険料は、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に納期限が定められている保険料とし、減免要件については、第 1 号では新型コロナウイルス感染症により、世帯の生計を主として維持する者が死亡し、または重篤な傷病を負ったこと。

次の第 2 号では、新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の生計を主として維持する者の事業収入等の減少が見込まれ、次のページのア及びイに該当することとし、アでは、事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の 30% 以上であること。イでは、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下であることと規定しております。

第 20 項は、減免申請の期限を規定しております第 10 条第 2 項の読みかえにより、減免申請の期限の特例を定める規定であります。減免対象期間中に既に徴収した保険料がある場合について、徴収前に減免申請ができなかったやむを得ない理由があると認められる場合には、別に申請期限を定めることができるものとしております。

議案書の 2 ページに戻っていただきまして、最下段、本改正条例の附則になります。施行期日については、公布の日から施行するものとし、改正後の附則第 19 項及び第 20 項の規定は、令和 2 年 2 月 1 日から適用するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 非常にわかりづらい条文といたしますか、附則なので、確認の意味も含めてお聞きしたいのですが、主には附則の第 20 項のあたりですが、本来この減免申請するときには、普通徴収の場合は納期限 7 日前までに申請しなければならないということになっていまして、申請書を提出しなければならないとある。けれども、この第 20 項のところ、「提出しなければならない。ただし、市長は、これにより難しい事情があるときは、別に申請期限を定めることができる」ということになっているのです。ただ、この 2 月の納期限から

該当するとなると、この2月、3月の第9期、第10期ですか、第9期と第10期はもう過ぎているので、これはもう納期限を設定することができるではなくて、納期限を設定しなければ、この方々は申請できないのではないかと私はちょっと読み取ってしまうのですけれども、そこら辺は大丈夫なのかというところ。

あとはこれから来るところにつきましては大丈夫なのでしょうけれども、この2月から適用するということになると、そこら辺がちょっと非常に心配なところがあるのですが、そこら辺の考え方をちょっと教えていただきたい。

○議 長 介護保険課長。

○介護保険課長 今ほどの質問の件ですけれども、まず1点目は、条例のほうの第20項の附則の改正といいますか、追加によりまして、申請期限につきましてはさかのぼってできるというような形の改正にさせていただきました。

具体的にはどのような定めというところになるのですけれども、私どもはこの条例のほかに減免基準というのを設けさせていただきまして、減免基準のほうに具体的に、いつからいつまでの申請ということで、今回もその部分は改正をさせていただきまして、納期限の翌日から起算して6か月以内というような減免基準のほう、改正をさせていただきました。

したがって、今回の佐藤議員がおっしゃる2月、3月の第9期、10期についても、さかのぼって減免申請ができるということで、今回、条例の改正もさせていただきますし、減免基準のほうにも具体的にうたわせていただいたということでございます。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第53号議案 南魚沼市介護保険条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第53号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 ここで休憩いたします。再開を4時55分といたします。

〔午後4時41分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後4時54分〕

○議 長 本日の会議時間は、日程第55、第83号議案までとしたいので、あらかじめ

延長いたします。ご協力よろしく申し上げます。

○議長 長 日程第 26、第 54 号議案 南魚沼市子ども・若者育成支援センター条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長 第 54 号議案 南魚沼市子ども・若者育成支援センター条例の一部改正についてご説明申し上げます。このたびの改正は、大きく分けて 3 点を改正するものでございます。

1 点目として、子ども・若者育成支援センターは、平成 23 年 4 月に勤労青少年ホームに開設いたしましたが、施設の老朽化と耐震強度不足により、本年 10 月に旧塩沢保育園へ移転することとしています。このため、センターの所在する住所を改めるものでございます。2 点目は、開設してから子ども・若者育成支援センターが 10 年経過する中で、所管する業務に変更がありましたので、改正により現在の業務内容に合わせるものでございます。3 点目は、現在の所管業務に合わせて、センターの名称を変更するものでございます。

それでは、新旧対照表によりご説明いたしますので、3 ページをごらんください。まず、条例の題名でございます。子ども・若者育成支援センターは、開設当初、教育支援センター及び青少年育成センター、そして家庭教育、また勤労青少年ホーム、これらをあわせて、青少年健全育成事業やユニバーサルデザイン支援事業、家庭教育支援事業なども所管しておりましたが、業務の所管がえなどにより、現在は、ニート、ひきこもり、不登校などの課題を抱えた子ども・若者やその家族に対し、それぞれに応じた相談や支援の充実を図っておるところでございます。

そのため、以前より学校関係者や市民の方々などから、子ども・若者育成支援センターの名称の育成支援の部分が、相談をする側としては、わかりづらいのだという意見が寄せられておりました。このため、条例の題名を南魚沼市子ども・若者育成支援センター条例から南魚沼市子ども・若者相談支援センター条例に改め、センターの名称を変更したいものです。同様に第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条の各項、そしてめくっていただいて、第 5 条の該当部分をそれぞれ、子ども・若者相談支援センターに改めるものでございます。

戻っていただいて第 2 条でございますが、また、第 2 条は、センターの位置を、現行の南魚沼市二日町 428 番地 1 から、旧塩沢保育園の住所である南魚沼市塩沢 610 番地 13 に改めたいものでございます。

次に第 4 条をごらんください。第 4 条の第 1 項第 3 号の幼児教育支援につきましては、発達課題に関する事業などを保健課や子育て支援課に、そして誰もが参加できる子育て親子教室を社会教育課に、それぞれ業務を移管しておるところでございます。

第 4 号の家庭教育支援、これはだんぼの部屋などの支援事業でございますが、これと第 5 号の青少年健全育成支援につきましては、社会教育課に業務を移管しております。

また、第 6 号の勤労青少年ホームの管理運営につきましては、このたびの移転に伴い、次の第 55 号議案にあるとおり業務を廃止したいものでございます。

これらにより、新旧対照表では省略しておりますが、第 4 条第 1 項第 1 号の相談支援に関

すること、そして第2号の適応指導支援に関することに続く第3号から第6号までを削り、第7号を第3号としたいものです。

2ページに戻っていただき、改正条例の附則をごらんください。第1項の施行期日は、移転に伴い10月1日とし、センターの移転と期日を合わせております。第2項は、南魚沼市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例の中に、子ども・若者育成支援センターの名称が出てまいりますので、あわせて改正するものでございます。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第54号議案 南魚沼市子ども・若者育成支援センター条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第54号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第27、第55号議案 南魚沼市勤労青少年ホーム条例の廃止についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長 それでは、第55号議案 南魚沼市勤労青少年ホーム条例の廃止についてご説明申し上げます。

南魚沼市勤労青少年ホームは、昭和53年4月に、働く若者が余暇を利用した講座や趣味のグループ活動などを通して、仲間づくりや学習を行う場所と機会を提供するために開設いたしました。

開設当初は、各種講座の開催、音楽、劇団、茶道などのサークル活動、発表会などの交流が活発に行われてきましたが、近年、若者の生活様式の多様化や余暇の過ごし方の変化などにより、著しく利用者数が減少して、現在は貸し館事業のみとなっております。

また、現在の施設は建築後42年が経過し、老朽化が目立っており、平成27年に実施した耐震診断では、強度不足も指摘されているところです。先ほどの第54号議案でもお諮りしたとおり、子ども・若者育成支援センターは旧塩沢保育園に移転することとしております。移転後の施設では住環境面において本事業を継続していくことが難しいことから、南魚沼市勤

労青少年ホームについては、子ども・若者育成支援センターの移転にあわせて閉館するものとし、本条例を廃止したいものです。

附則といたしまして、この条例は、令和2年10月1日から施行したいものでございます。第2項は、南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の別表第2に、勤労青少年ホーム運営委員会委員の報酬額の規定がございますので、このたびの廃止にあわせ、これを削除するものでございます。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第55号議案 南魚沼市勤労青少年ホーム条例の廃止については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第55号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第28、第56号議案 財産の取得について（小形除雪車（1.5m級）大和地域用1台）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第56号議案につきましてご説明申し上げます。本議案は、南魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定します、予定価格2,000万円以上の動産の買い入れでありまして、地方自治法第96条第1項第8号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものであります。

議案書の1ページをごらんいただきたいと思います。取得する財産の表示は、小形除雪車（1.5m級）1台。議案書に記載はありませんけれども、大和地域に配備をするものであります。取得の方法は、指名競争入札。取得金額は、2,728万円。契約の相手方は、魚沼市井口新田、有限会社小出自動車工業であります。

3ページをお開きいただきたいと思います。物品購入仮契約書であります。契約期日は令和2年4月22日、納入期限は令和2年11月10日であります。議会の議決をもって本契約とみなします。

4ページは、入札調書でありまして、同じく3社からの応札によりまして、税抜き価格2,480

万円、落札率 93.8%で落札となっております。5 ページは、契約相手方の概要でありまして、当市への納入実績が多数となっております。6 ページから仕様書、11 ページがオプション装備、12 ページが特記仕様書、13 ページは外観図となっております。

以上、第 56 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご同意議決いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 56 号議案 財産の取得について（小形除雪車（1.5m 級）大和地域用 1 台）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 56 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 29、第 57 号議案 財産の取得について（小形除雪車（1.5m 級）六日町地域用 1 台）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 57 号議案につきましてご説明申し上げます。前議案と同じく、予定価格が 2,000 万円以上の動産の買い入れについて、議会の議決をお願いするものであります。

議案書の 1 ページ、取得する財産の表示は、小形除雪車（1.5m 級）1 台、六日町地域に配備をするものであります。取得の方法は、指名競争入札。取得金額は 2,684 万円。契約の相手方は、南魚沼市川窪、株式会社国際自動車整備であります。

3 ページをお願いいたします。物品購入仮契約書でありまして、契約期日は令和 2 年 4 月 22 日、納入期限は令和 2 年 11 月 10 日であります。

4 ページは入札調書、3 社からの応札によりまして、税抜き価格 2,440 万円、落札率 92.3%で落札となっております。5 ページは、契約相手方の概要で、当市への納入実績が多数ございます。6 ページから仕様書、11 ページがオプション装備、12 ページが特記仕様書、13 ページは外観図となっております。

以上が第 57 号議案の説明でございます。よろしくご審議の上、ご同意議決いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 第 56 号議案、第 57 号議案、全く同じ小形の機械ですけれども、仕様書も全く同じです。これは入札なので、最初だめだったらもうちょっと企業が頑張ったら価格が変わったということで、普通に考えれば理解できるのですけれども。

参考までにちょっと教えていただきたいのですけれども、この入札は指定の 2、3 となっているのですが、これは同じ日に 2 をやって 3 をやった、そういうふうな順序で行ったのか。例えば日を変えて、だめだったからもうちょっとうちのところはこの次は安くしようかみたいなのであれば、こういうのもわかるのですけれども、なかなかちょっと数字的に、内容と数字が非常におもしろいというか、ちょっと聞いてみたいと思うので、入札の進め方というか、スケジュールというか、そこら辺をちょっと教えていただきたい。

○議 長 総務部長。

○総務部長 これは同じ日に続けてやった入札であります。説明を申し上げようかと思っただけですけれども、一緒に入札すればいいではないかと。2 台を 1 回の入札でもと考えるわけです。そのほうが安くなるのではないかと。

まずは 2 つ一緒にして、特殊車両ですので、特にスケールメリットは働かないのだそうです。我々が重視したのは、新型コロナウイルスの関係で調達そのものが業者さんにおいてきちんとできるのか。そういった先々の不安もありまして、また、納入場所が六日町と大和で違うわけです。今までの納入実績、あるいは今後のメンテナンス等を考えますと、同じ業者が 2 台入れていいばかりではないのです。ということも考えまして、これは別々に入札をしたほうが我々にとっては有利であるという判断のもとに、2 つに分けて同じ日にやったということでございます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 57 号議案 財産の取得について（小形除雪車（1.5m 級）六日町地域用 1 台）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 57 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 30、第 58 号議案 財産の取得について（大型送迎バス 1 台）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。



○総務部長 第58号議案につきましてご説明申し上げます。本議案も予定価格2,000万円以上の動産の買入れについて、議会の議決をお願いするものであります。

議案書1ページであります。取得する財産の表示は、大型送迎バス1台。取得の方法は指名競争入札。取得金額は2,355万3,650円。契約の相手方は、南魚沼市四十日、新潟いすゞ自動車株式会社六日町支店であります。

3ページは、物品購入仮契約書で、契約期日は令和2年4月22日、納入期限は令和2年11月30日であります。

5ページは、入札調書でありまして、当市の入札参加資格者名簿に登載され、該当車両の取り扱いのある3社を指名しましたが、うち1社が辞退しまして、2社からの応札によりまして、税込価格2,355万3,650円、落札率87.4%で落札をいたしました。6ページは、契約相手方の概要であります。当市への納入実績も多数となっております。7ページ、8ページが仕様書、9ページが下取り車一覧表、10ページは購入予定車種の外観図であります。

第58号議案の説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご同意議決いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 5ページです。入札が令和2年4月22日、そして納入期限が令和2年11月30日までということでありまして、当初予算でバス購入という部分も出ておりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の猛威ということで、市内のバスを所有しているタクシー会社だったり、観光会社であったりということの状況を見ると、やはりそういうところを、民間を助けるという意味ではないけれども、民間でできるものは民間にというような考え方で、こういうものはやはり慎重にやるべきです。1台、確かにそこにシャフトが折れたか何かで動かない車、マイクロバス1台がとまっています。その入れかえだろうと思いますけれども、こういう時期に市がこういうバスを所有してやらなければならないものか。ここを考えてもらいたのです。

一番民間で難儀しているのは、宿泊であったり、それから観光業であったり。うちの近くの運送会社のほうも大変な、バスでは観光がアウトになったということで、とまってしまっているわけです。そういうところを何とかしてやろうという考え方はなかったのかどうかという、ここをまずお聞きしたいなど。

○議 長 総務部長。

○総務部長 我々も、全ての市のバスの業務を民間さんに外注するというのも、可能かもわかりませんが、ただ、市の機動性といいますか、持っていることによって皆さんにサービスができる面、非常に強みがあるわけでありまして。これから民間のタクシー業者さん、あるいは観光バスの業者さん、いろいろな形で市も支援していきたいと考えておりますけれども、だからと言ってバスを買ってはならないということには、私はならないだろうと思います。必要なものは必要なときに買っておくべきであって、それを活用しながら、あわ

せて民間の会社の方々との協調、あるいは支援を図っていく。私はそういう体制が必要なのだろうというふうに思っております。

これは必要なものであって、購入せざるを得ないということで入札をかけたわけでございます。ご理解いただきたいと思えます。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 この市内にこういう大型バスを所有している民間会社が少ない、その台数も少ないと、そういう時代であれば、なるほどと。必要なものは必要でしょうと。しかし、そうではないでしょう、今は。大変な時期ですよ。このバスを買わずに民間のものを利用すると。たった1台のバスですけれども、そうやって市が本気で民間の会社を頑張れと言って支えるのだと、そういう姿勢をやはり私は見せてほしかったのです。

入札の公告を見れば、入札日は4月22日ですから、ちょっと前です。前だけれども、こういう事態は当然考えられるだろうと。要するに県境を越えての移動は慎んでもらいたいという、それがどういうことを招くかということは、やはりうちの総務部であれば、知恵を働かせてもらって・・・残念です。もう考え方が違うのですから、どうしようもないですけれども、非常に私は残念だったと。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 聞いてみようかどうしようか迷ったのですが、あえてお尋ねしてみます。このバスについてですけれども、その資料に保証期間が明記されていない。前の除雪車については保証期間等々明記してございます。ご丁寧に新品でなければならぬという文言まであるわけですけれども、このバスについて保証期間の明記がないのはなぜか。この辺の事情については知っている人は知っている。知らない人は知らないということで、情報共有する意味で、その辺の説明をお願いしたいと思います。

普通、一般的な通念として考えてみれば、1万円、2万円の電気製品でも保証期間というのは明記されているわけです。みんなそんなことは知っているわけです。2,000万円とかいう金額のものに保証期間の明記がない。なぜないのか、その辺のことについて、この議場にいる全員が知っているとは限りませんので、情報を共有する意味でお尋ねしたいと思います。

○議 長 財政課長。

○財政課長 今ほどのご質問の件についてであります。小形除雪車につきましては、発注してそれを製造会社がつくるというところで、保証期間がありますが、バスのほうは特殊車両ではなく、あるものを納入ということで通常の車の購入に当たっても、車については保証というのはついていなかったかと思えます。(当日訂正発言あり)

以上です。

○議 長 7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 私の認識不足でしょうか、車についても保証期間なるものは当然あるものだと思っていました。電気製品なんかも1万円以下の電気製品だって保証期間というのは明

記されているわけです。この資料に書いていないだけなのだと行ってしまえば、それまでですけれども、もし、保証期間なるものがあるのであれば、資料にも明記するべきだろうと私はそう思うのですが、いかがでしょうか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 資料の作り方がちょっと不統一でありました。その点、もう一度精査しまして、我々も記載ができるものであれば記載していきたいというふうに思っております。ありがとうございました。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を……。

16番・中沢一博君。

○中沢一博君 ちょっと大事な部分でメンテナンスの部分もありますので、あえて確認させていただきます。車というものは全部、本当に保証期間はないのでしょうか。部門によって違うというふうに私の経験からいって感じております。これはメンテナンスの大事な部分ですから、確認させていただきたいと思っています。

○議 長 総務部長。

○総務部長 ちょっと手元に資料がございませんので、確認してもう一度お答えさせていただきます。

○議 長 とりあえず議事を進行したいと思いますが、回答は後ほどでよろしいでしょうか。

〔何事か叫ぶ者あり〕

○議 長 それでは、質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第58号議案 財産の取得について（大型送迎バス1台）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕（「異議あり」と叫ぶ者あり）

反対の声がありますので、起立による採決を行います。

○議 長 本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第58号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第31、第59号議案 財産の取得について（高規格救急自動車（シャシ

一・ぎ装)、高規格救急自動車に備える移動用無線電話装置等一式)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第59号議案につきましてご説明申し上げます。本議案も予定価格2,000万円以上の動産の買い入れについて、議会の議決をお願いするものであります。

議案書1ページであります。取得する財産の表示は、高規格救急自動車(シャシー・ぎ装)、高規格救急自動車に備える移動用無線電話装置等一式であります。取得の方法は指名競争入札。取得金額は1,914万円。契約の相手方は、新潟市中央区、新潟日産モーター株式会社であります。

3ページが物品購入仮契約書で、契約期日は令和2年4月22日、納入期限は令和3年3月31日であります。

4ページは入札調書で、当市の入札参加資格者名簿に登載され、当該車両の取り扱いのある6社を指名しましたが、うち2社が辞退しまして4社からの応札によりまして、税抜き価格1,740万円、落札率89.0%で落札をいたしました。記載はございませんけれども、予定価格の税込額が2,150万円ということになりますので、2,000万円を超えるため議決案件となるものでございます。

5ページは、契約相手方の概要であります。当市への納入実績はございませんけれども、県内各消防本部等への納入実績は多数ございます。

6ページから11ページまでが、高規格救急自動車(シャシー・ぎ装)の仕様書であります。12ページから15ページが移動用無線電話装置等の仕様書、16ページから21ページがぎ装などの内容になっております。22ページが外観図であります。

第59号議案の説明は以上であります。よろしくご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長 質疑を行います。

21番・牧野晶君。

○牧野 晶君 ちょっと確認ですけれども、前回、救急車を買ったのはいつでしたか。というのは、私の記憶が定かではないのですけれども、何年か前のときに新潟日産さんのほうで、入札の辞退だか、救急車のもう車がないとか言って答弁されたことがあったのです。それだけでも、私も最近になって、日産って救急車を出しているのではないかとか思っているのを、最近見たら今回、日産の車が出ていたわけです。

でも、これの例えば5ページを見ると、過去4年にわたって日産自動車はいろいろ納入しているわけです。ほかの、これの前ときは、日産にちゃんと入札を出していたのかなというふうな、ちょっと疑問に今、思っているのです。そこところがちょっと私も記憶がなくて、この場で言うのではなくて調査してから聞けばよかったですけれども、もしわかれば、前回のとちょっと比較して教えていただければと思うのですが。

○議長 消防長。

○消 防 長 前回、救急車を購入したのが平成 29 年度です。そのとき恐らく確か日産も入札に参加していたかと思えます。

日産の救急車ですけれども、以前はボンネット型というか、前がちょっと飛び出たような感じのトラックベースの救急車だったのですけれども、2 年ほど前、モデルチェンジをしまして、トヨタと同じような形状の救急車を販売しております。そのため今回、仕様もかなり似たようなものをトヨタと同じような形で参加していただいて、日産さんが落札したという経過でございます。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 59 号議案 財産の取得について（高規格救急自動車（シャシー、ぎ装）、高規格救急自動車に備える移動用無線電話装置等一式）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 59 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 32、第 60 号議案 財産の無償譲渡について（光ファイバー設備等）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 60 号議案につきましてご説明申し上げます。本議案は、平成 22 年度に南魚沼市が整備いたしました光ファイバー設備を無償で譲渡するというものであります。地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

議案書の 1 ページをごらんいただきたいと思います。無償譲渡しようとする財産は、南魚沼市内に整備しました光ファイバー設備等、IRU 契約用光ファイバー伝送設備、ケーブル、モジュール等一式であります。

無償譲渡の相手方は、埼玉県さいたま市、東日本電信電話株式会社。

無償譲渡の理由は、議案書に記載のとおり、南魚沼市が平成 22 年度において整備しました一般利用者向け光ファイバー設備につきまして、補助事業による処分制限期間であります 10 年を経過したということから、民間通信事業者への譲渡が可能になったもので、総務省との協議によりまして、無償譲渡とすることが条件づけられたところであります。今後の通信サービスの安定した提供を図るため、このたび、現在の運用事業者であります東日本電信電

話株式会社——NTT東日本でありますけれども、こちらに無償で譲渡しようとするものがあります。

少し補足説明をいたしますけれども、この光ファイバー設備につきましては、平成 22 年度に総務省が、日本全国の通信システムの高度化を強力に推進するため、地域情報通信基盤整備推進交付金を設置しまして、民間事業者による整備ではなかなか進捗しない、いわゆる不採算地域につきましては、当該自治体が事業主体となって光ファイバー設備を整備するという事業を推進したわけでございます。

4 ページに南魚沼市光伝送路整備ルート概要図——地図がございます。ごらんいただきたいと思いますが、黒い太線で示したルートが、南魚沼市が整備した路線であります。六日町、塩沢の市街地が抜けております。この地域につきましてはNTT東日本が先行して整備を終えていた部分であります。そのほかの地域については整備が進捗しておらず、NTT東日本も当面、整備をする計画がないということでしたので、市が国の制度を活用して整備することにしたわけでございます。

3 ページの資料、市の備品台帳の写しでありますけれども、一番上の表の一番下の行、取得価格がございます。7億 4,277 万円、これは当時の工事請負費と施工管理委託費の合計額であります。この3分の1を地域情報通信基盤整備推進交付金で賄いまして、補助残の95%は地域活性化・公共投資臨時交付金の対象となったために、一般財源といいますのは全体経費の0.5%ほど、大体400万円弱ぐらいで実施をすることができた事業でございます。

工事完了後は、民間通信事業者に永続的な利用権を設定して運営させる契約——これはIRU契約というわけですが——これを締結しまして運営してまいりましたけれども、南魚沼市の加入率といいますのは、本年3月末段階で74.4%と非常に高いのです。本来の考えで、不採算地域の整備率の向上ということで自治体が整備して所有するという制度でありましたけれども、その制度の趣旨からは外れているのではないかと。民間事業者においても、十分、採算がとれる状況ではないのかということで、今後の設備更新、あるいはメンテナンス等も必要になってくることを考えますと、自治体が所有していることよりも民間の所有に移行するべきであるというふうに考えておりました。

通信事業者と総務省の両方と、4年ほど前から協議を続けてまいりましたけれども、本年度に入りまして、やはりこの制度を使って整備しました全国の同様の自治体から声がかかり上がりました。民間譲渡を積極的に進めるという方針が示されたところであります。総務省においてはそのガイドラインも示されました。今年度に入ってからです。

今後、5Gなど、通信技術の高度化を進める上では、自治体所有という形を解消して民間事業者の所有とすることで、さらに積極的な活用、開発が期待できるものと考えております。

無償譲渡という、あまり例のない議案でありますけれども、以上のような事情でありますので、よろしくご審議の上、議決をいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 この事業は、導入される時も申しましたけれども、総務部長がおっしゃったように、うちの市街地域が——要するに加入率も低いだろうというところと全く違うわけで、そういうところに市がお金を出してこういう光ファイバー網をつくって維持していくということは、やらないほうがいいということはずっと言ってきたわけです。今回、10年が過ぎて一応交付金の縛りもなくなったということで、無償譲渡という方向的にはよいかと思っています。ただ、ここで取得価格7億4,277万円と出ていますけれども、今現在の資産価値でいった場合については、これから無償譲渡しようという分の光ファイバー網については、一体どのぐらいだというふうに積算しているのか、そこをまずお聞きしたい。

もう一点は、今後、この維持管理については、NTTさんに全部やっていただくというわけでありましてけれども、例えば電柱を見てもらいますとわかるように、光ファイバーの線が実は一番上についているのです。一番、風雪の被害を受けやすい地域にあると。そういうところで何かあった場合については、当然、NTTさんに修理をしていただけるということであるならば、私はありがたいことだと思っているのですけれども、そこら辺までNTTさんは承知して、無償譲渡でいいですよということをおっしゃっているのか。2点についてお伺いします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 1点目の現在の資産価値でありますけれども、これは評価を特に入れておりませんので、我々でも今、把握ができない状況であります。無償譲渡の段階で無償でありますので、有償であれば幾らという現在価格を出さなければいけないでしょうけれども、無償ということであれば、向こうさんも特にお金をかけて今の現在資産価値を出さなければいけないのかどうかというところだろうと思います。今の段階では現在の価値を我々のほうで算定をするという必要性は感じておりません。

それから、光ファイバーの今後のメンテナンス関係でありますけれども、これも無償譲渡を受ける以上は、向こうさんの全て負担になってくるということになります。今現在でもやはりメンテナンス、あるいは断線はあまりないのですけれども、修理費にはかなりかかっております。それは市が負担しているわけですが、今後はその採算の中でNTT東日本が修理していくということになるだろうかと思います。

以上です。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 この案件が当初予算に載ったときにもお聞きしましたけれども、要は資産価値ということになると無償であるので、本来であれば民間が持つ資産でありますから、それに対して当然、市が課税していくわけです。その課税はしません、ということで説明があったのだけれども、これは未来永劫にわたって、今回、市が整備した光ファイバー網に対しては課税しないというお考えなのか。あるいは5年、10年ではそこが変わっていくのだというところなのか、もう一回お聞きします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 そこまでちょっと調べておりません。恐らく償却資産として課税の対象になってくるのだらうと思いますけれども、そこら辺につきましては、もうちょっと調査をさせていただきたいと思います。今の段階で答弁する内容はございませんので、ご容赦いただきたいと思います。

○議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 最も大事な部分であったわけでありますから、この辺も当然、丹念に調べた上で、やはり上程していただきたいという思いもあります。

これから通信技術については、本当にあした全く新しいシステムが出てくる可能性もあるわけで、NTTさんという大きな企業がこういうところを受け持っていていただくということについては、これからうちの市もIoTとかであったり、ICT技術を使っていろいろなことをやっていかなければならないけれども、NTTさんをお願いしている部分が非常に多く出てくるわけでありますから、そこら辺も見極めた上で。

とにかく、これだけのお金をかけたといっても、市が400万円でしかないといっても、国税でありますから。日本国民の税金でありますから、それを使ってこれだけやって、それをただで民間に渡して、その後、何もしませんというのでは、ちょっといただけないと思います。今後の光ファイバー網を使ったIoT化、それについてはデジタルシティということで、これから南魚沼市は進んでいくわけですから、そこに向けての第一歩になるというような気概で臨んでもらいたいと思います。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第60号議案 財産の無償譲渡について（光ファイバー設備等）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第60号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 ここで先ほど議席番号7番・勝又貞夫君、そして16番・中沢一博君に対して保留していた答弁について、財政課長から発言を求められておりますので、これを許します。

財政課長。

○財政課長 先ほど私が答弁いたしましたことに対して、改めて答弁したいと思いま



す。先ほどバスの関係につきまして、メーカー保証のほうがないかもしれないというような発言をいたしました。確認しましたところ、1年間の保証がついているところであり、訂正をいたします。

また、契約につきまして、仕様書の違いにつきましては、先ほど総務部長のほうがお答えしましたとおり、検討する余地のほうはあるところではありますが、物品の仮契約書のところにおきまして、南魚沼市物品供給契約約款によるということにされておきまして、その中の第10条のところ、瑕疵の担保というところにつきまして、1年間の保証というところも触れておりますので、そのように扱いは同じ取り扱いになっております。

以上です。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 全体的には難しい部分があると思いますので、それで概要はわかりましたけれども、私が心配するのは、やはりこの部分で長年使うわけであり、やはり同じ、よくいう単式簿記、複式簿記というように、メンテナンスの部分がすごくこれによって大きく変わってくる部分です。

なぜこんなことを言うかという、その部署によってこんなことを言ったらあれだけでも、保証期間が違うのであります。そういうこともきちんと把握していかないとチェックのしようがないのであります。そこをやはりこれからこういう時世でありますので、ぜひ、やっていていただきたい。これを要望して終わりたいと思っています。

以上です。

[何事か叫ぶ者あり]

○議 長 また後ほど……（何事か叫ぶ者あり）またお願いします。

○議 長 それでは、議事を進めたいと思います。日程第33、第61号議案 工事請負契約の締結について（旧大巻小学校解体工事）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第61号議案 旧大巻小学校解体工事請負契約の締結につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、南魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、第2条に規定します、予定価格1億5,000万円以上の工事の請負契約であり、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものであります。

議案書の1ページ、契約の名称は、解体第1号旧大巻小学校解体工事であります。契約の方法は、制限付き一般競争入札。3の契約金額は、1億7,710万円であります。4、契約の相手方は、新潟砂利・新潟ガービッチ・島田組特定共同企業体、代表者及び構成員は記載のとおりであります。

3ページからが建設工事請負仮契約書であります。工事期間は、議決の日から令和3年3月31日までであります。

4 ページ、仮契約の締結日は、令和 2 年 4 月 24 日であります。議会の議決によりまして、本契約へ移行することとなります。

7 ページが入札調書であります。入札におきましては、発注標準及び業者選定基準に準じまして、南魚沼市入札参加資格者名簿に解体工事で登載をされている市内業者のうち、解体工事の特定建設業の許可を受けている者を代表者とし、解体工事で特定建設業または一般建設業許可を受けている者で構成される特定共同企業体——構成員は 4 社を限度としておりますけれども——特定共同企業体を参加要件として公告したものであります。記載のとおり、特定共同企業体 3 社からの入札参加がありまして、税抜き価格 1 億 6,100 万円、落札率 96.0%で落札となりました。

8 ページが工事概要であります。上から 3 番目、3 の施設概要、解体対象とありますが、ここに記載してあります 5 つの建物のほか、その下のプール、キュービクルなどが解体の対象でございます。建物の延べ床面積の合計は 3,096 平方メートルになります。

9 ページの平面図に、解体対象となります 5 つの施設を色塗りして載せてございます。10 ページ以降が、更衣室棟を除きましたけれども、4 つの施設の立面図をイメージ的なもので掲載しております。

以上が第 61 号議案の説明でございます。よろしくご審議の上、ご同意をいただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

20 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 今回、解体に当たりまして、国・県等の補助金が入れている学校だと思っておりますけれども、市として企業誘致とかそういうものを、建物を利用した中で行ったかどうか。

例えば、市またぎで今、魚沼市はかなり企業がどんどん出てきている。片や、うちの市では撤退なんていうことも伺っているところですが、そういう努力をしたかどうかということをお聞かせいただきたいのと、更地にしまして何か考えがあるのかどうか。決まっているのであれば教えていただきたいと思えます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 申しわけございません。この建物、大巻小学校をどう活用するかというのは、内部でもずっと検討は続けたのです。何か活用方法はあるかということで考えたのですけれども、まず建物そのものがちょっとほかに転用できないようなアスベストの問題もありまして、なかなか使えないのではないかとということ。

更地にした場合、どうするかということについても地元の方々とも協議をしておりますけれども、まだ具体的には決まっています。活用を図っていきたくと思っておりますけれども、今現在の段階では、これこれという具体的な内容は決まっていないという状況でございます。

ただ、これを残してメンテナンスをかけて、あるいは補強工事をして使っていくということについては、あまり現実的でない。壊すしかないだろうということで解体工事を発注した

ところでございます。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 市内でも空き校舎というのは今後いっぱい出てくると思います。他の自治体でも空き校舎問題はあると思うのですけれども、やはり検討の段階からいうと、最低でも二、三年たつわけです。そういったときに企業立地推進員とかいますので、そうやってやはりいろいろなところに企業を呼んでくれば、雇用もそうですし地域も盛り上がると思うのですけれども、そういう努力をやはり行政としてやるべきだと私は思いますが、その点についていかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 努力をしていないというふうには答弁しておりません。してまいりました。しかし、見つからないという状況です。あとは、かなりここでどうだという話がありましたが、最終的には結びつかなかったということです。内容については先ほど言ったとおり、いろいろなやはり状況がありました。できれば、やはり有効利用をちゃんとやっていきたいという思いです。

ほかにあいてくるところも、今どうしたらいいのだという話は当然あります。ぜひ、皆さんからも、もしそういうことがあれば、常に言っていただきたいと思います。企業立地推進員の皆さんも非常に活発に動いてはくれています。しかし、なかなかやはり難しい。これが事実であります。

この校舎については解体がやむなしという形の判断になったということでもあります。この間にも企業さんとはやりとりでかなりやったところもありましたが、実現には結びつかなかったということでもあります。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 この中で、私は貧乏人なので、どうしても聞かなければいけないのですけれども、学童保育の棟というのは、建ってまだ何年もたっていないのではないかとこのふうには私は思うのであります。地域の人が考えた中でこの判断ですから、私どもは何も言えないかと思うのですけれども、私が1点心配するのは、やはり補助金をもらっての建設だったかと思うのです。まだ年数があまりたっていないので、その点、国に対していろいろそういう部分は問題ないのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 おっしゃるとおり、学童保育棟については、まだ使い道があるのではないかと。本校舎についてはもうかなり、壊すしかない判断ができるのですけれども、まだ確定しておりませんが、あるいは使えるのではないかと、別の会社から使ってもらえるのではないかとということもあり得ると思います。あり得るといふ段階です、今は。ということで、なるべく壊したくない。

補助金の問題につきましては、教育部のほうから回答させていただきたいと思っております。

○議 長 教育部長。

○**教育部長** なかよしクラブという学童施設でございましたけれども、平成 23 年に建てたことしが 10 年目ということで、ことしが終われば壊してもいい施設になるということで、一番最後に壊す予定に今はしております。

ただ、総務部長が申し上げたとおり、まだまだ使える施設でございますので、短い期間ではございますけれども、この中で検討してまいりたいというふうに思っております。ただ、地元の方に公民館としてお使いになりませんかとか、そういったお話もさせていただいたのですが、それらは心配には及ばないということで断られておりますので、また庁内の中で検討してまいりたいというふうに思っております。

○**議 長** 6 番・田中せつ子君。

○**田中せつ子君** 私も学童保育の施設ですけれども、ここでは余っていて、ほかでは狭くて困っているとか、城内小学校ではプレハブも建てたりというようなことで、やはりここをどうするのかというのは、とても関係者の方々は気になっていたところだったのです。なかなかプレハブと違って簡単に持って移動するというわけにはいかないのだと思うのですけれども、年数がたっていないわけですから、中のほうで棚とかげた箱とか、いろいろな形で使っていたものもあるかと思うのです。新しい平仮名のおおまき小学校の学童ができたときに、ここにあった使えるようなものは全て運んで活用しているのかどうか。もう残っているのはあと建物だけで、もうほかに何かとって使える、ほかで使えるようなものは全くもう残っていないのかどうか。1 点、伺います。

○**議 長** 市長。

○**市 長** 済みません、先ほどから担当者はまだ言えなくて、申しわけないのですけれども、活用する方向で今、考えています。まだ発表できない状況でありますけれども、学童保育棟は、必ず使わせてもらいたいと思っております。今答えられないので、それ以上は。

○**議 長** 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○**議 長** 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○**議 長** 採決いたします。第 61 号議案 工事請負契約の締結について（旧大巻小学校解体工事）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 61 号議案は原案のとおり可決されました。

○**議 長** 日程第 34、第 62 号議案から日程第 52、第 80 号議案までの南魚沼市農業委員会委員の任命について、19 件を一括議題とします。本案について一括して提案理由の説明

を求めます。

市長。

○市長 それでは、第 62 号議案から第 80 号議案、南魚沼市農業委員会委員の任命について、提案理由を一括して申し上げたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。少し長くなります。

本案件につきましては、市町村長が議会の同意を得て任命することから、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、19 名の委員の任命に当たり、議会の同意を求めるものでございます。

任期につきましては、現在の農業委員が令和 2 年 7 月 19 日をもって任期満了となりますので、新しい農業委員の任期は令和 2 年 7 月 20 日から令和 5 年 7 月 19 日までの 3 年間となります。

また、農業委員会等に関する法律第 8 条第 5 項に、認定農業者が委員の過半数を占めなければならないとありますが、19 名中 13 名が認定農業者でありまして過半数となっています。また、同法第 8 条第 6 項に、利害関係を有しない者が含まれることとありますが、利害関係を有しない者が 1 名おります。同法第 8 条第 7 項には、年齢、性別等に著しい偏りが生じないようにとありますが、年齢につきましては、40 代から 70 代まで、また性別につきましては、男性 16 名、女性が 3 名となっています。網羅していると思います。

それでは、第 62 号議案から第 80 号議案まで順に申し上げたいと思います。最初に、第 62 号議案であります。片桐京さん、この方は西泉田にお住まいの 65 歳の女性で、個人からの推薦によりまして応募があったものです。農業普及指導センターで普及課長として勤務経験があり、農業に精通している方です。

次に、第 63 号議案であります。山崎輝代さん、山崎にお住まいの 66 歳の女性でありまして、個人からの推薦により応募があったものです。農業関係団体での勤務経験を持ち、農業に関する見識を有している方です。

次に、第 64 号議案であります。荒川敦さん、八竜新田にお住まいの 62 歳の男性、個人からの推薦により応募があったものです。認定農業者として農業に従事し、農業に関する見識を有している方です。

次に、第 65 号議案です。宮田京子さん、天野沢にお住まいの 61 歳の女性で、個人からの推薦により応募があったものです。農業関係団体での勤務経験を持ち、農業に関する見識を有している方です。

次に、第 66 号議案であります。田村芳文さん、上一日市にお住まいの 68 歳の男性で、地域からの推薦により応募があったものです。農業関係団体での勤務経験を持ち、農業に関する見識を有している方です。

次に、第 67 号議案であります。並木孝夫さん、この方は法音寺にお住まいの 68 歳の男性で、地域からの推薦により応募があったものです。認定農業者として農業に従事し、現在、南魚沼市農業委員会会長職務代理として職務を行っており、農業に関する見識を有している

方でございます。

次に、第 68 号議案であります。原澤眞さん、上十日町にお住まいの 59 歳の男性で、地域からの推薦により応募があったものです。認定農業者として農業に従事し、現在、南魚沼市農業委員会委員として職務を行っており、農業に関する見識を有している方でございます。

次に、第 69 号議案であります。牛木友哉さん、小栗山にお住まいの 42 歳の男性です。地域からの推薦により応募があったものです。認定農業者として農業に従事し、現在、南魚沼市農業委員会委員として職務を行っておりまして、農業に関する見識を有している方であり

ます。

次に、第 70 号議案であります。駒形哲也さん、茗荷沢新田にお住まいの 50 歳の男性で、地域からの推薦により応募があったものです。認定農業者として農業に従事し、現在、南魚沼市農業委員会委員として職務を行っておりまして、農業に関する見識を有している方であり

ます。

次に、第 71 号議案であります。棚村光正さん、城内の長森にお住まいの 72 歳の男性で、五城土地改良区からの推薦により応募があったものです。土地改良事業の推進、また農地の保全に携わった経験があり、また以前にも農業委員会委員を務めたことがあり、農業に関する見識を有している方であり

ます。

次に、第 72 号議案です。林昭彦さん、この方は雲洞にお住まいの 67 歳の男性で、地域からの推薦により応募があったものであります。認定農業者として農業に従事して、現在、南魚沼市農業委員会委員として職務を行っておられます。農業に関する見識を有している方

です。

次に、第 73 号議案であります。南雲廣悦さん、この方は上出浦にお住まいの 72 歳の男性で、新潟県農業共済組合からの推薦により応募があったものです。現在、新潟県農業共済組合で新潟県 N O S A I 部長協議会会長を務めておられまして、また認定農業者として農業に従事し、農業に関する見識を有している方でございます。

次に、第 74 号議案であります。大平泰弘さん、この方は野中にお住まいの 57 歳の男性です。地域からの推薦により応募があったものです。認定農業者として農業に従事し、現在、南魚沼市農業委員会委員として職務を行っており、農業に関する見識を有している方です。

次に、第 75 号議案であります。井上秀樹さん、この方は一村尾にお住まいの 49 歳の男性で、地域からの推薦により応募がありました。認定農業者として農業に従事し、現在、南魚沼市農業委員会委員として職務を行っており、農業に関する見識を有している方でございます。

次に、第 76 号議案であります。中俣渉さん、この方は野田にお住まいの 47 歳の男性で、地域からの推薦により応募がありました。認定農業者として農業に従事し、農業に関する見識を有している方です。

次に、第 77 号議案であります。関匡和さん、この方は浦佐にお住まいの 50 歳の男性であります。地域からの推薦により応募がありました。認定農業者として農業に従事し、現在、

南魚沼市農業委員会委員として職務を行っていきまして、農業に関する見識を有している方  
あります。

次に、第 78 号議案であります。中島修さん、この方は大崎にお住まいの 69 歳の男性で、  
みなみ魚沼農業協同組合からの推薦により応募があったものであります。現在、みなみ魚沼  
農業協同組合の理事を務めておりまして、また認定農業者として農業に従事し、農業に関す  
る見識を有している方でございます。

次に、第 79 号議案であります。西野徳光さん、この方は五日町にお住まいの 54 歳の男性  
であります。地域からの推薦により応募がありました。土地家屋調査士、行政書士として家  
屋や土地に関する見識を有しているということから、農業分野以外の者の意見を反映させる  
中立委員として、職務を適切に行うことが期待されている方でございます。

次に、第 80 号議案であります。中島直樹さん、この方は大崎にお住まいの 62 歳の男性で  
あります。個人で応募があったものであります。認定農業者として農業に従事し、現在、南  
魚沼市農業委員会委員として職務を行っており、農業に関する見識を有している方ござい  
ます。

以上で、19 名の皆さんの農業委員会委員の任命につきましてご説明申し上げました。よろ  
しくご審議いただきまして、ご同意を賜りますようお願いをするところでございます。

以上です。

○議 長 一括して質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、討論を省略したいと  
思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決については、5 月 22 日に開催された議会運営委員会において簡易採決  
とすることで決定しております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、採決は簡易採決といたします。

○議 長 第 62 号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、片桐京氏は原案の  
とおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 62 号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、片  
桐京氏は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議 長 第 63 号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、山崎輝代氏は、原

案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 63 号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、山崎輝代氏は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議 長 第 64 号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、荒川敦氏は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 64 号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、荒川敦氏は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議 長 第 65 号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、宮田京子氏は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 65 号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、宮田京子氏は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議 長 第 66 号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、田村芳文氏は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 66 号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、田村芳文氏は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議 長 第 67 号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、並木孝夫氏は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 67 号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、並木孝夫氏は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議 長 第 68 号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、原澤眞氏は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 68 号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、原澤眞氏は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議 長 第 69 号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、牛木友哉氏は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 69 号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、牛木友哉氏は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議 長 第 70 号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、駒形哲也氏は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。



〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第70号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、駒形哲也氏は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議 長 第71号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、棚村光正氏は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第71号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、棚村光正氏は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議 長 第72号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、林昭彦氏は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第72号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、林昭彦氏は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議 長 第73号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、南雲廣悦氏は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第73号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、南雲廣悦氏は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議 長 第74号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、大平泰弘氏は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第74号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、大平泰弘氏は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議 長 第75号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、井上秀樹氏は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第75号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、井上秀樹氏は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議 長 第76号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、中俣渉氏は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第76号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、中俣渉氏は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議 長 第77号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、関匡和氏は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 77 号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、関匡和氏は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議 長 第 78 号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、中島修氏は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 78 号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、中島修氏は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議 長 第 79 号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、西野徳光氏は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 79 号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、西野徳光氏は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議 長 第 80 号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、中島直樹氏は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 80 号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、中島直樹氏は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議 長 ここで先ほど議席番号 15 番・寺口友彦君に対し保留していた答弁について、情報管理室長から発言を求められておりますので、これを許します。

情報管理室長。

○情報管理室長 寺口議員に対して保留していた答弁についてお答えします。NTTに無償譲渡後の光ファイバー設備につきましては、NTTからの申告により固定資産税における償却資産として課税対象となります。いずれにしても、今後のNTTとの協議の中でそのことを再確認したいと思います。よろしくお願いします。

○議 長 日程第 53、第 81 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 81 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、提案理由を申し上げます。このたび、人権擁護委員として 4 期 12 年の長きにわたりご尽力を賜りました若山文雄さんが、令和 2 年 9 月 30 日付で任期満了により退任をされます。若山さんの後任として青木智子さんを、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき法務大臣に推薦するに当たり、議会のご意見をお伺いするものであります。

青木さんは平成 21 年度から南魚沼市青少年育成指導員として活躍をされ、平成 27 年 3 月からは南魚沼市消防団に入団し、女性消防隊として活躍をされ、現在に至っております。人格、見識ともにすぐれた方と思います。

なお、任期は令和 2 年 10 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日までの 3 か年となります。よろし

くご審議いただき、ご意見を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本件は人事案件でありますので討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決は起立により行います。第 81 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、青木智子氏は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 81 号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議 長 日程第 54、第 82 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 82 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、提案理由を申し上げます。

このたび、人権擁護委員として 2 期 6 年にわたりご尽力を賜りました若井健一さんが、令和 2 年 9 月 30 日付で任期満了により退任をされます。

若井さんの後任として水澤稔さんを人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき法務大臣に推薦するに当たりまして、議会のご意見をお伺いするものです。

水澤さんにつきましては、長い郵政事務経験を有しておられまして、平成 31 年 4 月からは多面的機能支払事業城内地域広域協定運営委員会副会長として活躍されています。現在に至っています。人格、識見ともにすぐれた方であります。

なお、任期は令和 2 年 10 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日までの 3 年間となります。よろしくご審議いただきまして、ご意見を賜りますようお願いをいたします。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本件は人事案件でありますので討論を省略したいと思

いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決は起立によって行います。第 82 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、水澤稔氏、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 82 号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議 長 日程第 55、第 83 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 83 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、提案理由を申し上げます。

このたび、人権擁護委員として 2 期 6 年にわたりましてご尽力を賜りました岡村光枝さんが、令和 2 年 9 月 30 日付で任期満了により退任をされます。

岡村さんの後任として羽吹正さんを、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、法務大臣に推薦するに当たり、議会のご意見をお伺いするものであります。

羽吹さんは長い行政事務経験を有し、人格、識見ともにすぐれた方であります。

なお、任期は令和 2 年 10 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日までの 3 年間となります。よろしくご審議いただきまして、ご意見を賜りますようお願いをします。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本件は人事案件でありますので討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決は起立により行います。第 83 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、羽吹正氏、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 83 号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

○議 長 本日はこれで散会いたします。次の本会議は 6 月 8 日月曜日、午前 9 時 30 分、当議事堂で開きます。大変ご苦勞さまでした。

[午後 6 時 23 分]